

平成26年

双葉町議会会議録

第1回定例会

3月11日開会～3月18日閉会

双葉町議会

平成26年第1回双葉町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 日 (3月11日)

議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	5
職務のため議場に出席した者の職氏名	5
開 会	6
開 議	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
委員長報告	6
行政報告	8
議案第1号から議案第31号までの一括上程	13
議案第1号から議案第31号までの提案理由の説明	13
町長施政方針	16
請願の委員会付託	22
散 会	22

第 2 日 (3月12日)

議事日程	23
出席議員	24
欠席議員	24
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	24
職務のため議場に出席した者の職氏名	24
開 議	25

議事日程の報告	2 5
一般質問	2 5
谷津田 光 治 君	2 5
清 川 泰 弘 君	3 6
羽 山 君 子 君	4 0
岩 本 久 人 君	4 5
菅 野 博 紀 君	5 3
散 会	6 0

第 7 日 (3月17日)

議事日程	6 1
出席議員	6 3
欠席議員	6 3
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	6 3
職務のため議場に参加した者の職氏名	6 3
開 議	6 4
議事日程の報告	6 4
議案第1号の質疑、討論、採決	6 4
議案第2号の質疑、討論、採決	6 5
議案第3号の質疑、討論、採決	6 5
議案第4号の質疑、討論、採決	6 6
議案第5号の質疑、討論、採決	6 7
議案第6号の質疑、討論、採決	6 7
議案第7号の質疑、討論、採決	6 8
議案第8号の質疑、討論、採決	6 8
議案第9号の質疑、討論、採決	6 9
議案第10号の質疑、討論、採決	6 9
議案第11号の質疑、討論、採決	7 0
議案第12号の質疑、討論、採決	7 1
議案第13号の質疑、討論、採決	7 1
議案第14号の質疑、討論、採決	7 2
議案第15号の質疑、討論、採決	7 2
議案第16号の質疑、討論、採決	7 3

議案第17号の質疑、討論、採決	74
議案第18号の質疑、討論、採決	74
議案第19号の質疑、討論、採決	75
議案第20号の質疑、討論、採決	75
議案第21号の質疑、討論、採決	79
議案第22号の質疑、討論、採決	81
議案第23号の質疑、討論、採決	81
議案第24号の質疑、討論、採決	82
散 会	83

第 8 日 (3月18日)

議事日程	85
出席議員	86
欠席議員	86
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	86
職務のため議場に出席した者の職氏名	86
開 議	87
議事日程の報告	87
議案第25号の質疑、討論、採決	87
議案第26号の質疑、討論、採決	111
議案第27号の質疑、討論、採決	113
議案第28号の質疑、討論、採決	114
議案第29号の質疑、討論、採決	116
議案第30号の質疑、討論、採決	117
議案第31号の質疑、討論、採決	119
請願第1号及び請願第2号の審査報告、質疑、討論、採決	120
発議第1号及び発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	122
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	124
閉 会	124

3 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

26 双葉町告示第2号

平成26年第1回双葉町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成26年2月19日

双葉町長 伊 澤 史 朗

1. 期 日 平成26年3月11日(火)
午前10時

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2階大会議室

○応招・不応招議員

○応招議員（8名）

1番 羽山君子君
3番 高萩文孝君
5番 清川泰弘君
7番 岩本久人君

2番 白岩寿夫君
4番 菅野博紀君
6番 谷津田光治君
8番 佐々木清一君

○不応招議員（なし）

平成26年第1回双葉町議会定例会議事日程（第1号）

平成26年3月11日（火曜日）午前10時開会

開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告 監査・検査結果報告
双葉地方広域市町村圏組合議会報告
双葉地方水道企業団議会報告
- 日程第4 委員長報告 総務教育常任委員会報告（総務教育常任委員長）
- 日程第5 行政報告
- 日程第6 議案第 1号 専決処分の承認について
専決第 1号 平成25年度双葉町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第7 議案第 2号 平成26年度東日本大震災等による被災者に対する町税の減免に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第 3号 双葉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第9 議案第 4号 双葉町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第 5号 双葉町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第11 議案第 6号 双葉町暴力団排除条例の制定について
- 日程第12 議案第 7号 双葉町水防協議会条例の一部改正について
- 日程第13 議案第 8号 双葉町職員の修学部分休業に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第 9号 双葉町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第10号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第11号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第12号 職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第13号 双葉町行政財産使用料条例の一部改正について
- 日程第19 議案第14号 双葉町立小・中学校条例の一部改正について
- 日程第20 議案第15号 双葉町立幼稚園設置条例の一部改正について
- 日程第21 議案第16号 双葉町青少年問題協議会設置条例の一部改正について
- 日程第22 議案第17号 東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部

改正について

- 日程第23 議案第18号 双葉町下水道条例の一部改正について
- 日程第24 議案第19号 双葉町消防団設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第20号 平成25年度双葉町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第26 議案第21号 平成25年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第27 議案第22号 平成25年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第28 議案第23号 平成25年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第29 議案第24号 平成25年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第25号 平成26年度双葉町一般会計予算
- 日程第31 議案第26号 平成26年度双葉町国民健康保険特別会計予算
- 日程第32 議案第27号 平成26年度双葉町公有林整備事業特別会計予算
- 日程第33 議案第28号 平成26年度双葉町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第34 議案第29号 平成26年度双葉町工業団地造成事業特別会計予算
- 日程第35 議案第30号 平成26年度双葉町介護保険特別会計予算
- 日程第36 議案第31号 平成26年度双葉町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第37 平成26年度町長施政方針
- 日程第38 請願の委員会付託

散 会

○出席議員（8名）

1番	羽山君子君	2番	白岩寿夫君
3番	高萩文孝君	4番	菅野博紀君
5番	清川泰弘君	6番	谷津田光治君
7番	岩本久人君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	半澤浩司君
教育長	半谷淳君
参事兼総務課長	武内裕美君
参事兼復興推進課長	駒田義誌君
秘書広報課長	平岩邦弘君
税務課長	舶来丈夫君
産業建設課長兼農業委員会 事務局局長兼 コミュニティセンター所長	大橋利一君
住民生活課長	渡邊勇君
健康福祉課長兼青年婦人会館長	大住宗重君
生活支援課長兼埼玉支所長	志賀睦君
教育総務課長	今泉祐一君
会計管理者	半谷安子君
代表監査委員	五十嵐一雄君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	山下正夫
書記	大浦寿子

◎開会の宣告

○議長（佐々木清一君） ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第1回双葉町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木清一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、4番、菅野博紀君、5番、清川泰弘君を指名します。

◎会期の決定

○議長（佐々木清一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、3月6日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日から3月18日までの8日間とすることにご報告をいただきました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から18日までの8日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（佐々木清一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査・検査結果の報告、双葉地方広域市町村圏組合議会の報告、双葉地方水道企業団議会の報告をします。

お手元に配付した報告書、議決書の写しをもって報告にかえさせていただきます。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎委員長報告

○議長（佐々木清一君） 日程第4、委員長報告を行います。

総務教育常任委員会の所管事務調査の報告を行います。

総務教育常任委員長、菅野博紀君。

（総務教育常任委員長 菅野博紀君登壇）

○総務教育常任委員長（菅野博紀君） おはようございます。総務教育委員会所管事務調査の報告を始めさせていただきたいと思っております。

平成26年3月6日。双葉町議会議長、佐々木清一様。総務教育常任委員会委員長、菅野博紀。

委員会調査報告書。本委員会は、閉会中の所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。1、事件名。(1)、学校再開について（進捗状況）、(2)、その他。

2、調査の経過。実施回数、1回。日時、平成26年2月26日（水曜日）、午後1時25分から午後2時5分。場所、双葉町いわき事務所2階会議室。出席委員、菅野博紀、羽山君子、清川泰弘、佐々木清一。欠席委員、なし。説明員、半谷淳教育長、今泉祐一教育総務課長、橋本仁教育総務課長補佐兼総務係長兼学校教育係長。

3、調査の内容。学校再開の進捗状況についてであります。仮校舎建築に向けて1月31日に工費用仮設進入路の測量設計委託が完了し、現在、幅員3.5メートル、延長40メートルの仮設進入路工事が行われており、完了が3月20日とのことである。

仮設校舎建築工事については、工事に係る確認申請官庁審査の手続を2月3日に提出し、3月31日が審査完了予定とのことである。また、旧錦星幼稚園園舎解体工事についても3月31日が完了予定であり、仮設校舎建築までに予定していた今年度の事業については、順調に進んでいるとのことである。

仮設校舎建築については、4月1日から基礎工事を予定し、基礎工事完了次第、本体工事に入り、7月28日に仮設校舎が完成する予定である。完成後、速やかに官庁検査、町の竣工検査を受け、8月10日には引き渡しを受けることとなっているが、仮設校舎建築工事の工程に余裕があるため、早目の完成が見込まれるとのことである。

また、昨年設置した町立幼稚園・小学校・中学校校舎建築事業チーム（建築プロジェクトチーム）では、教育委員会が事務局となり、建築工事事務分担表で定めた担当ごとに業務を進めており、開校まで順調に推移しているとのことである。

4月から入園入学を希望している園児・児童生徒の対応については、1学期の間は、いわき市錦町の東邦銀行植田支店錦出張所を仮校舎として使用することになっており、このための改修も順調に進み、遠隔地から通園・通学に対応するための送迎バスの運行、給食、運動場、プールなどについても関係者と協議が済んでいるとのことである。また、経費がかかるものについては、平成26年度当初予算で計上し、関係条例の整備についても、今議会定例会に上程するとのことである。

以上、学校再開に向けての進捗状況については、4月からの園児・児童生徒の受け入れ体制につい

ても、仮設校舎建築工事についても順調に進んでいるとのことであった。

なお、工程に余裕があることから、一日でも早い完成を目指してほしい。また、より多くの園児・児童生徒が入園入学を希望する教育環境づくりに取り組んでほしいとの委員の一致した意見であります。

以上、概要を申し述べ、報告といたします。

○議長（佐々木清一君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 「多くの園児・児童生徒が入園入学を希望する教育環境づくりに」ということですが、きょう現在何人希望しているか調査していればお答えください。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○総務教育常任委員長（菅野博紀君） きょう現在は……調査したときの人数でよろしいでしょうか。

○6番（谷津田光治君） はい。

○総務教育常任委員長（菅野博紀君） 幼稚園、小学校、中学校、予定者が9名です。幼稚園年長が2人。小学校1年生が1人、5年生が1人、6年生が2人、小学生計4名。中学生1年生が1人、2年生が1人、3年生が1人、計3名となっております。

○議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） これで質疑を終わります。

これで委員長報告を終わります。

◎行政報告

○議長（佐々木清一君） 日程第5、行政報告を行います。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 平成26年第1回双葉町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により全町避難を強いられてから、本日で3年が経過いたしました。国からは、いまだに町への帰還見通しが示されないまま、町民の皆さんは、厳しい避難生活を強いられており、このまま避難生活の長期化による健康の維持が何より懸念されるところであります。町といたしましても、町民の皆さんが帰還するまでの間、避難先において、健康で日常生活が送れ、生活再建が果たせるよう、職員一同、諸課題の解決に向けて一層努力してまいりたいと考えております。

12月定例会以降の行政経過についてご報告いたします。

町民の皆さんの避難状況であります。3月7日現在、福島県内には3,963人、福島県外には3,054人が、全国39都道府県、398市区町村に分かれて、いまだ不自由な日常生活を送られております。

旧騎西高校避難所に入居されておりました町民が、昨年12月27日で全員が退所され、埼玉県、福島県等の借上げ住宅に入居されました。災害救助法に基づく第一次避難所として利用しておりました旧騎西高校避難所を3月末には閉鎖する方向で精力的に取り組んでおり、施設の修繕、整理等を順次進めているところであります。

1月4日は、いわき市のスパリゾートハワイアンズにおきまして、「平成26年双葉町成人式」が挙行されました。東日本大震災と原子力発電所の事故で全国各地で長期の避難生活を強いられている中、59名の新成人の皆様が出席されました。新成人者からは、「はたちの夢」と題して、多数の来賓の方々を前にして、ふるさとの復興に向けた貴重な意見が出されました。

新春恒例のダルマ市が1月11日、12日の両日、いわき市南台仮設住宅イベント広場を会場に開催されました。ことしも町消防団第2分団の有志の方々と組織する「夢ふたば人」の皆さんが、「古里の伝統行事を絶やさず、未来へつなごう」と開催されたものであります。初日は、安全祈願の後、奉納神楽、民俗芸能の発表や子供みこし、ダルマみこしなどが行われました。2日目は、芸能発表会や歌謡ショー等が行われました。両日も好天に恵まれ、会場には双葉ダルマや食べ物などの露店が立ち並び、県内外の避難先から訪れた町民の方々が友人との再会を喜んだり、地域の方々が縁起物のダルマを買い求めるなど、大勢のご来場者でにぎわいを見せておりました。町としても、送迎バスを運行し、一人でも多くの町民が足を運んでいただけるよう支援したところであります。

1月14日から2月6日にかけて、帰還困難区域等への公益立ち入り及び一時帰宅者の安全確保のため、前田大熊線ほか8路線9カ所の応急補修工事を実施するとともに、震災により橋と路面との段差が大きい舘腰中田線の中田橋ほか20橋梁の段差すりつけ舗装工事を実施し、段差の解消を図っております。また、数十年ぶりの大雪となりました2月8日から9日にかけての降雪対策のため、重機借り上げにより、主要な道路の除雪を実施しております。引き続き降雨や強風等の影響による倒木等、一般町道等の路面確認のため、定期的な巡回を行い、立ち入りバス、自家用車等通行車両の安全の確保に努めてまいります。

1月30日には、東日本大震災と原子力発電所の事故以来、休校しておりました町立幼稚園と小中学校の再開に向けての説明会を開催しました。今定例会に町立小中学校と幼稚園の条例の一部改正について上程しておりますが、4月1日から当分の期間、民間施設を借用して開校することとしました。入園入学予定者は、1学期途中からの希望者を含めて、幼稚園、小中学校合わせて10名となっております。

昨年12月から環境省が業者へ委託し実施しておりましたイノシシ等、野生鳥獣の駆除対策につきましては、箱わなを6カ所設置し、イノシシ37頭の捕獲成果を上げ、2月末で本年度の作業を終了いたしております。農地等の荒廃や家屋への侵入による被害の防止のため、次年度以降も継続するよう国

へ要請してまいります。

帰還困難区域等への住民の一時帰宅は、2月を除いておおむね月に1回の立ち入りを行っており、月曜日と火曜日を除いて立ち入られる方々の都合のよい1日を選んでいただいております。本年度は、4月24日の開始から2月末日までのマイカー立ち入り累計実績数が5,029世帯で、1万2,017の方が立ち入られております。また、バス利用による一時帰宅も、これまで5月、7月、8月、10月、12月の5回で延べ10日間実施し、182世帯、275人が立ち入りを行っております。

東日本大震災に関連する災害弔慰金につきましては、大震災当初からの累計は119件、3億5,500万円となっております。

また、町独自で委託しております双葉町内の空間放射線量の測定結果については、これまでどおり福島県のシステムに登録し随時公表しております。現在、本年12月に実施した375地点の測定結果を、インターネットの福島県放射能測定マップ上に各市町村とともに公開しておりますが、今年度の測定結果も印刷配布を行う予定であります。

帰還困難区域の通過交通については、さまざまな目的に応じて期間を設定し、制度を開始した昨年6月17日からこれまでに992件の通行証を発行しております。また、通行証の有効期間は、町の判断として本年1月から必要に応じた期間から最長6カ月までの期間に変更しております。双葉郡内の国道においては、空間放射線量率は減少傾向にあるものの、道路上でも依然として高い地点もあることから、若年者には通過や立ち入りは引き続きご遠慮していただきたい旨を常に申し上げております。

なお、職員による町内パトロールも継続して実施するとともに、警備会社による防災・防犯監視の町内巡回も引き続き毎日実施しております。

中間貯蔵施設につきましては、昨年12月14日に石原環境大臣と根本復興大臣から佐藤福島県知事及び双葉町、大熊町など関係町長に対して、受け入れの要請がありました。その後2月4日に、知事から双葉町、大熊町の2町が集約する再配置案が示され、2月7日の双葉地方8町村長会議においても同様の説明がありました。その後、2月12日には知事が両大臣に対し、再配置案及び生活再建支援策並びに地域振興策の検討を申し入れたところであります。今後は、国の対応方針を見きわめた上で、国による説明会を開催させ、町民の皆さんのご意見等を伺うとともに、議会との協議や、福島県、大熊町とも連携を図りながら、慎重に判断していく考えであります。

一方、国の除染モデル事業は、追加要望による山田地区でのモデル除染事業も終了しており、これらの結果は、今後国が実施する町の除染方針に適切に反映されるものと考えております。

町内墓地の除染と並行して行っております墓地の整備事業も、近年まれに見る降雪等にも影響を受けましたが、作業員を増員するなどの対策を講じた結果、お彼岸までの事業完了が見込まれております。

甲状腺検査についてであります。全国に避難されている39歳以下の方を対象として、医療機関の全国組織に委託しており、301名の方が検査を受けております。

尿による内部被曝検査については、2月末現在で337名の方が検査を受けられました。

ホールボディーカウンターによる内部被曝検査についてであります。いわき事務所、埼玉支所、ひらた中央病院において、2月末までの報告分として、230名の方が受検されております。さらに、中通り、会津地区に避難されている町民の方が検査を受けやすくするために、2月末から福島県所有のホールボディーカウンター積載車を活用し、応急仮設住宅で検査を実施している状況であります。今後も引き続き、随時受け付けと検査を行ってまいります。

双葉町復興ロゴマークにつきましては、2月26日から3月7日にかけて、はがきとインターネットによる町民投票を実施し、東日本大震災の発生から3年となる本日、公表することといたしました。今回の復興ロゴマークに取り入れた「ずっと、ふるさと。双葉町」のスローガンには、「私たちの生まれ育った大切なふるさと。その思いをこれからも持ち続けていくことが、新しいまちづくりにも生きてくる」という私たちの思いを込め、ふるさと双葉町への思いを抱きながら、新たな双葉町を大切に育てていきたいという強い願いを表現したデザインとなっております。

双葉町は現在、数多くの困難な課題を抱えていますが、双葉町の復旧復興に向けて、町民と町が一体となって目標を共有し、きずなを維持・発展させていくことが重要でありますので、復興に向けた機運を醸成し、双葉町が頑張っている姿を、この復興ロゴマークを通じて全国に発信していきたいと考えています。

平成25年6月に策定した双葉町復興まちづくり計画（第一次）に基づき、町民の生活再建と町の復興に向けた取り組みを進めております。

まず、双葉町復興まちづくり計画（第一次）の具体化に向けた取り組みについては、平成25年10月に「双葉町復興推進委員会」を設置し、これまで5回にわたり、町民のきずなの維持・発展、双葉町外拠点、町民一人一人の生活再建など、復興まちづくり計画に書かれた施策の推進方策について活発なご議論をいただけてきました。平成26年2月5日に委員会から、町に対して、復興まちづくり計画（第一次）に基づき当面強化していくべき取り組みとして、「双葉町復興推進委員会第1期提言書」をいただいたところです。この提言書を受けて、町関係課長等により組織された「双葉町復興まちづくり計画推進会議」において事業計画案について検討、協議を行い、3月5日に「双葉町復興まちづくり計画（第一次）に基づく事業計画（実施計画）」を策定しました。

平成26年度は、この事業計画に基づき、いわき市南部（勿来地区）を中心とする「双葉町外拠点」の整備や、町民のきずなの維持・発展の取り組みなど、具体的な施策、事業を計画的に進めてまいります。さらに、ふるさと双葉町に強い思いを有する方の希望にお応えできるよう、双葉町への帰還と町の復興への道筋を本格的に議論していきたいと考えており、委員会の意見も伺いながら、長期ビジョンの策定にも取り組んでまいります。

復興公営住宅の整備につきましては、平成25年10月に復興庁、福島県と共同で実施した「双葉町住民意向調査」の結果を踏まえて、いわき市、郡山市、南相馬市、白河市に町民がまとまって居住でき

る復興公営住宅の整備を福島県に要請し、国、福島県、受け入れ自治体と協議を進めております。平成26年2月には、福島県により整備が進められていた復興公営住宅のモデルルームがいわき市及び郡山市に完成し、入居を希望する方が具体的な入居イメージを体感できるよう間取りや設備などをごらんいただくことが可能となっております。平成26年4月からは、平成26年度完成予定である県全体で528戸の復興公営住宅の第1期募集が始まる予定です。現在、双葉町民が中心となって入居できる復興公営住宅としては、いわき市南部（勿来地区）などでも整備が予定されているところであり、こうした住宅に入居を希望される方が、できる限り早期に入居できるよう国、県、受け入れ自治体と協議を加速させてまいります。

原子力損害賠償についてであります。町では、これまで国に対して、町民の被害実態に沿った賠償指針の見直し、特に財物賠償の基準について避難先で住宅を取得できる水準とすべきこと、事故後6年以降の精神的損害の取り扱いを明らかにすることなどを求めてきました。平成25年12月26日、国の原子力損害賠償紛争審査会による中間指針第四次追補が決定し、双葉町については、町の実情を踏まえ、帰還困難区域と避難指示解除準備区域の区別なく、全町一律の取り扱いとして、精神的損害の追加賠償及び住宅確保に係る追加賠償がなされることとなりました。第四次追補に基づく追加賠償を速やかに実施していくよう東京電力に求めるとともに、町民の被害実態に沿った賠償指針・基準のさらなる見直しに向けて、国及び東京電力に対して継続して強く要求してまいります。

原子力損害賠償未請求者については、東京電力によると、平成26年2月末現在において、仮払金受領後に本賠償請求を行っていない方が291人となっており、徐々に減ってきているものの、依然として未請求の方がいらっしゃいます。今後、こうした未請求者の皆さんに対する賠償請求の周知をさらに強化してまいります。

双葉町弁護士への依頼件数は、平成26年2月末現在で延べ276世帯702人となっております。未請求者のほか請求手続で課題を抱えている町民を支援するため、双葉町弁護士との連携を引き続き図ってまいります。

東京電力株式会社福島第一原子力発電所をめぐる情勢は、依然として汚染水タンクからの漏えい事象や電源ケーブルの損傷に伴う使用済み燃料プールの冷却機能喪失事象などにより、依然として多くの町民に強い不安を与えています。真の収束に向けて、引き続き国及び東京電力に対して、福島第一原子力発電所の事故収束に全力で取り組むよう強く求めてまいります。

全国の原子力発電所が立地する市町村の首長、議長から構成される全国原子力発電所所在市町村協議会が、2月20日、21日及び2月27日、28日に福島第一原子力発電所及び双葉町を初めとする被災地を視察しました。2回に分けて実施された視察には、20自治体から延べ65人の首長や議長等の参加をいただきました。参加者には、被災地の厳しい現状をご理解いただき、会長の河瀬敦賀市長からは、全原協として、国に被災地の復興に向けた支援の実施の申し入れをしていく旨、表明いただいたところです。

また、福島県、双葉町、東京電力の3者で締結する「東京電力株式会社福島第一原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書」、いわゆる安全協定については、福島県や大熊町と連携しながら、今日の福島第一原子力発電所の実態に即したものとなるよう、事務レベルにおいて協議を進めておりますので、協議がまとまり次第、議会に報告させていただきたいと考えております。

最後に、本定例会に提案いたしました案件について申し上げます。専決処分承認が1件、条例の制定が5件、条例の一部改正が13件、平成25年度一般会計及び特別会計補正予算（案）が5件、平成26年度一般会計及び特別会計予算（案）が7件、合わせて31件となりますので、慎重なご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐々木清一君） これで行政報告を終わります。

◎議案第1号から議案第31号までの一括上程

○議長（佐々木清一君） 日程第6、議案第1号から日程第36、議案第31号までを一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第31号までを一括上程いたします。

◎議案第1号から議案第31号までの提案理由の説明

○議長（佐々木清一君） 議案第1号から議案第31号までの提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 議案第1号 専決第1号 平成25年度双葉町一般会計補正予算（第6号）についてであります。歳入歳出それぞれ250万円を追加し、歳入歳出予算の総額は57億6,559万7,000円となります。

歳入について申し上げます。寄附金は、ふたばっ子教育支援寄附金として50万円追加いたしました。繰入金は、ふるさと応援基金の繰り入れにより200万円を追加いたしました。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。土木費は、除雪に伴う経費として100万円を追加いたしました。教育費は、仮校舎に係る経費や教科備品など1,357万9,000円を追加いたしました。

議案第2号 平成26年度東日本大震災等による被災者に対する町税の減免に関する条例の制定についてであります。これは東日本大震災及び原子力災害の被害を受けている納税義務者の税負担の軽減を図るものです。

議案第3号 双葉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてであります。地域主

権一括法の施行に伴い、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」については、町が条例で定めることになったことから、条例を制定するものであります。

議案第4号 双葉町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例の制定についてであります。地域主権一括法の施行に伴い、「指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準」については、町が条例で定めることになったことから、条例を制定するものであります。

議案第5号 双葉町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についてであります。地域主権一括法の施行に伴い、介護保険法第115条の46第4項の規定により、地域包括支援センターの職員等に関する基準を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第6号 双葉町暴力団排除条例の制定についてであります。これは全国的に公営住宅、公共工事及び事務全般から暴力団を排除するための取り組みがなされる中、福島県暴力団排除条例が平成23年7月1日に施行されていることを踏まえ、町としても暴力団排除の推進、町民の安全で平穏な生活の確保、強いては社会経済活動の健全な発展を寄与する目的として条例を制定するものです。

議案第7号 双葉町水防協議会条例の一部改正についてであります。この条例は第三次地域主権一括法の施行に伴う水防法の改正に伴い、条例の改正を行うものであります。

議案第8号 双葉町職員の修学部分休業に関する条例の一部改正についてであります。第三次地域主権一括法の施行に伴い、地方公務員法第26条の2の改正により一部改正するものであります。

議案第9号 双葉町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正についてであります。第三次地域主権一括法の施行に伴い、地方公務員法第26条の3の改正により一部改正するものであります。

議案第10号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてであります。これまで福島県内の旅費については宿泊を伴うなどの一部の場を除いて支給していませんでしたが、陸路片道70キロメートル以上の旅行について日当を支給するよう改めるものです。また、あわせて計算方法について換算距離を見直すものです。

議案第11号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正についてであります。これまで福島県内の旅費については宿泊を伴うなどの一部の場を除いて支給していませんでしたが、陸路片道70キロメートル以上の旅行について日当を支給するよう改めるものです。また、あわせて計算方法について換算距離を見直すものです。

議案第12号 職員等の旅費に関する条例の一部改正についてであります。これまで福島県内の旅費については宿泊を伴うなどの一部の場を除いて支給していませんでしたが、陸路片道70キロメートル以上の旅行について日当を支給するよう改めるものです。また、あわせて計算方法について換算距離を見直すものです。

議案第13号 双葉町行政財産使用料条例の一部改正についてであります。この条例は、平成26年4月1日から施行される消費税率及び地方消費税率の改正に適合させるため改正するものです。

議案第14号 双葉町立小・中学校条例の一部改正であります。これは本年4月1日から町立小中学校が民間の施設を借用して仮校舎での開校となります。これに伴い、小中学校の位置を当分の間いわき市錦町作鞍地内に設置する附則の改正であります。

議案第15号 双葉町立幼稚園設置条例の一部改正であります。これは本年4月1日からふたば幼稚園が小中学校と同じく民間の施設を借用して仮園舎での開園となります。これに伴い、幼稚園の位置を当分の間いわき市錦町作鞍地内に設置する附則の改正であります。

議案第16号 双葉町青少年問題協議会設置条例の一部改正についてであります。第三次地域主権一括法の施行に伴い、地方青少年問題協議会法の改正により一部改正するものであります。

議案第17号 東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部改正についてであります。東日本大震災及び原子力災害の影響により、原子力災害対策特別措置法により避難を余儀なくされるなど被害を受けた介護保険法第9条第1項に規定する第一号被保険者が納付すべき介護保険料の減免期間を平成27年3月分まで延長することにより、被保険者の負担軽減を図るものであります。

議案第18号 双葉町下水道条例の一部改正についてであります。この条例は、平成26年4月1日から施行される消費税率及び地方消費税率の改正に適合させるためのものであります。

議案第19号 双葉町消防団設置等に関する条例の一部改正についてであります。消防組織法の改正により一部改正するものです。

議案第20号 平成25年度双葉町一般会計補正予算（第7号）についてであります。歳入歳出それぞれ3億9,953万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は61億6,513万3,000円となります。

歳入の主なものについて申し上げます。町税は、現年課税分として4,975万円、滞納繰越分は滞納整理委員会を開催し滞納整理を実施したことにより1,106万1,000円を追加いたしました。また、使用料の住宅使用料滞納繰越分として170万円を追加いたしました。県支出金は、災害扶助費や臨時雇用創出基金事業など1,781万5,000円減額いたしました。繰入金は、東日本大震災復興基金や公共用施設事業運営基金からの繰り入れにより3億9,123万2,000円を追加いたしました。

次に、歳出についてであります。事務事業の確定等により、多くの科目で減額補正となりました。公債費は、福島県復興基金債の繰上償還を実施するため1億9,913万4,000円を追加しました。諸支出金は、財政調整基金や公共用施設事業運営基金、公共用施設維持補修基金などへの積立金として5億4,492万7,000円を追加いたしました。

議案第21号 平成25年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出それぞれ2,272万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は15億8,700万5,000円になります。

歳入の主なものは、滞納分の国民健康保険税が826万2,000円の追加、国庫負担金が79万6,000円の減額、県支出金が79万6,000円の減額、共同事業交付金が144万円の追加、一般被保険者第三者納付金が36万2,000円の追加となります。

歳出の主なものは、総務費が140万3,000円の減額、後期高齢者支援金が1,293万円の減額、高額医療費共同事業拠出金が318万5,000円の減額、予備費が4,057万3,000円の追加となります。

議案第22号 平成25年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります、歳入歳出それぞれ516万6,000円を減額し、総額は5億5,372万2,000円となります。

歳入につきましては、一般会計繰入金が537万7,000円の減額及び諸収入21万1,000円の増額であります。

歳出につきましては、下水道総務費が職員手当等30万6,000円及び公課費14万2,000円の減額、下水道建設費では委託料500万円の減額となります。また、公債費は、下水道事業債償還金の確定により34万1,000円の増額となります。

議案第23号 平成25年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります、歳入歳出それぞれ1,219万円を追加し、歳入歳出予算の総額は9億2,151万6,000円となります。

歳入の主なものは、介護給付費負担金や災害臨時特例補助金など国庫支出金1,277万3,000円を追加いたしました。

歳出の主なものは、居宅介護サービス給付費など保険給付費1,209万4,000円を追加いたしました。

議案第24号 平成25年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります、今回の補正は歳入歳出それぞれ34万3,000円を減額し、歳入歳出予算総額が3,255万3,000円となりました。

歳入は、事務費繰入金が34万3,000円の減額となります。

歳出は、総務管理費が34万3,000円の減額となります。

議案第25号 平成26年度双葉町一般会計予算から議案第31号 平成26年度双葉町後期高齢者医療特別会計予算の提案理由につきましては、後ほど施政方針の中で触れさせていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

以上、提案いたしました議案について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

◎町長施政方針

○議長（佐々木清一君） 日程第37、平成26年度町長施政方針を行います。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 第1回双葉町議会定例会が開催されるに当たり、平成26年度の町政運営に対する私の所信を申し上げ、議員各位を初め、広く町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

冒頭、東日本大震災と福島第一原子力発電所事故の発生から、本日で丸3年となります。改めて犠牲となられた皆様のご冥福をお祈りしますとともに、今なお厳しい避難生活を強いられ、不自由な生

活を送られている町民の皆様に対し心よりお見舞いを申し上げます。

さて、私が町長に就任し、ちょうど1年が経過いたしました。これまでの間、双葉町の区域見直しや役場本体機能のいわき市への移転、双葉町復興まちづくり計画の策定、原子力損害賠償指針の見直しの取り組み、学校再開に向けた準備作業など、さまざまな課題に対し町民の皆様のご意見を伺いながら一つ一つ取り組んでまいりました。

全町避難から3年が経過し、町民の皆様の避難生活も長期化し困難をきわめている上に、国から双葉町への帰還の見通しと具体的な復興の姿が示されていない現状ではありますが、平成26年度は、町民の皆様一人一人の復興と町の復興を目指して、多くの困難な課題に誠心誠意取り組んでいく所存であります。

特に本年は、復興公営住宅を初めとする町外拠点の整備を、町民の目に見える形で具体化させていくとともに、双葉町の将来の帰還・復興への道筋をつけていきたいという強い思いから、ことしを双葉町の本当の意味での「復興元年」にしていきたいとの決意を新たにしているところであります。

ことし2月5日に、双葉町復興まちづくり計画（第一次）に基づき、当面強化していくべき取り組みについて、双葉町復興推進委員会から第1期提言をいただきました。これは、避難生活の長期化が予想される中、喫緊の課題に重点を置いて、町民のきずなの維持・発展、双葉町外拠点におけるコミュニティ形成、町民一人一人の生活再建について、提言をいただいたものであります。今回の提言を受けて、復興まちづくり計画推進会議において検討、協議を行い、3月5日に事業計画を策定したところであり、この事業計画に基づき、平成26年度に取り組む各種施策を当初予算に計上いたしましたので、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

さらに、平成26年度は、双葉町への帰還と町の復興への道筋について、ふるさと双葉町に強い思いを有する方のご希望にお応えできるよう、本格的に議論していく考えであります。

ここで、平成26年度に重点的に取り組むべき施策について申し上げます。

第1に、町立幼稚園と小中学校の再開であります。大震災以降休園、休校となっておりました双葉町立の幼稚園、小中学校を、本年4月1日いわき市内において再開する運びとなりました。4月7日には開校式並びに入園・入学式を実施いたします。現在、いわき市錦町の旧錦星幼稚園跡地での園舎解体工事を進めており、本年7月末までの仮設校舎の完成を目指して工事を実施していく計画です。

なお、仮設校舎完成までの間は、東邦銀行植田支店錦出張所を仮校舎として教育活動を展開していくことになります。少人数教育の特徴を生かし、ICT（情報通信技術）などを取り入れた魅力的で特色ある教育を実践していくことにより、将来の双葉町の復旧・復興を担う人材を育成していく考えです。

第2に、復興公営住宅を中心とした双葉町外拠点の整備についてであります。避難生活の長期化が見込まれる中で、町民の皆様が、避難先において生活再建の見通しをつけていただくことが喫緊に取り組むべき課題となっており、町外拠点整備の実現に向けて精力的に取り組んでまいります。

昨年10月に実施した住民意向調査の結果を踏まえ、双葉町民が集まって居住できる県営の復興公営住宅の整備を、いわき市、郡山市、南相馬市、白河市に求めており、本年は、福島県における復興公営住宅の建設用地の取得が本格化していきます。そのため、町として、県に対して整備の加速化を求めるとともに、とりわけ、町民の希望の多いいわき市については、勿来地区を双葉町外拠点の中心とすべく、県などとの協議を加速させてまいります。

具体的には、多様な形態の住宅整備を要望していくとともに、高齢者福祉、医療、商業などの施設のほか、宿泊機能も備えた全国の町民が集まれる集会施設の整備、町民全体を対象とした、ダルマ市などのイベント開催が可能となる広場、ふれあい農園なども整備し、広く双葉町民のコミュニティーの拠点となるような機能を持たせていきたいと考えています。

第3に、町民のきずなの維持・発展についてであります。全国各地に避難している町民の皆様なきずなをどのようにつなぎとめていくかは、町の存続にもかかわる重要な問題であります。本年は、復興公営住宅に住まない方も含めたきずなの維持・発展のための施策、具体的には、町民からの要望が多い、交流拠点の確保や大字総会への参加費の一部助成、タブレット端末等によるICT（情報通信技術）きずな支援システムを導入いたします。特に情報提供については、町からの一方的な発信だけでなく、町や町民同士が双方向でコミュニケーションがとれるよう情報発信の充実を図ってまいります。

第4に、原子力損害賠償についてであります。これまで、原子力損害賠償紛争審査会と国や東京電力に対して、町民が新たな住居を確保できるよう賠償基準の見直しを強く要求してまいりました。その結果、原子力損害賠償紛争審査会の第四次追補においては、避難先での住宅・宅地の取得に関して一定の賠償の上積みがされ、また、双葉町における精神的損害の追加賠償についても全町一律の指針が示されました。賠償については、引き続き山林等の賠償の早期実施を強く求めていくほか、賠償基準のさらなる見直しと、町民の生活再建が可能となるよう賠償手続の早期実施を、国・東京電力に対して継続して強く要求してまいります。

第5に、町の復興のための除染と津波被災地の復興についてであります。まず、除染については、国に対してモデル除染の継続と、双葉町の避難指示解除準備区域内での除染計画の早期策定を強く求めていきます。また、帰還困難区域の除染のあり方については、新たなまちづくりを行っていくという視点からの検討も必要であると考えており、町民の皆様のご意見を伺いながら今後議論をしていきたいと考えています。

また、津波被災地の復興については、避難指示解除準備区域にメガソーラーを誘致し、再生可能エネルギーの一大拠点としての位置づけを担えるようにすることも選択肢の一つとして、地域の皆様の合意形成を図りながら取り組んでまいります。

次に、中間貯蔵施設について申し上げます。双葉町における現地調査結果を受け、12月14日に福島市で石原環境大臣と根本復興大臣から、佐藤福島県知事及び双葉町、大熊町などの関係町長に対し、

中間貯蔵施設建設受け入れの要請を受けました。

その後、2月4日に福島県知事から、建設候補地のうち楡葉町を外し、大熊町、双葉町の2町に集約する再配置案が示され、2月7日の双葉地方8町村長の会議において大筋で了承されたところがあります。その際、私からは、施設の集約と建設の受け入れ判断については別であることについて、改めて福島県知事に申し上げたところがあります。その後、2月12日には、福島県知事が両大臣に対し、再配置案及び生活再建支援策や地域振興策の検討を申し入れたところがあります。

12月14日の要請の後、これまで国からは施設に関する具体的な説明はありません。施設受け入れの是非を判断するに当たっては、中間貯蔵後の県外最終処分法制化や、施設の安全性、さらには、特別な施設であることを踏まえ、地権者だけでなく町民全ての生活再建支援策や、地域振興策等を早期かつ具体的に提示することなどを国に強く求めているところです。

私としても2月15日以降、仮設住宅等にお住まいの方にできる限りお会いして、「町民の生活再建」、「双葉町の復興の道筋」、「中間貯蔵施設」等について、直接ご意見をお聞きしているところであり、今後の施策や施設受け入れの是非の判断に生かしてまいりたいと考えています。

今後は、国の対応方針を慎重に見きわめながら、国による住民説明会を開催させ、町民の皆様のご意見等を伺うとともに、議会との協議や福島県と大熊町との連携も図りながら、施設受け入れの是非について慎重に判断していく所存であります。

次に、平成26年度一般会計及び特別会計の予算の概要について申し上げます。

平成26年度双葉町一般会計歳入歳出予算の総額は66億円で、前年度比21億円、46.7%の増となります。

歳入について申し上げます。

町税は、11億8,207万2,000円で、前年度比6,728万5,000円の減額を見込んでおります。町民税の個人分が152万9,000円の増額、固定資産税が7,400万1,000円の減額となっております。

地方交付税は、8億3,870万円で、うち震災復興分を含む特別交付税は5億6,870万円で、前年度比1億3,180万円の増額を見込んでおります。

国庫支出金は、28億3,009万3,000円で、民生費国庫補助金や民生費国庫委託金の増などにより、前年度比17億2,111万9,000円の増額、県支出金は、4億1,315万2,000円で、民生費県補助金の増などにより、前年度比5,478万円の増額を見込んでおります。

繰入金は、公共用施設事業運営基金や東日本大震災復興基金などからの繰入金9億594万5,000円を計上し、各種事務事業に充当してまいります。

町債は、臨時財政対策債1億9,100万円を見込んでおります。

続いて、歳出について申し上げます。

議会費は、前年度比79万6,000円増の6,267万1,000円となります。

総務費は、前年度比1億4,116万7,000円減の9億8,383万9,000円となります。番号法導入に伴う経

費や双葉町復興事業計画策定・長期ビジョン策定・大規模太陽光発電活用推進計画策定の業務委託料、いわき事務所・郡山支所・埼玉支所の管理運営経費、福島県知事選挙執行経費などを計上しております。

民生費は、前年度比12億6,853万円増の23億4,751万3,000円となります。新たに臨時福祉給付金事業、子育て世帯臨時特例給付金事業、また被災証明書カード作成業務委託料やICTきずな支援システム構築運用業務委託料、双葉町内防犯・防災総合システム整備事業委託料などを計上しております。

衛生費は、前年度比2,492万5,000円減の2億1,819万9,000円で、尿による内部被曝検査業務委託料や甲状腺検査業務委託料などを計上しております。

労働費は、前年度比578万4,000円減の7,131万9,000円となります。平成26年度も緊急雇用事業を実施してまいります。

農林水産業費は、前年度比5,188万4,000円減の5,925万3,000円となります。避難農業者一時就農等支援事業補助金や農と福祉の連携によるシニア能力活用事業補助金などを計上しております。

商工費は、前年度比1,609万2,000円増の6,050万2,000円となります。双葉町商工会振興補助金や新たに双葉町復興写真集発行事業補助金、双葉町観光協会事務局運営補助金や双葉町観光復興再生事業補助金などを計上しております。

土木費は、前年度比506万8,000円減の3億6,227万円となります。町道等道路除草及び除草剤散布業務委託料などを計上しております。

消防費は、前年度比2,556万8,000円増の1億8,459万円となります。組み立て式防火水槽設置工事などを計上しております。

教育費は、前年度比6億3,305万9,000円増の8億1,079万1,000円となります。幼稚園就園奨励費補助金や要保護及び準要保護児童生徒就学援助費、新たに仮設校舎等運営管理費を計上しております。

公債費は、前年度比9,959万円減の2億4,229万9,000円となります。

諸支出金は、前年度比4億6,731万8,000円増の11億3,215万8,000円で、将来の行政需要に対応するため、財政調整基金や公共施設事業運営基金などへの積み立てを行ってまいります。

予備費は、前年度比515万5,000円増の5,229万6,000円となります。

国民健康保険特別会計予算は、事業実績により保険給付費等の必要な見込額から法定の各種負担金を控除後、必要財源として国民健康保険税を公平適正な負担原則に基づき、歳入歳出予算額14億4,401万4,000円を計上し、前年度より1億1,200万3,000円の増額となりました。

公有林整備事業特別会計は、歳入歳出予算総額577万2,000円で、前年度当初予算592万9,000円に対して、15万7,000円、2.6%の減であります。

歳入歳出の内訳についてであります。歳入は、全て一般会計からの繰入金であります。

歳出は、農林水産業費の森林国営保険料71万6,000円、また、公債費では、公有林整備事業債の借入残高見込額2,917万9,000円の償還元金434万1,000円及び利子71万5,000円を計上いたしました。

公共下水道事業特別会計は、歳入歳出予算総額 3 億 1,438 万 4,000 円で、前年度当初予算 3 億 3,509 万 8,000 円に対して、2,701 万 4,000 円、6.2%の減であります。

歳入歳出の内訳であります。歳入は、一般会計からの繰入金 3 億 1,427 万 9,000 円が主なものであります。

次に、歳出の主なものであります。下水道総務費は、職員 1 名分の人件費のほか、消費税の納税等 1,107 万 4,000 円を計上いたしました。

公債費は、借入残高見込額 20 億 3,715 万 1,000 円の償還元金 2 億 5,273 万 8,000 円及び利子 5,047 万 2,000 円を計上いたしました。

工業団地造成事業特別会計は、歳入歳出予算総額 216 万 4,000 円で、前年度比 203 万 3,000 円の増となります。

歳入は、土地使用料 203 万 3,000 円、前年度繰越金 13 万 1,000 円であります。

歳出は、一般会計繰出金 203 万 4,000 円、予備費 13 万円を計上いたしました。

介護保険特別会計は、歳入歳出予算総額 8 億 5,163 万 7,000 円で、前年度より 1 億 2,524 万 5,000 円の増額となります。国民の共同連帯の理念に基づき、給付と負担の関係が明確な社会保険方式により、保健医療福祉にわたる介護サービスが総合的に利用できるような円滑な運営を図ってまいります。

後期高齢者医療特別会計は、歳入歳出予算総額 6,176 万 9,000 円で前年度より 208 万円の減額となります。歳入は、被保険者からの保険料と一般会計からの繰入金が主なものとなっております。歳出の主なものは後期高齢者医療広域連合への納付金であります。

双葉町の復興のゴールは、ふるさと双葉町への帰還と町の再興にあると考えております。しかし、福島第一原子力発電所での汚染水漏れやヒューマンエラーとも言えるトラブルが相次いで発生していることは、双葉町の復興の妨げになるものであります。国と東京電力に対しては、改めて廃炉措置の安全かつ確実な実施を強く要求するものであります。

今後の町政運営に当たりましては、議会並びに町民の皆様との対話を重視し、双葉町の復旧・復興のために邁進していきたいと考えておりますので、引き続きご協力とご支援をお願いいたします。

以上申し述べて、平成 26 年度における施策の方針といたします。

(「議長、休議お願いします」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 休議します。

休憩 午前 11 時 09 分

再開 午前 11 時 14 分

○議長(佐々木清一君) 会議に戻します。

町長のほうで今、施政方針のほうで訂正をしたい部分があるということですので、許可いたします。

町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 先ほどの町長施政方針の中で、数字の文言の訂正をさせていただきたいと思
います。

公共下水道事業特別会計の中で、「2,071万4,000円」というところを「2,701万4,000円」と発言し
てしまいました。これを「2,071万4,000円」に訂正をお願いいたします。

○議長(佐々木清一君) これで平成26年度町長施政方針を終わります。

◎請願の委員会付託

○議長(佐々木清一君) 日程第38、請願の委員会付託。

今期定例会において本日まで受理した請願は、お手元に配付した請願文書表のとおり所管の常任委
員会に付託しますので、報告します。

◎散会の宣告

○議長(佐々木清一君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午前11時15分)

3 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成26年第1回双葉町議会定例会議事日程（第2号）

平成26年3月12日（水曜日）午前9時開議

開 議

日程第1 一般質問

6番 谷津田 光 治 君

5番 清 川 泰 弘 君

1番 羽 山 君 子 君

7番 岩 本 久 人 君

4番 菅 野 博 紀 君

散 会

○出席議員（8名）

1番	羽山君子君	2番	白岩寿夫君
3番	高萩文孝君	4番	菅野博紀君
5番	清川泰弘君	6番	谷津田光治君
7番	岩本久人君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	半澤浩司君
教育長	半谷淳君
参事兼総務課長	武内裕美君
参事兼復興推進課長	駒田義誌君
秘書広報課長	平岩邦弘君
税務課長	舶来丈夫君
産業建設課長兼 農業委員会 事務局局長兼 コミュニティ センター所長	大橋利一君
住民生活課長	渡邊勇君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	大住宗重君
生活支援課長兼 埼玉支所長	志賀睦君
教育総務課長	今泉祐一君
会計管理者	半谷安子君
代表監査委員	五十嵐一雄君
農業委員会会長	谷充君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	山下正夫
書記	大浦寿子

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎一般質問

○議長（佐々木清一君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順位に従って行いたいと思います。

通告順位1番、議席番号6番、谷津田光治君の一般質問を許可いたします。

6番、谷津田光治君。

（6番 谷津田光治君登壇）

○6番（谷津田光治君） おはようございます。議長から一般質問の許可が出ましたので、ただいまから一般質問をいたします。

まず最初に、中間貯蔵施設についてを質問いたします。福島県知事は、昨年12月14日、国政府が要請した双葉町ほか2町に設置するとした中間貯蔵施設の計画を、面積を拡大せず集約して、双葉、大熊2町にするとした変更案を国に提出した。町長は、7日に開かれた8プラス1の会議で知事の考えは聞いていたとコメントしているので、県の考えに追従したと理解できる。外された町に集約、計画された汚染物は、どこに持ち込むのか。原発事故で発生した汚染ごみの後始末をなぜ双葉町、双葉町民が強要されるのか。東京電力株式会社が倒産、経営破綻したのではない。増益経営の会社であります。東電の責任において、収集、管理すべきではないか。県知事が県が指導して建設の可否を判断すると言っているが、法律に基づく権限の行使なのか甚だ疑問であります。一方、この変更計画案の提出を町長が了承したのであれば、計画用地外の46平方キロの町内の復興の実施計画を知事から示されたはずと思うが、それはどんな計画か。用地とされる土地には民家もあり、残る土地にしても古来より代々引き継がれてきた各村々であり、合併により新山町、長塚村、2次合併で標葉町、改称して双葉町となった我が郷里には、神社、寺、文化財、先祖が眠る多くの墓地が存在する。中間貯蔵施設建設によって、この地で生活してきた町民の痕跡や文化財、先祖のお墓は埋没、消滅させてしまうのか。発災後6年という帰還目標など絵にかいた餅にすぎない。町長の責任において帰町の時期を町民にはつきりと言うべきである。これがまず一番大事ではないかと思います。

今年度の重要案件は、双葉町を残すことである。去年の3月議会で町長が答弁している。人が住ん

でいてこそその町が存在するわけであって、人のいないところは町とは言えません。双葉町をどんな姿で後世に残そうと考えているのか。施設建設の話ばかりで土地開発の事前調査の話は何も聞こえてこない。国有地にして国の直轄事業とすれば、こういう調査は一切必要ないのだろう。私には到底理解のできないところであります。県にも当然教育委員会はあります。我が町の貴重な文化財の保存はどうなるのだろうかというような心配があります。

そこでまず、(1)、福島県知事の計画面積を変えず2町に集約するとの見直し案について、広域自治体として全面に出て、設置者である国の検討結果にしっかりと対応していくと話し、県が主導して建設の可否を判断する姿勢を示しましたと報道されました。町長の考え方、どういう考えのもとにこうなったのか。また、たびたび会議に招集され、どんな協議、どんな説明があつて、計画変更案を国に提出することを了承したのかをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前 9時07分

再開 午前 9時07分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

○6番（谷津田光治君） 次に、計画面積は5平方キロメートルと聞くが、町内のどこか。その土地には、住宅、納屋、畜舎等何戸あり、何世帯、何人が住んでいたのか。また、神社、墓地、文化財は幾らあるのかを伺う。

次に、計画用地に私有地、町有地、国有地、それぞれ幾らあるか。また、土地権利者は何人か。

次、計画用地を国有化するとの報道があるが、土地の収用方法についてお伺いいたします。

次、5番目として、計画用地の面積が5平方キロメートルだと大規模開発と思うが、法に基づく各種の調査は不要なのか、伺います。

次、6番目であります。県知事は国に変更計画を提出するに当たり、残る46平方キロメートルの復旧、復興の実施計画を県から示されたか、お伺いいたします。

また、今年度の重要案件は双葉町を残すことと答弁しているが、町長はどんな姿で後世に残そうと考えているのかをお伺いいたします。

次、発災から6年後が帰町目標だったと思うが、丸3年過ぎた現在も変わっていないのか、伺います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 6番、谷津田光治議員の一般質問の通告にお答えします。

1番目の中間貯蔵施設について、福島県が国に申し入れた中間貯蔵施設計画の変更案に関し、県との協議経過についてのおたただしですが、さきに知事から直接説明を受けましたのは、中間貯蔵施設は

本県の除染を進め、環境回復を図る上で大変重要な役割を果たすものであるが、今後の双葉郡の復興を進めるためにはその規模をできる限り小さくすることが望ましいということと、廃棄物の量を減らす減量化や発生量の精査を行うことで、当町及び大熊町の計画面積が変わらない前提で両町に集約する方向で施設配置計画案を再検討するよう国に求めたいということの2点であります。この説明が初めて示されたのが2月4日であり、その会場には町議会からも佐々木議長、岩本副議長にもご同席いただいております。知事は、その席上、中間貯蔵施設については、広域自治体として、県が全面に出てしっかり対応していくことをこの場で約束すると述べられました。また、双葉町だけでなく、同席しておりました大熊町の町長、正副議長からも、2町に集約することと建設受け入れの是非の判断は別であることを知事に申し上げたところ、知事からはっきりと集約と受け入れの判断は別であるとの考えは受けとめたと返答をいただいております。この2町に集約し、国に再配置案を検討するよう求めたいという提案があった2月4日のその場で、双葉郡8町村でも協議すべき内容である旨を私と議長から知事に申し上げましたところ、2月7日に双葉郡内の全町村長が集まり、改めて知事から2町への再配置案を国に検討するよう求めたいとの考えが示されたところであります。町として県が再配置案の検討を国に求めることに異論を申し上げなかったのは、あくまで12月14日に石原、根本両大臣から要請された内容と今回の再配置を求める前提が変わらないことと、私が要請した地権者への十分な補償やそれ以外の全町民への生活再建支援策、また町が帰還する上での地域振興策を早期かつ具体的に提示すること、土地の賃貸借方式を望む町民への対応や墓地の取り扱いなど想定される町民からの要望にきめ細やかに対応することなどを改めて知事から国に申し入れるとの説明があったためであります。

県が主導して建設の可否を判断する姿勢を示したとの報道であります。知事は受け入れの是非については国の対応を見きわめた上で地元の意向を踏まえて判断すると2月12日の国への再配置案の申し入れ時にも明言しており、県はまず双葉と大熊両町の意向を尊重する方針を示しており、私のこれまでの議会及び町民の意見を丁寧に聞きながら判断していくとの考え方に変わりはありません。

次に、計画地における建造物及び世帯と住民登録者数のおただしであります。計画地については平成25年12月14日に石原環境大臣が佐藤福島県知事及び双葉町を含む4町に対して受け入れ要請をされた時点でのおよそその範囲の5平方キロメートルでのものになり、多少の差異は出ると思いますが、専用及び併用住宅が約460棟、工業用建造物が37棟、農業用倉庫等が約260棟、そのほかが43棟で合わせて約800棟になり、これらの区域内の住民登録数は、3月6日現在、約299世帯で884名となっております。この区域内には、神社としての登録は4社、共同墓地としての登録は3カ所、個人墓地は23カ所となっております。また、確認されている文化財として35遺跡、2軒のお堂が登録されております。

次に、要請を受けた中間貯蔵施設計画の区域内における土地の所有者区分と地権者数のご質問ですが、私有地は約419.5ヘクタール、町有地が約75.7ヘクタール、国県有地が約4.8ヘクタールになります。また、土地の権利者数は約500名になります。

次に、新聞報道での中間貯蔵施設用地の国有化については、環境省が中間貯蔵施設貯蔵の整備のための用地を取得し、国有地とする方針を公表したものでありますが、ご質問はこの計画用地の土地の収用方法についてのおただしと存じます。収用については、特定の公共事業における正当な補償のもと、権利者の意思にかかわらず、土地等の所有権を初めその他の権利を移転または消滅させる土地の取得方法を指すものでありますが、双葉町内の公共事業等においては、これまでも土地所有者や関係人との合意により任意の売買契約締結により土地を取得するという方法で用地を取得しております。このため、中間貯蔵施設用地の国有化の方針による収用という考え方はあってはならないものと考えております。

次に、要請を受けた中間貯蔵施設計画用地の広さは大規模開発に匹敵する面積と思われませんが、事前調査に関する環境省の説明会での質問に対する回答を引用しますと、中間貯蔵施設については新しい概念による施設であり、法体系にはいわゆる環境アセス法の対象とはなっておりません。また、開発に伴う各種法令は、都市計画法、森林法、農地法等多岐にわたりますが、国が行う開発行為のため、県知事あるいは許可権者との協議成立が必要となります。さらに、公害防止関連法令として、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法等による必要な措置が求められます。

なお、中間貯蔵施設の管理運営に当たっては、基本的には放射線汚染対処特措法及び同法に基づく基本方針並びに除染ガイドラインが適用されるものと考えております。

次に、復興の実施計画についてのおただしですが、中間貯蔵施設の対象予定地5平方キロメートル以外の46平方キロメートルの復旧、復興計画については、国、県からは具体的な提案は示されておりません。

なお、12月の要請時に両大臣に対しては、私が町長就任以来強く国に要請している町への帰還見通しの提示とともに、地域振興策との表現で中間貯蔵施設以外の地域の復旧、復興の実施計画を示すよう求めたところではありますが、地域全体の生活再建支援と地域振興策について、地域のニーズに柔軟に応じていくよう政府として取り組む旨、復興大臣から発言があったところであり、国、県においてしかるべき双葉町の振興策が提案されるものと期待しております。

また、双葉町をどんな姿で後世に残すかのおただしですが、さきの9月定例会において答弁したとおり、ふるさと双葉町を今後も消滅させることなく地方自治体として存続させていくことが全ての原点であると考えております。このため、ふるさと双葉町に強い思いを有する方の希望にお応えできるよう、双葉町への帰還と町の復興への道筋を本格的に議論していきたいと考えております。今後、双葉町復興推進委員会のご意見を初め議会や町民の皆さんの意見を伺いながら、双葉町の帰還、復興に向けた長期ビジョンの策定に取り組んでいく所存であります。その上で、そのビジョンの実現に向けて、財政面を含めて国、県の強力な支援を求め、双葉町の存続に全力を挙げてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いするものであります。

次に、発災から6年後を帰町目標としてきた中で3年が経過した現在の状況についてのおただしで

すが、私は町長に就任以来、私が町長である今任期中は、少なくとも事故後6年間は帰町しないと申し上げており、その考えに変わりはありません。現在でも福島第一原子力発電所の汚染水処理問題並びに今後の廃炉作業の安全性が担保されていないことに加え、国からは双葉町への帰還見通しも提示されておられません。

事故後6年については、平成25年5月の警戒区域の見直しに際して、避難指示解除見込み時期として少なくとも避難指示を解除することが難しい時期として国から提示されたものにすぎませんので、事故後6年が帰町目標とは考えておりません。国も実際の避難指示解除の時期は、日常生活に必須なインフラや生活関連サービスがおおむね復旧し、除染作業等の放射線被曝低減対策が十分に進捗した段階で、県、町、住民との十分な協議を踏まえ行うこととしております。双葉町復興まちづくり計画においても、町としての帰還の判断については、国が帰還の見通しを明らかにした上で町民の方々の幅広い議論を経て判断することとしており、まずは国に帰還の見通しを提示するよう強く求めていることをご理解くださるようお願いをいたします。

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前 9時21分

再開 午前 9時21分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 双葉町、面積51平方キロあるのです。その5平方キロと言われるところはどこですかと一番先に聞いたのだけれども、答えがなかった。後で図面でもくれると大変助かるのですけれども。

まず、県知事と8カ町村の町村長、議会議長、副議長との話し合いと言いましたけれども、これはまず町長が一番先に要望するのは残されたところ、双葉町の残された46平方キロがどういう形になるのかということがやはり県、国から示されて初めて判断の材料に私はすべきだと思ったことが1点。

それから、県から示された3町につくらせてくださいというような要望について、町長ほか議長、副議長も、それは2町でいいですよ。県知事が2町にしたいと言ったときに、では2町にすることを国に提案しましょうと言ったときに、それは条件ですから、それを国がのめばつくってもいいですよということでしょう。県から示された案に、こっちは修正案を国に出したわけですから、国がそれをのめばつくってもいいですよという意味表示だと私は思うのです。違いますか。

それから、2町に集約してつくるのは、あとの県知事は6カ町村の町村長、議長、副議長は、それは大変うれしいことです。県知事は、2町に汚染物質が集約されれば県全部除染したところの汚染物質はみんななくなるわけですから、こんないいことは知事にとってはないです。それから、双葉郡6カ町村の町村長だって自分のところには置かないのだから、大変ありがたくてうれしいことです。

なぜあれほど元の榎葉町長がばんばん手を挙げて榎葉町につくりたいと言っていたのがなくなってしまっ、て、双葉町は余り喜ばないと言っている人が多いのに、そうなる修正案を町長は了承したのか。県知事はうれしいです。県内全部きれいになる。双葉と大熊以外は。あの黒い袋がなくなるのだよ。なぜそういうことに判断しなければならなかったのかということ町長に聞きたいのだ。

土地にしても、借地、町長に12月議会で言ったよね。どうだ町長、国有化でなくて土地を貸すことと言ったら、町長は大熊町長と相談してみるからと言ったのだけれども、それが相談したのかしないのか、どんなことを決めたのか、一切私のところには伝わってこなかった。だけれども、国は、きのう、おとといの予算委員会、石原伸晃さんは前の増子さんの質問に、それはあり得ないという答弁でしたので、これは考えられない。それ以外に方法はないような気がする。かなり強硬な姿勢で、何言っているのですかみたいな答弁でしたから。こういうことがまだまだ解決されないうちに、国は国有地にしますよと。借地はだめですよというような、直接聞いていません。新聞報道です。ですから、当然そういうことが、この前から町長も言っているよね。私らのところには説明来ないうち報道機関に出さないでくれとこの前も言ったよね。だけれども、出てくるの。2町に集約したって、新聞報道。減容化の実証値を今検証中だと言っているのだ。どうなるのかわからないのだ。減らせるのか減らせないのか。これから何年過ぎたら減らせるようなことになるのだろうかとは思いますが、こういうことがまだまだ解決されないうちに、なぜ代替案を県知事が出すように認めてしまったのかということ。1つ1つ町長は町民と議会と相談しながら、建設は別だから決めますよと言っている、こういう代替案を国に出してしまえば、国はそれを受け入れる。借地はだめ、こういう報道ですから、そうしたら受け入れるということは2町につくってもいいですよという裏返しだと。

だから、今話したように、いろんな問題がまだよく説明もされていない、納得もしない中でこういうことになってしまうと、私はちょっと早過ぎたのではないかなと思うのですけれども。今町長答弁にありました。いっぱい人は、約900人近く住んでいたと。この人たちは、あそこが国有化されると帰れないのだ。だから、復興計画で一生懸命やっているけれども、帰れないところが出てくるのだ。帰りたくても帰れないところ。だから、何が復興計画、今の町でやっている復興計画はニュアンスが違うのだけれども、帰れなくなる人のために一生懸命やる復興計画だと思うから、ここに900人近くが帰れなくなるということは、その人たちをどこかでちゃんと面倒見なければならぬところがないとだめだと。これについて災害復興住宅をつくりまますつくりまますと言っていますけれども、これもなかなか進まない。だから、国は環境アセスなんかは法の対象にはならないということ。この前の調査の報告で、アオガエルがいたとか大した調査ではなかった。その報告は聞いたけれども、つくるための調査ってボーリング調査だけで、そのほかの生物調査とか何かというのをやっていないですか。文化財の調査とか、余り環境省の説明では聞かれなかったような気がしているのです。ですから、帰れなくなるところに郡山の人たちが代々管理してきた神社、部落民の心のよりどころだと思うのだよね。何につけても神社に集まれ。はい、今度は神社のお祭りだ。例大祭だ。それがどうなるのか。き

のう吉野さん、たまたま来ましたね。当然それはよそに移築しなければならないべという話ししたようでした。お墓はと言ったら、お墓もそうしないとみんな困るべ。本当に代議士先生が言うのが国の考え方かどうかわかりませんが、少なくともお墓とか神社、埋蔵文化財、五番廃寺とか貝塚の埋蔵文化財があるって町では結構金かけてあれ調査管理していた。ですから、そういうものをちゃんと考えた中での修正案だったのかどうかというのをまず町長へ聞きたい。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の再質問にお答えいたします。

まず、再配置案の件につきましてですが、12月14日に双葉郡の原子力所在4町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町の4町に対して、先ほど申し上げました石原大臣、根本大臣が佐藤県知事とともに、佐藤県知事も福島県の代表としてその会議に出席しておりましたが、中間貯蔵施設を大熊、双葉、楡葉に受け入れ要請ということでありました。その折に知事のほうからも我々のほうからも、まず中間貯蔵施設ということで最終処分場にならないための法制化を強く求めたところであります。それと、私のほうからは、先ほど佐藤知事が2月12日に国に対する受け入れ再配置案の要望に行ったときに話をしておりますが、地元双葉町民の皆さんの建設予定地以外の町民の皆さん含めても生活再建支援策、そして町全体的なものに関しての地域振興策ということで国に強く申し入れをしているところでございます。そういったことで、町としてそういった46平方キロメートルに対しての復興に対するいろいろな中間貯蔵施設の用地以外の取り組みに関して何も話していないということではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

あと3町から2町にしたことに対して了承してしまったら受け入れ要請を受けたようにとられてしまうのではないかとございまして、その件に関しましては、先ほど来答弁の中でも申しておりますが、3町から2町に集約されたということではなくて、再配置案の計画面積の変更がないと、そういうふうな知事からのお話でありまして、そういったことに関しまして12月14日の受け入れ要請時と変更するものではないというふうに私は受け取っておりますので、その変更が承諾をしているということではなくて、何回も申し上げておりますが、再配置案の話と中間貯蔵施設の受け入れに関しての是非は別物であるということは、佐藤知事も2月12日の国に対する申し入れの時も申し上げておりますし、我々双葉町も大熊町もその旨は強く2月4日にも2月7日にも申し入れをしているところでございます。

借地権の件に関しましては、12月議会で谷津田議員からそのようなおただしがあったことではありますが、そういうふうな話がありましたことを記憶しておりますし、12月14日、2月4日の2回の会議の中で、大熊町ともども地域住民の皆さんが国の法制化に対するどうしても信用ができないというふうな心配もございまして、法制化だけでは心もとないのではないかと町民の心配している人たちもいるということ踏まえまして、借地に関する対応も柔軟にするようにと、双葉、大熊両町から県のほうにも申し上げておりますし、国のほうにその折にもそういうふうな柔軟な対応をするようにと

いうことは強く申し入れをしております。

一方、昨日の参議院の中での質問の中で石原大臣が国有地化ということで強く話をされたということは私も伺っておりますが、まだ我々がそういうふうな申し入れをしたことについて国のほうから直接町のほうに回答はいただいておりますので、その件につきましてはご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 最終的に土地の提供を拒まれたら、町長どうしますか。売らない。貸すのはしょうがないけれども、貸したくもないというような話になったらどうします。これ1点だけ。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 中間貯蔵施設にかかわる用地の地権者の判断ということだと思っておりますが、この件には先ほど申し上げましたように借地というふうな考え方を強く表明している方が双葉町にもおられますし、一方大熊町の考えでも借地ということ強く申し上げている住民の方がおられるというふうに伺っております。その件をまずはっきりさせるべきだろうと思っておりますし、どうしても売買に関しては、売らないという今議員のお話でしたが、そういう方がおられるとするならば、これは町としての判断よりも地権者一人一人の権限、権利を有するものですので、それは国が誠意を持ってその地権者の皆さんに対応すべきだと思います。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 次に、安全協定についてどのようになっているのか。

それから、高濃度汚染水、これ新聞報道は漏れ漏れと言っているけれども、流しているような実態ですので、私は流出にしたいと思うのですが、この報道がたびたびあります。どのぐらい流れ出た、発表されているだけでどのぐらいあったか。

それから、東京電力は、過日我々議会にも説明あったのですけれども、高濃度汚染の瓦れき、解体物保管施設第9棟というのをつくると。これは、今どのようになっているのか。つくっているのか、まだつくらないのか。町は、いわゆる三者協定は平常時で今には合わないと言っているけれども、三者協定に基づいて、協定の運用、5条2項の運用で会議に行っているはずですよ。ですから、三者協定、この部分はだめですけども、こっちはいいですよなんていうのはあっていいものかどうか。とりあえずそれをお聞きしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2番の原子力行政について、安全協定見直しの進捗状況についてのおただしですが、現在の安全協定は、引き続き効力を有しているものの、平常運転時での運用を定めている現在の安全協定は、廃炉措置を進める今日の福島第一原子力発電所の実態にそぐわなくなっていることから、実態に即したものとなるよう、安全協定の見直しに向けて、大熊町とともに福島県との協

議を進めてきているところでございます。これまでの事務レベル協議においては、特に事前了解の対象施設について、廃炉作業の実態に即した敷地境界線量に影響を与えるような施設については対象施設とすべきことなど意見を申し述べてきたところであります。現在、福島県において修正案の作成を進めているところであり、県からの修正案の提示がありましたら議会に報告をさせていただきたいと考えております。

次に、高濃度汚染水流出についての公表件数及び流出水量についてのおたただしですが、汚染水の漏えい事象は、海洋への流出、地下貯水槽からの漏えい、タンクエリアからの漏えいなど相次いで発生しているところです。こうした事象の総件数及び総流出量につきましては東京電力に確認しましたが、東京電力においても把握していないとのことでしたので、ご報告申し上げます。

また、汚染水流出に対する町の対応についてのおたただしですが、町として国及び東京電力に対して汚染水問題の早期解決を数度にわたり要望してきたほか、福島県と関係13市町村、学識経験者で構成する福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会、いわゆる廃炉安全監視協議会に町職員が参加し、国や東京電力の取り組み状況について、ヒアリングや現地調査を通じて継続的に安全監視を行っております。さらには、福島県原子力発電所所在町協議会を通じて国や東京電力に対し、汚染水対策を初めとする廃炉作業の安全かつ確実な実施、安全管理の徹底について要請を重ねてきているところです。今後とも、国及び東京電力に対して汚染水対策を初めとする福島第一原子力発電所の廃炉措置の安全かつ確実な実施を強く求めてまいります。

次に、高濃度汚染瓦れきや解体物の保管施設が建設されるのかのおたただしですが、固体廃棄物貯蔵庫9号棟の増設につきましては、東京電力から昨年11月11日に事前了解願いがあり、安全協定に基づき、福島県と双葉町、大熊町、学識経験者で構成される福島県原子力発電所安全確保技術連絡会・安全対策部会に関係職員が出席し、東京電力に対してヒアリングや現地調査を行い、周辺環境への影響や施設の安全性など技術的な観点から協議を進めてまいりました。安全対策部会からは、施設の安全性について特に問題ない旨の報告が取りまとめられたところです。そのため、今後事前了解の取り扱いにつきまして議会と協議をさせていただきたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 最後の答弁だけでも、技術連絡会とかは全部三者協定に基づいて設置されているのですね。ですから、安全協定はまだ残っているのですよね。だから、もしそれを答弁してくれるのなら、この部分は平常時はだめですとか、こっちは残っていますとかという答弁だと理解しやすい。安全協定の本体は平常時のものですよと言いながら、協定に基づいてつくられているものはまだ生きているという答弁だと、これはちょっとおかしいと思ってしまう。技術連絡会だ何だ、みんな安全協定に基づいてつくられているやつだべした。さっき言った協定運用、5条の2項の運用で、こういうものありますよとかこういうのをつくりなさいよとかというのは決められてあるわけですから、だからしっかり議会にも説明してください。議会と協議でなくて、いつも説明で終わるようです

から。議会というのであれば、私が決めるならいいのだけれども、議会とも相談していただたら、ただ説明だけで終わってしまう相談なのか。中間貯蔵施設に入れるような汚染物ではないはずですから、そうしたらもっともって高線量の汚染物になる。それはサイト内だからっていつまでも置けば最終処分場かと言われてしまいかねない。多分私は、東京電力は金かけて人手かけて、しょっちゅうしょっちゅう移動したりなんかはしないと思う。国は中間貯蔵施設30年なんて言っているけれども、これも怪しいもので、余り100%の信用はないですけども、議会にもお知らせください。

次、復興住宅、これ国は県外、県内問わずつくりますよというような発表でしたけれども、復興計画一生懸命復興推進課長がやっていて、県外にいるやつは復興住宅できないという冷たい判断でなくて、やっぱり最初前町長が埼玉連れていったのですから、そこに行った一千何百人の人は、あそこに二、三年いるとあそこが住みやすくなるのだよね。そういうところに、国は県内、県外言わず必要とする者がいれば考えなさい。町がその考えを持って県とヒアリングすれば私はいいと思うのだ。町でやらない、できないとやってしまうと、これは絶対に進まない。これを1つお聞きいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3番目の復興公営住宅について、埼玉県加須市に避難している町民からの復興公営住宅の建設要望についてのおたただしですが、昨年埼玉県内の災害公営住宅の建設を求める会から私宛てに埼玉県内に災害公営住宅の建設の早期実現を求める要望を複数回いただいております。双葉町民を対象とした原子力災害被災者向けの復興公営住宅は、福島県により整備が進められております。そのため、私から福島県に対して同団体からの要望内容をお伝えいたしました。これに対して福島県からは、県外の復興公営住宅の建設については、立地場所が遠隔であることに加え、県外での発注体制がないことや維持管理に目が届かないこと等の難しい課題があり、整備は困難と認識しているとの旨の回答があったことから、その回答を私から同団体宛てにお伝えしたものです。

国の方針は、県内、県外を問わずとのご指摘であります。復興公営住宅の整備は、福島復興再生特別措置法に基づき、福島県知事が避難先自治体と共同して生活拠点形成事業計画を策定することにより整備が行われることとなっておりますので、国においても福島県の判断によることとされているところです。そのため、福島県の判断がなされなければ県外における復興公営住宅の建設は困難である旨、ご理解を願います。

いずれにいたしましても、新たに復興公営住宅の整備が行われるのは一部の地域に限られますので、復興公営住宅が建設されない地域において、引き続き避難生活を送られる町民の皆さんの住居を将来にわたって安定的に確保していくことは重要な課題と認識しております。そのため、町としても借上げ住宅制度の延長を求めるなど、町民の皆さんが将来にわたって安定した住居が確保できるよう、引き続き国及び福島県に強く要請してまいります。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 国が県内、県外を問わずつくれますという方向性を示したにもかかわらず、

県は遠隔地だ。遠隔地、それは前町長が県外と言って役場まで持っていたのだから遠隔地だよな。埼玉県。だけれども、そこに町と一緒に避難した人は、あそこで2年以上も生活するとそこがやっぱり、住めば都ということわざもあるように、そこにコミュニティーができて、やっぱりおれはここにいたいというような人が出てきてもおかしくない。だから、復興計画なるものにしっかりと、復興推進課長、組み込んで、騎西周辺にいる人たちの今後もちろんと見守っていただきたいと思います。とりあえず余り詳しくないので、とりあえずこの件はお願いしておきます。

それから最後に、教育長さんにお尋ねします。発災から3年が過ぎた。教育委員会は、町内の文化財について調査はしておりますか。

また、特に中間貯蔵施設の建設要望がある5平方キロメートル内には文化財はないのか。神社、埋蔵文化財等ないのかと言いながら私知っているところがありますので、あえて何方所、先ほど町長からも言われましたけれども、書いておきました。調査の必要性、これもお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 半谷教育長。

○教育長（半谷 淳君） 谷津田光治議員の一般質問の通告書にお答えします。

町内の文化財の調査と中間貯蔵施設建設要望がある5平方キロメートル内に文化財はあるのかと。また、その調査の必要性についてのおただしについてであります。震災発生後に国、県、町指定を含む文化財と重要遺跡の現況調査を行っております。その結果、中間貯蔵施設建設要望地の範囲に含まれる遺跡の数につきましては35遺跡でありまして、郡山貝塚や郡山五番遺跡など重要遺跡が含まれております。神社は4社、お堂は2軒を確認しております。

なお、調査の必要性についてであります。中間貯蔵施設建設要請という特殊な状況にありますため、今後の状況の推移により判断していきたいと考えています。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 先ほど町長にも申し上げましたが、双葉町には意外と文化財、遺跡はあると私は思っております。前々から五番廃寺とか貝塚とか、道路工事が計画されるたびに遺跡発掘というようなことがたびたび聞いていましたし、町も予算をとって発掘調査をやっていたはずです。また、双葉町からこの5平方キロが消えるとなると、先ほども申し上げましたが、心のよりどころにしていた神社、今しめ縄なんてもじられないのをみんな年寄りの人たちに教えられて、こうやってもじって毎年例大祭という飾りわけです。そこがまた子供たちの遊び場にもなっていたりして、そういうところがなくなってしまう。そういうところに住んでいた人が、それはすごい心の痛手です。ですから、全部中間貯蔵施設つくるために法は適用されないという、文化財の保護なんて何のためにあるのかわからなくなってくるような気がしてならないのです。結構町でもこれに基づいて文化財保護条例つくっているのです。文化財調査委員設置条例なんていうものがあるのです。教育長所管やっている公民館、海の家とか条例までつくってちゃんと管理していたものがなくなってしまうということ

になれば、少なくとも文化財保護条例が町にある限りは、調査委員設置条例まであるのだから少し調査させるべきだと私は思うのだけれども、これも法に基づいてなくなってしまうのですか。私は、何かしっくりしないという気分でいっぱい。教育長、どうですか。

○議長（佐々木清一君） 半谷教育長。

○教育長（半谷 淳君） 谷津田議員の再質問にお答えします。

文化財の重要性については、私自身も町としても認識しております。また、これまでの調査により、かなり重要遺跡が数多く双葉町に存在するということも確認しておりますので、今後遺跡の保存がどのような形で可能なのか、あるいは調査が必要なのかについて、国、県、担当者と協議をしながら判断をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） これは教育長だけで頑張ったって、少し、教育総務課長、そうですね。教育委員会だけ頑張っても、町長の力かきないとだめだね。力かしてやってください。文化財の調査、町で条例まであるのだから。そのため、重要なものだから条例つくっているわけだ。だから、教育長、町長の力をかりて、少し、町長、教育委員会にやらせてください。よろしく願います。お願いして終わります。

○議長（佐々木清一君） 通告順位2番、議席番号5番、清川泰弘君の一般質問を許可いたします。

5番、清川泰弘君。

（5番 清川泰弘君登壇）

○5番（清川泰弘君） おはようございます。ただいま議長から登壇許されました5番、清川泰弘であります。町長に3つほど質問をしたいと思っております。何分私も今回の質問に当たりましては、私の支持者のほうに電話があったので、何が今一番大事だ、何が関心を持っているのだということで、それで若い人は私の支持者おりませんので、ある程度大人のあれで、そういうことで日常生活とか、50年先の話でなく、そういうことが心配だということで、きょうは町長に端的に質問して、お答えをいただきたいと思っております。よろしくどうぞ願います。

それでは、質問に入ります。今後の町政についてであります。震災から早くも3年が過ぎましたが、4月から双葉町立幼、小、中の開校の運びになるということで、これは市町村が公立の学校を持つというのはごくごく当たり前の話で、やっと復興の第一歩が、先ほどまでは文教の町、文教の町だと話しておられましたが、町長もそれ以来学校の立ち上げということで、大変喜ばしいことだと思います。それで、いろいろよその町村と比べると何かありますけれども、双葉郡8町村おのおの置かれている立場は違うと思っております。よその町でどうの、あそこの町でどうの、そうでなく、とにかく双葉町は双葉町として現状を踏まえながら、町長に今後双葉町を導いていく、引っ張っていただきたいと思います、そういう思いで3点ほど質問します。特にこの1年間が双葉町を、あ、どうなる、こうなる、

町民も大変関心を持っております。

そこで、第1点目、今後双葉町をどのような方向に町長は導くのだ。右30度に持っていくのだから、左40度に持っていくのだから、その辺町長の考えをひとつお聞かせ願いたいと思います。

2番目として、借上げ住宅に入っている方が今後復興住宅ができた場合に、そこに入らない方は自分でうちを求めるか、それとも今までどおり借上げ住宅にいた場合は家賃取られるのかなど。これは、そんなものというけれども、今借上げ住宅に住んでいる方、双葉町でも相当の世帯数あるでしょう。復興住宅よりもむしろ多いくらいでしょう。現に自分で土地、建物を求めた人よりもはるかに多いのです。だから、これは非常に関心を持っているところなのです。だから、さきの先輩議員の質問にも、今後1年延ばすという話は決まりましたね、借上げ住宅の。だけれども、復興住宅はここ3年ぐらいにはできますね。そうした場合には、今の仮設住宅は取り壊しとかありますね。そのとき借り上げにいる我々はどうするのだと。そこに行きたくないとか。それがはっきりすれば、復興住宅に希望する人もはっきりこんなのではだめだと。6万8,000円も払って、これから先わからないからという人が多く出てくると思う。その辺を行政としては、大変いろいろ難問抱えているのはわかります。だけれども、そこを町長は、何やってもどうするこうするというのを、これは県でも国でも足運んでくださいよ。これひとつお願いします。

あと、中間貯蔵についての結論はいつごろ出るのだと。いろいろ今、土地の借り上げとか国有化するとかあります。町長の先ほどの答弁で、最終的には地権者側に任せるということで、それはそのとおりだと思います。県が売れだの貸せだのという話は、私もないと思います。ただ、この中間貯蔵にある5平方キロの中にある町の財産については、これは議会、町長、町が決めることであって、後の部分はあれです。そのことについても、町にはどのくらいあるのだから。そうした場合、先ほどからよその県外にいた人なんかも復興住宅建ててとか何かやっていますけれども、この土地を逆に国にお上げして、どこかにもらって、よそにいる人、どうぞ、ここに土地は提供するから来てください、そんな話もできないことはないと思うのだよね。だから、やっぱり町長、県は国も確かにこれは上位だからわかりますけれども、住民がこういう希望をしているということで、5平方キロに何ぼあるか先ほどちょっと言ったけれどもその辺の土地と、そういうことも考えて、町民がなるほどというような政策をやっていきたいと思います。その部分について3つですけれども、簡単明瞭で結構ですからお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 5番、清川泰弘議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

今後の町政について、今後双葉町をどのように進めていくのかのおたただしですが、双葉町の復興のゴールは、ふるさと双葉町への帰還と町の再興にあることは言うまでもありませんし、しかしながら町は東京電力福島第一原子力発電所の事故により全町避難を強いられ3年になる中、いまだに帰還

見通しも示されず、避難生活の長期化を余儀なくされているところです。こうした避難生活の長期化が見込まれる中であって、全ての町民が避難先で当面の生活再建を果たし、町民のきずな、コミュニティーを維持、発展させていくことが喫緊の課題と認識しております。

その主要な取り組みとして、復興公営住宅を中心とした双葉町外拠点の整備が挙げられます。現在、いわき市、郡山市、南相馬市、白河市に復興公営住宅の整備を要請しているところですが、この復興公営住宅を双葉町外拠点として、町民のコミュニティーの拠点としても機能できるように取り組んでまいります。特にいわき市南部勿来地区については、双葉町外拠点の中心として、広く町民のコミュニティーの拠点となるさまざまな機能を持たせられるよう取り組んでまいります。こうした町外拠点の整備のほかにも、復興まちづくり計画に基づく事業計画にのっとり、町民の生活再建と町民のきずなの維持、発展に向けた取り組みを進めてまいります。

その上で長期的な課題として、双葉町の土地を復旧、復興し、町の再建、再興を目指してまいります。そのため、平成26年度はふるさと双葉町に強い思いを有する方の希望にお応えできるよう、双葉町への帰還と町の復興への道筋を本格的に議論していきたいと考えております。事故から3年が経過し、町の荒廃が進む中、町を復旧、復興し、町を再建、再興していくためには、市街地の再開発など魅力ある新たなまちづくりが欠かせません。さらに、持続的に町を発展させるためには、廃炉研究拠点や再生可能エネルギー拠点の誘致など、新たな産業、雇用を町に創出させていくことも必要です。こうした取り組みの方向性を今後、双葉町復興推進委員会のご意見を伺いながら検討を進め、双葉町の帰還復興に向けた長期ビジョンの策定を進めてまいります。

次に、借上げ住宅に入っている住民で災害復興公営住宅を希望しない場合、家賃補助はどうかとのおたただしですが、借上げ住宅制度を利用される方々については、災害復興公営住宅への入居希望の有無とは関係のないことを福島県に確認しております。みなし応急仮設住宅として運用される借上げ住宅制度は応急仮設住宅施策の延長して設けられており、福島県が今後応急仮設住宅の運用についてどのような判断をするのかは現在明確ではありませんが、現在の各被災地の復興状況からも当分の間は存続されるものと受けとめており、応急仮設住宅が存続する限り借上げ住宅制度の存続を町として求めている考えであります。

次に、中間貯蔵施設について、いつごろ結論を出すのか、また予定地とされている5平方キロメートルの中には町有財産はどのくらいあるのかとのおたただしですが、さきの谷津田議員の質問にもご答弁申し上げておりますとおり、国や県に対してさまざまな要請と今後の町のあり方に加え、中間貯蔵施設そのものの具体的な内容について提示を求めていくところであります。

施設の受け入れの可否については、国や県の対応状況を見きわめるとともに、同じく受け入れ要請を受けた大熊町とも協議しながら、そして何よりも議会及び町民の皆様と相談しながら検討する考えでありますので、国が平成27年1月の搬入開始に向け早期の判断を求めてこようとも、判断の時期は明示せず、慎重に判断してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、中間貯蔵施設計画地域についてであります。町有財産等についてのおただしであります。土地につきましては、町道、総合公園敷地、工業団地及び住宅団地分譲予定地など合わせて約75.7ヘクタールになります。また、建造物等は、総合公園関連施設、下水道関連施設、海浜公園関連施設、郡山及び細谷公民館、西原住宅などがあります。

○議長（佐々木清一君） 5番、清川泰弘君。

○5番（清川泰弘君） ただいま町長からの答弁で、最終的には双葉町に帰るぞということで、その点についてはこれ以上、町長がそういう考えでいるということでもわかりました。

2番目の借上げ住宅、これについてはみなし復興住宅というものの捉え方でということで、これは今後町も粘り強く、なるべくなら答えが出れば町民の皆さんも安心するわけですけれども、1回でなく3回、5回と足を運んで、とにかく早い時期にどうだということになれば、復興住宅の数もおのずからつくらないものもつくらなくてもいいし、足りないものは早目にできると思います。私は、もうある程度年だから自分のうちは持たないという人もいるのです、お金がいっぱいあったって。だけれども、みんなと一緒に暮らすのは煩わしいという人もいるわけです、現に。だから、今のところがいいとかそういうことに対しても、ここである程度目鼻がつけられれば、復興住宅も無駄なものをつくる必要もないし、そういうことだと思います。ただいまの答えは、私の支持者にもこういうことだということをおちゃんと伝えますから。

あと、中間貯蔵の457.7平米については、これは今県知事も土地を貸すのだとか国有化はしないのだとか何か言っていますけれども、福島県の土地はそれでいいですけれども、双葉町の土地はやっぱり双葉町が決めるべきだと思います。やっぱり個人は個人で決めるべきだと思います。その辺はやっぱり知事も勘違いしているのではないの。我が土地のようなことを言って。県の土地なら知事が決めていいですよ、私はそう思います。ただ、双葉の土地については、町の財産については、これは町民の意見を聞いたり議会とも協議しながら町長が判断するのがそれは町長の言うとおりでと思います。

そういうことで、ここ私も伊澤町長1年をずっと見てきましたけれども、やっていることはそれではないと思います。だから、自信を持って、余りにも、誰々の相談、相談なんて言わないで。執行者なので、おれはこう決めるからみんなどうだという話で、相談するのではなく、ちょっと元気出してやってみてください。本当だと思います。優秀な部下がいるわけだからそこでしっかり練って、閣議の中、庁議の中で。議会にちゃんと提案すれば、我々は間違っ、とんでもないでない限りは賛成しますよ。だめなときは修正を求めたり。そういうことで、とにかく自信を持ってやってみてください。

以上、終わります。

○議長（佐々木清一君） 答弁はいいですね。

それでは、休議します。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時30分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

通告順位3番、議席番号1番、羽山君子君の一般質問を許可いたします。

1番、羽山君子君。

（1番 羽山君子君登壇）

○1番（羽山君子君） 議席番号1番、通告番号3番。ただいま議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

今少子高齢化と言われておる中で、双葉町も学校再開ができたことにすごくもううれしく思っていますし、この次、少子の次は高齢化だと思うのです。その高齢化について、きょうの第1番の質問として、高齢者福祉の対応についてをお伺いいたします。介護施設の事業再開については、12月の定例会において福島県の担当者と具体的な協議に入ったとご答弁がありましたが、その後どこまで進んでおられるのか、進捗状況をお伺いいたします。

また、過日の議会全員協議会において、いわき市南部に計画している施設の規模は50床、グループホームは9床であることを説明されました。希望されている人数にもよりますが、この規模で間に合うのかどうか。今後利用者が増加した場合の対応をどのように考えているのか、お伺いいたします。

さらに、双葉町民は、県外あるいは会津、中通り地方においても避難生活を送っておられると思います。こちらの対応についてもどのようにお考えかをお尋ねいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 1番、羽山君子議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

1番目の高齢者福祉の対応についてであります。高齢者福祉の対応について、介護施設の事業再開について、その後の進捗状況についてのおただしであります。福島県と事業主体であります社会福祉法人が事業の調整を行い、さらに避難先自治体には議会全員協議会で説明しております内容を福島県が中心となって説明したところであります。現在社会福祉法人においては、建設予定地の地権者に対する用地交渉中と伺っております。

過日の議会全員協議会において、いわき市南部に計画している施設の規模についてその規模で間に合うのかのおただしであります。双葉町で運営しておりました特別養護老人ホームは老人福祉法等に基づいて設置されたものでありまして、事業主体はあくまで社会福祉法人であります。社会福祉法人の運営にかかわる内容となりますので、答弁は控えさせていただきます。町として、社会福祉法人の事業再開にかかわる関係機関との調整や側面的な支援に努めており、早期に事業再開ができるよう指導してまいりたいと考えております。

双葉町民は、県外あるいは会津や中通り地方において避難生活を送っておられる方の対応について

のおただしであります。全国39都道府県に町民の方が避難をされている現状では、避難先自治体との連携を図りながら介護施設等の紹介など避難先自治体の資源活用を進めております。福島県内においては、郡内4町の連携はもちろんでありますが、2月の双葉地方町村長会議において、福祉施設等の整備に当たっては、郡内において整備する場合ややむを得ず避難先自治体で事業を再開するための整備においては、震災前に立地していた自治体以外の町村でも応分の負担をすることを申し合わせております。これにより施設の整備促進と負担軽減を図り、さらに被災者が相互利用できるような体制を整えてまいります。また、避難先自治体においては連携を密にするとともに、地域資源の活用も含めて調整してまいりたいと考えております。

高齢者福祉の対応については、羽山議員が言われるとおり重要な課題と受けとめておりますので、町としては介護予防を中心とした事業推進、介護施設の事業再開に向けた福島県、関係機関との調整を十分に図り、課題解決に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子議員。

○1番（羽山君子君） 双葉町も、3月6日の新聞見ましたけれども、約1.52倍となってふえております。鹿島町では、100床のところ約300人の待機者がいるということです。片や東京都では4万3,000人の待機者。舛添知事は、特養待機者に対して、国有地、所有地の活用、集合住宅の高層化による空き空間の利用など施設設備に対してありとあらゆる手段を使って待機者の解消をしたい、こう意欲的に述べられております。このことについて私たち避難者に国、県、町、もっと真剣に取り組んでほしいと思っています。町長もご存じのように、避難先の孤立、ストレス、通常的生活をしているわけではないわけですね。避難生活も長くなると同時に、老いも一緒、介護も一緒についてきます。高齢者や介護されている方々に少しでも夢や希望を持った生活をさせていただきたいのです。

また、復興まちづくり、第1次の中の当面の強化していくべき課題の中にも盛り込まれていますが、町長が述べられております4町との協議もまだまだ期待しております。安倍総理が実行なくして成功なしという言葉が話されていますが、一日も早い具体化、見通しを待っていますし、規模的なものについては制約があると思います。先ほど話しておられました社会福祉法人ということですね。でも、それは特例とか特区、やはり避難している私たちにそういうことばかり言っていたら、いつになったらこれできるのかということなのです。この前も話されていましたが、もう時間がないのだから、もう日にちを切っしてほしいという言葉は私はずいぶん聞いてきました。やはりいつまでも県と協議、県と協議では話になりません。もう皆さん優秀な、副町長さん初め皆さん、課長さんがおるわけですから、高齢化ということ、本当に切実な問題です。皆さんも一日一日年はとっていきます。そんな中で、やはり重点的に考えていただきたいと私は1年間お話ししてきました。

先日新聞を見ましたら、新聞の中に福島再生加速化交付金新規事業の具体的な例が載っていて、その中に、事業計画が提出され次第、審査して、交付を決めて出すって書いてありました。新聞あるのですけれども。新聞しか私もちょっとあれなのでできませんでしたが、やはり待っている町民、

少しでも早い再開を望んでいるということなのです。だから、これ先ほども、何度も言いますが、前からも社会法人、社会法人と出てきますけれども、やはり特例特区というのはないのですか。特例とか何か。早く進めていただきたいのですよ。何度も言っているのですけれども、私も避難生活して、県外の方、いわきは南のほうにそういった施設をつくると言っていますけれども、県外の方はどうされるのかなと思って。皆さん50床だけで済まされるのかなというのが、本当に不安というか、少な過ぎるのではないかなと。小さくても例えば2カ所とか。だってこれ、先ほども言いましたけれども、鹿島町で300人の待機者なのですよ、100床に対して。学校再開も、本当に町長さん一安心したかなと思うのだけれども、やはりこれから高齢者に向けては重点的に取り組んでいただきたい問題と思いますが、もう一度再確認の意味で答弁お願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山議員の再質問にお答えいたします。

全く議員のおっしゃっている意味は理解しておりますが、先ほど来答弁の中で申しておりますが、事業主体はあくまでも社会福祉法人だということをまず一つご理解いただきたいと。町としてどういう支援ができるかということで、県の高齢福祉課、そしていわき市などにも事務レベルでのいろいろな許認可に関する対応をいろいろと交渉をして、今ようやく用地の取得に向けて一歩進んだというふうに伺っております。そういったことで地元の理解、我々避難先自治体の中に我々避難している自治体がお世話になっている状態なので、その受け入れ自治体の制度そのものを活用するということが非常に難しいというのはご理解いただきたいと思います。そういった意味で、まず非常に大変な事業だと思っておりますが、先般、昨年いわき市長と被災している双葉郡8カ町村との会議がありました。その中で、いわき市長に直談判をしたところ、いわき市長からそういったものの考えに対するご理解を得られて一歩進んだのかなというふうな考えはしております。そういったことで、いわきに建設予定をしております社会福祉法人の施設に関しては、なるべく早く進ませていただきたい。また、町としても行政としてかかわれるいろいろな支援はしていきたい、そのように考えております。

県内に避難をしている町民の皆さんに対してのそういった施設の提供でございますが、先ほど答弁の中でも申し上げておりますが、双葉郡の町村会の中で相互扶助というような考えから、それぞれ相応の補助を出しまして、避難をしている各町村自治体でつくっている福祉施設もありますし、これは福祉法人ですので、その辺の非常に運用は難しい部分がありますが、各自分の町の村の住民だけではなくて、双葉郡から避難をしている避難先の避難をしている住民の皆さんに対してもお互い協力し合おうと。例えば今回双葉町で対応をしようとしている社会福祉法人がこのいわきで許可をいただいてできたとしても、双葉郡内の避難をしている人たちを入れると。また、双葉で、例えば郡山で避難をして、そういう施設に入りたいという場合は、今現在は東風荘ですか、富岡町の、そういったものがありますし、そういうような連携協力ということで、お互い双葉郡の中での協力関係を構築していくというふうな申し合わせをようやく先般したところでございます。そういったことで、それ以外県外

の皆さんに関してどうするかというおたただしでもありますが、そういったものに関して当然町としていろいろ各都道府県自治体、それらのものに関してお願いをしていかななくてはならないし、待機していて現在高齢者の皆さんのそういった施設に関するものは非常に待機の状態が長くなっているというの伺っております。そういったことをどういうふうに解消できるかというのは、これは国としてそういうふうな制度ももちろんつくっていただかななくてはならないですし、我々としてもそのことに對して国に働きかけを今後もしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 先ほど町長は、4町との協議の中でも総合的にやっていかれると。例えば協力しながらやっていかれると聞きましたが、それではいわき市に50床とか9床とかグループホームつくるとい話をされていますが、今鹿島町で300人も待機者がいるのに50床で、例えばいわきに住んでいる方は双葉町だけではない。では、そういう方も入れていくとなった場合、それだけで間に合うのかなということが、そこに疑問が出てくるのですよね。それと、やはり特例特区って、今国もすごくそういうような言葉を使って私たちに、メディアにも流しますね。特例特区を使ってどうのこうのする。そういうようなことをもっとできないのかなと。型にはまった施設とかをつくるということは、それは何でもできますよ、何とかすれば。でも、やはりこの時期、今皆さん避難していて、1.5、2倍もふえている。3倍もふえている。約2倍になる。これから高齢者、私もその高齢者の中に入るのですけれども、そろそろ、そういう高齢者がこんなにふえている中で、やはり空き空間の利用って先ほど都知事さんが話しましたけれども、そういう利用もできないのかなって私思うのです。多分町長は、人手が足りないとかそういうあれがないとかって言われるかもしれない。でも、前ほどJAさんあたりではそういう教育をされたはずです。ですから、やはりこれはどうしても進めていただかない問題ではないかなって。自分ももうだんだん、自分ではなくて皆さんもそうです。やっぱり生まれてくれば必ずそこにお世話になるかもしれないのです。だから、重点的に考えていただきたい問題です。答えはなくても結構です。

それでは、2番に入ります。臨時財政対策債について、町の、これ書類がなくて、平成13年度から24年までの臨時財政対策債の借り入れ残高は17億2,347万円となっております。毎年約1億5,000万円近くの借り入れによって残高がふえてきました。町の収入を見ると、東日本大震災による税収の落ち込みなどにより一般財源が減少してきています。起債の償還には一般財源を充当していくことになり、財政運営が厳しくなるかと思われませんが、償還をどのように進めていかれるのかをお尋ねいたします。

また、臨時財政対策債に対する交付税措置額についてもお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2番目の臨時財政対策債についてのおたただしであります。臨時財政対策債は、国の地方交付税会計の財源が不足し、地方交付税として交付すべき財源が不足した場合に、地方公共団体への地方交付税の交付額を減らして、その穴埋めとして地方公共団体みずから地方債を発

行させる制度であります。この元利償還金全額が後年度の地方交付税に算入されるために、実質的には地方交付税の代替財源であり、総務省においても地方交付税と同様に一般財源として扱われております。当初、平成13年度から3カ年の臨時的措置でありましたが、国において地方交付税の原資不足が解消されないことから、現在に至るまでこの措置が延長されており、平成28年度までの措置となっております。臨時財政対策債の元利償還金は、後年度の地方交付税に全額算入されるとはいえ、地方債であることに変わりはありませんが、あくまで発行が可能なものであって、発行しなければならないわけではなく、地方公共団体の責任と判断で発行できるものであります。このため、財政の早期健全化基準を超えていた年次からこれまでも、臨時財政対策債を発行しない場合には、一般財源が減り、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が悪化する原因の一つにもなるため、他の起債は発行せず、後年度の財政負担を考慮して計画的に臨時財政対策債だけは発行してまいりました。しかし、起債には変わりありませんので、今後の復旧、復興に向けてはでき得る限り国、県の補助金、交付金等を活用し、事業の執行をしていくとともに、無理のない計画的な財政運営の中で借り入れ、償還をしていくこととしております。

また、臨時財政対策債に係る交付税措置額につきましては、平成25年度においては平成13年度から平成24年度までの発行可能額の合計額に一定の補正係数等を乗じた額1億880万4,000円が基準財政需要額に算定されております。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 平成13年度からずっと借りてきて、こういう今まで17億2,347万円となり、利息、ちょうど用紙、表番号33番が19年度からないということで、19年から24年度まで計算したみた利子が約1億300万円となっておりますし、やはりいつまで、これ27年度までといいましても、その後はでは全部国で負担してくれるのかといたら、それはどうなのかなと思うのです。17億円も、ことしも財政対策債がふえてきていますし、やはりそれが27年度で、先ほど28年度の中で終わりって話しましたけれども、28年度で終わって17億円、24年度までですけれども、その先、ことしもまた借りる予定でありますけれども、それがまたふえていって、それを終わったら、どういうふうに全額国で見えていただけるのでしょうか。利息も払われているのですよね。お尋ねいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山君子議員の再質問にお答えいたします。

国でそのような対応をしていただけるというふうに向っております。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） いただけるという話、いただける。まだするではないので、やはり交付税で措置される金額もふえてきますが、臨時財政対策債発行額もふえています。利子も一緒ですし、財政の指標にも影響を残すと思います。将来の負担を残すことのないように考慮しながらの返済をお願いいたします。

終わります。

○議長（佐々木清一君） 通告順位4番、議席番号7番、岩本久人君の一般質問を許可いたします。
7番、岩本久人君。

（7番 岩本久人君登壇）

○7番（岩本久人君） 7番、岩本久人であります。ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書どおり一問一答で質問をさせていただきます。

先ほどの谷津田議員、清川議員と質問が重複する点もあろうかと思えますけれども、再度質問させていただきますので、ご答弁お願いいたしたいと思えます。

まず、1点目、中間貯蔵施設についてお伺いします。昨年12月14日、東京電力福島第一原子力発電所事故より発生した除染放射性廃棄物を保管する中間貯蔵施設について、石原環境大臣と根本復興大臣が双葉、大熊、楡葉3町に対し、正式に受け入れを要請いたしました。これを受けて、先般2月7日、佐藤福島県知事から双葉郡8町村の会談で、双葉郡の復興を考えると施設の面積はできるだけ小さいほうがよろしいという判断から、国の示す候補地案から楡葉町を除外し、双葉町、大熊町の2町に集約する再配置案が提示されました。改めて、今後の町の対応について町長の見解をお伺いします。

1点目は、中間貯蔵施設の受け入れに対して町長の現在のお考えをお伺いします。

2点目は、県の再配置案の国への申し入れに対して、町としての今後の取り組みをお伺いします。

3点目は、国が示す建設等の受け入れ環境を整えば法制化する点についての町長の考えをお伺いします。

以上、3点よろしくお願ひします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 7番、岩本久人議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

1番目の中間貯蔵施設について、中間貯蔵施設受け入れに対しての現在の考え方についてのおただしですが、福島県の復興を進める上では、県内各地の仮置き場にまとめられているフレコンバックを一定期間集約するための中間貯蔵施設の必要性は認識しております。一方、その施設を双葉、大熊の両町に整備することは、国は汚染土壌や廃棄物が大量に発生する地域からの近さ等から適地だというもの、国のエネルギー政策に協力した結果、長期避難を強いられ、さらに予定地の地権者にとっては先祖伝来の土地を手放さなければならない苦渋の決断を強いることにもなり、町の帰還にも大きく影響を及ぼす施設であることから、受け入れの可否については軽々に判断できるものではないと考えております。まずは、12月14日の国からの要請時に私から申し上げた町への帰還見通し及び国の支援策の提示や予定地の町民への十分な補償と予定地以外の全町民への生活再建支援策の提示、中間貯蔵施設と共存せざるを得ない町が復興のために活用できる自由度の高い財源措置の確保と県外最終処分
の法制化及び安全の確保について国が誠意ある対応方針を示すべきと考えておりますので、それが示

されない限り国が開催する住民説明会には応じない考えであります。施設の受け入れの可否については、国や県の対応状況を見きわめるとともに、同じく受け入れ要請を受けた大熊町とも協議しながら、そして何より議会及び町民の皆様と相談しながら検討してまいる所存でありますので、私の独断で判断するものでないことをご理解いただきたいと思います。

次に、県側の国への申し入れに対して、町として今後どう取り組んでいくかのおたただしですが、2月12日に知事が国に申し入れた内容は、再配置案の提示に加え、地権者への十分な補償やそれ以外の全町民への生活再建支援策、町が帰還する上での地域振興策を早期かつ具体的に提示すること、土地の賃貸借方式を望む住民への対応や墓地の取り扱いなど想定される町民からの要望にきめ細やかに対応することなど、私が12月14日に口頭で要請した内容にプラスしたものであり、国から誠意ある対応方針の説明があって初めて次のステップに進むものであると認識しております。

議会におかれましては、先月町民との懇談会を実施されたところですが、私としても喫緊の課題である中間貯蔵施設については町民の生の声を直接お聞きすべきと考え、先月15日より県内外の自治会等の会合に参加するなどして町民との懇談を現在実施しているところであります。今後、議会及び町民の皆様と相談し、大熊町とも協議しながら対応を検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、国の受け入れ環境が整えば法制化する点についてのおたただしですが、12月14日の要請時における国の説明は、中間貯蔵施設を受け入れていただくような環境が整えば法制化を図るとの説明であり、その時点で知事からは県外最終処分場の法制化は検討する上での大前提であると発言があったところであります。迷惑施設である中間貯蔵施設の受け入れの判断に当たっては、まずは地元が受け入れ判断すべきという国の考え方は到底納得できるものではなく、2月4日及び7日の県との協議においても法制化に向けた道筋を具体的に国が示すよう県に要請しているところであり、最終処分場にされるのではないかと危惧する多くの町民の不安を少しでも払拭するためにも、まず国が県外最終処分場の法制化に向けた具体的な方針を明確にすべきであると考えております。2月12日の知事からの申し入れ時にもその点を強く要請していただいたところであります。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） ただいまお答えをいただきましたけれども、佐藤知事から示されました樫葉町を除外して、双葉、大熊2町の集約案は、これ国の要請を修正したもので、県の責任は大変大きいものではないかと、重いものではないかというふうに思っております。そして、国への申し入れの中で条件として、先ほど町長もおっしゃったように、候補地の用地補償、周辺に住む住民を含めた生活再建支援策、地域振興策がありますが、国にはそういう条件を求めたわけですがけれども、県の考えている条件というのが見えないのです。どういう条件を県としても想定しておるのか。県として条件を考えているのか。また、町長は県の想定している条件に対して話し合いをしているのかどうか、お伺いしたいというふうに思います。

また、今回の町民懇談会で町民の方からも、町のほうから条件を提示してはどうかという意見もありました。たびたび町のほうでも国へさまざまな要望をしておりますけれども、明確な答えが得られない、そういう要望があると思います。町として最低の条件の備えというものはしておかなければいけないというふうに思うのですけれども、その辺のお考えをお伺いいたします。

町民の意見を聞きながら、議会と相談しながら今後進めていくということで、今回急ぎよ今後の取り組みについては自治会を中心に懇談会をやったようですけれども、悪天候のためになかなか自治会の会員の方も集まらない地区があったと思うのですけれども、今後これ自治会だけの懇談会でいいのか。自治会に入っていない町民の方も多くおられるわけで、もちろん県内だけでなく県外にも多く避難の町民の方がいらっしゃるわけで、今後のそういう方の説明というものは、意見を集約するという意味では今後何か考えておられるのかどうか、お伺いいたします。

それと、通告書に法制化についてお伺いしましたけれども、候補地を国有化して30年以内に県外最終処分化ということでありますけれども、先ほど谷津田議員からもありましたけれども、最終処分場に県外へ搬出するのであれば、国は買い上げをしなくてもいいはずではないかなというふうに思っております。長期化、管理運営するには国有化が望ましいというふうに環境大臣はおっしゃっておりますけれども、国は何か不測の事態に備えてなし崩し的に最終処分化するのではないかなというふうに疑念を持つわけでございます。それと、町民の中でも、地権者の中でも売る売らないで地域が分断されてしまう。住民同士の間で溝が深まり、対立して人間関係が壊れる原因にもなりかねません。国へ賃貸借、貸す方法、また町が町有化して、そして国に貸す方法などそういったことが想定されると思いますが、国有化に対する抵抗が強いというふうな思いが我々の中にあるわけで、町長の率直なまた、先ほども答弁はいただいておりますけれども、再度お考えをお聞きいたします。

それと、受け入れ環境を整えば法制化するというのですけれども、これは国の勝手な言い分で、建設も決まっていないのに法制化はできないと環境大臣は言いますが、建設の要請をしているわけですから、要請の条件として法制化しても何も悪いことはないというふうに思うのです。その辺のところ主張をしていかななくてはいけないというふうに思うのですが、国有化されてしまえば安全対策や監視強化などに今後何も言えなくなるおそれがあると思いますので、条件整備として、国、県また地元自治体と安全確保のための協定書のようなものが必要だと思いますけれども、町長のお考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再質問にお答えいたします。

県との協議についてであります。これ事務方同士で県とのいろいろな連絡調整や協議はしております。当然大熊町とも同じ条件でございますので、大熊町との連携協議は当然しております。そういったことで、今後いろいろな国からの報告は、今現在も私も双葉町には報告が来ておりませんが、

そういうふうな報告が来た時点でまた大熊とも県とも協議をしながらその対策を進めていきたい、そういうふうにご考えております。

自治会との懇談を主体にして、それ以外の町民に対してどうするか、また県外の町民の皆さんの意見を聞く考えがあるかというおたかしですが、これは今後も今議会終了後も県外の町民の皆さんとの懇談を計画しております。さらには、なるべく多くの町民の皆さんのご意見を伺わなくてはならないという思いは持っておりますので、そういう機会を今後も検討していきたいと、そういうふうにご考えております。

借地についての考え方ですが、これは先ほどの谷津田議員の一般質問の中でもお答えしておりますが、当然これは個人の地権者としての権利ですので、それは個人の権利を主張していただくということは大切でございますし、そういったような町民の皆さんの希望があるならば、やはり国は一人一人にきちっと誠意ある対応をしていただく、それが大前提だと思っております。当然土地を国有地化することに賛成する方、そうでない方、借地の方、そういった方の意見も聞きながら、借地の人は借地の人に対する対応を柔軟に求めていくと、双葉、大熊ともにそういうふうにご国の方には申し入れをしているところであります。

あと、法制化の件について、いわゆる中間貯蔵施設で最終処分場は別な場所に持っていくということで、その法制化をまず我々が受け入れの判断をして、そういうときに法制化を判断するというのではなくて、国の方としてまずそういうふうな最低条件というのは我々も考えておりますし、当然佐藤知事が2月12日に国の方にご再配置案ということで申し入れをした折にもその旨は強く申し入れをしていると伺っております。我々もそういうふうなまず国の説明会をする以前に法制化があるべきだろうと、そういうふうなことから次のステップに踏むべきではないかというふうにご考えております。

あとは協定書についてであります。そういうものが可能であるかどうかも含めて、今後大熊町、県とも協議をしながら対応していきたい、そのように考えております。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） いずれにしても、中間貯蔵施設の建設の受け入れ問題は、双葉町の存続、そして町民の将来を決める大きな判断になると思います。県の集約案に対して国からどういう答えが出るのか。国、県の責任が大きく問われるわけで、現在候補地の住民の中からも中間貯蔵を考える会も立ち上がっているようです。国有化すると地域のつながりがなくなってしまう。子孫の帰る場所がなくなってしまうのではないかと、そういう住民の皆さんの危惧が今回自分たちで住民で立ち上がろうというようなことでそういう会をつくったのではないかなというふうにご思っております。国のスケジュールに左右されることなく、受け入れる場合は一人一人の条件を整備するためにも町としても重大な責任があると思いますけれども、今後の対応について最後に町長の決意を述べていただきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再々質問に対してお答えいたします。

まず、決意ということですが、今まで各議員の皆さんの中でお答えしていたものが全てありますが、私としましては中間貯蔵施設に関して、まず大熊町、県と連携をしながら事に当たっていきたく。そして、迷惑施設の受け入れに関して、町民の皆さんの生命、財産を守るということは、我々基礎自治体として大前提でありますので、そういうふうな皆さんのご意見を聞きながら慎重に判断をしていきたい、そういうふうと考えておりますし、個々人の権利を損なうことのない国の誠意を持った対応、それを求めていく考えでございます。それぞれ最終的には一人一人の権利に有するものであると思っておりますので、それぞれの皆さんがそれぞれ納得をしていただくということが大前提だろうと。町としてでき得る限りそういった皆さんの希望、要望を取り入れて、最低限のスタートというか、先ほど申し上げたようないろいろな生活再建支援策、地域振興策、そういったものをまず国のほうから回答をいただきたい、そういうふうに思っております。当然議会の皆さんともいろいろな協議をしながら、その方向性を探っていきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） それでは、2点目についてお伺いいたします。

町民のきずなについてお伺いします。双葉町復興推進委員会より、双葉町復興まちづくり計画第1次に基づく事業計画、第1期提言書が町長へ提出されました。内容は、避難生活の改善と避難先における生活再建の実現に重点を置いたものであります。当面の課題として、3つの主要テーマに絞り、盛り込まれております。原発事故からもう3年が過ぎ、今なお応急仮設住宅、借上げ住宅等で全国へ避難を強いられている状況は変わっておりません。町としては、崩壊されてしまったこれまでの町民のコミュニティーを再構築する取り組みとばらばらになってしまった町民同士のきずなをつなぎとめることが今後双葉町を再興させるためには重要な課題だと思います。

そこで、提言書の中の町民のきずなの維持、発展施策についてお伺いします。1点目、双葉町復興支援員の配属状況とこれまでの活動状況をお伺いします。

2点目、今後の自治会組織に対する支援体制をお伺いします。

3点目、町の歴史、伝統、文化の継承のための各種イベント、ダルマ市、盆踊り、神楽等に対する今後の支援をお伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2番目の町民のきずなについて。復興支援員について、配属状況とこれまでの活動状況についてのおただしですが、配属状況は現在、双葉町役場いわき事務所に3名、郡山支所に3名を配置し、計6名体制で活動しています。主な活動といたしましては、まず町民活動等を通して町民の笑顔を届けることを目的に発行している情報コミュニティー誌「つなげよう つながろう ふたばのわ」の企画編集を復興支援員が行っております。復興支援員が自治会の活動やイベント、町の行事などに赴き町民の生の声を取り上げるなど、各避難先での町民の活動が広く町民同士に知られ

るようになり、より親しみやすい広報活動に取り組んでおります。また、今年度は復興支援員が定期的に仮設住宅や借上げ住宅の自治会、その他の町民の集いの場を訪問し、自治会活動等の要望、課題などの聞き取りを進めました。平成26年度は、聞き取り結果を踏まえ、町役場と連携しながら、町民同士の交流機会のさらなる創出と避難先住民との連携、協力関係の構築など自治会活動等の支援に取り組んでいく考えです。さらに、平成26年度は福島県外での復興支援を強化するために、新たに埼玉県内に3名の復興支援員の配置を予定しております。また、広報、情報発信の強化のために、いわき事務所にも1名を追加し、計10名体制に拡充する予定です。平成26年度は、復興支援員の活動も2年目となりますので、町民のきずなの維持、発展に向けて、町民活動の広報の一層の充実と自治会等の町民主体による交流活動への支援に取り組んでまいります。

次に、今後の自治会組織に対する支援体制についてのおたただしですが、今後の自治会組織に対する支援体制については、福島県内外での自治会がない地域における新たな自治会組織の設立、運営についての支援、既存の自治会の活動内容と自治会への加入を促す広報の支援、また自治会と町との連携の推進を継続して取り組みます。

また、新たな取り組みとして、自治会長に対する報償の制度化を図るとともに、広く町民が使える施設を確保し、交流機会の提供を図るため、コミュニティーを維持する交流拠点を設置してまいります。

次に、町の歴史、伝統、文化の継承のための各種イベント、ダルマ市、盆踊り、神楽などに対する今後の支援についてのおたただしですが、双葉町復興推進委員会から双葉町復興まちづくり計画第1次に基づき、当面強化していくべき取り組みとして第1期提言書の提出があったところであります。提言では、1番目に、町民のきずなの維持、発展について、2番目に、双葉町外拠点におけるコミュニティー形成について、3番目として、町民一人一人の生活再建について、町として当面強化すべき事項について具体的な提言をいただいたところであります。

私が年頭に申し上げました復興元年の実現に向け、町民のきずなの維持発展では、町民同士の交流機会をふやす仕組みづくりを具体的に実施する方針であります。それらを踏まえてダルマ市については、県の電源地域振興・原子力事故影響回復市町村等支援事業助成金を財源とする双葉町の祭り・イベント事業補助金や平成26年度新規事業として、双葉町観光復興再生事業費補助金により、伝統あるダルマ市への見学者送迎やダルマを利活用した新たな産品開発への取り組みや国の重要無形文化財であります相馬野馬追に参画する双葉町騎馬会等の伝統文化の記録保存事業等を積極的に推進できる体制づくりに取り組めます。このため、新たに再開する双葉町観光協会並びにイベント主催団体の支援を図ってまいりたいと考えております。

また、盆踊りにつきましては、平成26年度も引き続き仮設住宅や借上げ住宅などが組織しております各自治会が主催する夏祭りや盆踊りに対して、1団体1回開催の経費について25万円を限度として助成を行います。

神楽など民俗芸能につきましては、引き続き出演機会を確保するとともに、各種イベント等に出演した際の報償費や旅費、また衣装等のクリーニング代など各種支援を行ってまいります。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） 町民のきずな対策の取り組みについて、昨年9月議会にも質問をさせていただきました。町民同士が気軽に連絡を取り合える電話帳の作成、全国に避難している町民がそれぞれの地域でコミュニティーを図れる交流の場、また自治組織の設立の支援、復興支援員の役割などについてお伺いしましたけれども、今年度はその自治会の組織の設立にも行政のほうで支援をするというようなお答え、また自治会長に対しても報償を差し上げるということで、自治組織の運営が強化されるというふうに思います。

その中で、再度復興支援制度についてお伺いしたいのですが、私の考える復興支援員の役割は、言うまでもなくて、町民同士がコミュニティーをとれる交流の場の支援、また町民と行政をつなぐ連絡調整役、また避難先での交流活動の支援などがありますけれども、これまでもやってきたということで、支援員の皆さんは仮設住宅や自治会の交流の場に行き行って直接町民の方と接して、生活の実態とか健康状態、行政に対することなど、そういった世間話とか何かを含めて肌で感じて接してきたわけですが、一つ一つ行政に伝えることが大事ではないかなというふうに思います。そしてまた、支援員同士の情報交換も大切ではないかというふうに思うのですが、復興支援員のそういう会議、推進会議というのですか、情報交換会議というのですか、そういう復興支援員同士の会議は実施しているのかどうか。どのぐらいの頻度でやっているのかどうかお伺いします。

それとあわせて、町民の方への心のケアなども、そういった寄り添う対応も復興支援員の方には求められると思うのですが、そういうための復興支援員の皆さんのスキルアップのために何か取り組まれていることがあるかどうか、お伺いいたします。

また、他町の例をとり挙げて恐縮でありますけれども、浪江町は復興支援員を県内2名、県外13名、合計15名。県外は、山形、千葉、新潟、京都へ配属しております。県外を主に復興支援の活動を重点に置いているのです。県内は比較的行政の手が届きやすいのですけれども、県外は、他県に分散しているため、避難も長期化することによってコミュニティーが分断されて孤立してしまうということでもあります。行政との距離があるために情報がなかなか届かないということで、直接支援員が県外の避難先の町民のところに向かっているということです。このことは昨年の9月議会にもお聞きしたのですが、町長のほうからは検討するというお答えでしたが、今回支援員を増員するというので、4名ほど増員して、埼玉支所にも3名置くということですが、今後埼玉支所の管轄というのですかね、テリトリーの拡大も含めて、3名の支援員の活動、西日本のほうにやはり分散して避難をされている方がおりますので、そういうきめの細かい情報の伝達という意味でも戸別訪問のような取り組みをしてはというふうに考えているわけですが、町長のお考えをお願いいたします。

それと、自治会の支援ですが、借上げ自治会では会員の方が気軽に集える交流の場がありません。

仮設住宅の集会所へなかなか行きづらいという方がいらっしゃるようで、もう3年たつわけですから、町民同士が、また避難している地域の方が一緒に交流できるような、そういう触れ合いの場を含めたコミュニティーの場、今年度そういった交流の場もそれぞれの自治会がある地域に設置したいというような答弁もありましたけれども、具体的な対策があるのかどうか、お考えをお伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員のおただしにお答えをさせていただきます。

まず、復興支援員ですが、週1回郡山支所のほうに集まりましてミーティングしております。両方で交互に、郡山といわきと交互に集まって、お互いの連絡調整をしております。

あと、スキルアップにつきましては、RCFの委託団体のほうでいろいろなそういうふうな取り組みをされています。

県外に住んでいる町民の皆さんのほうにも今回復興支援員のほうが対応するのかというふうなおただしだだったと思いますが、今年度そういうふうな考えでおります。

自治会の交流の場を具体的にどういうふうに考えているかということでございますが、これ一つの例としまして、加須で先般双葉町の自治会が設立されました。そういったことで、旧騎西フーズの場所ですが、社会福祉協議会の事務所になっておりまして、その空きスペースのほうに自治会の皆さんの活動していただけるスペースを今協議して、対応していると報告されております。今後それ以外にも、本来別にきちっとした場所で交流の場所を含めてそういうふうな施設なども検討しておるところでございますが、加須に住んでいる皆さんの希望が旧騎西町のほうにというふうな要望が多いと伺っております。そういったことで、騎西町のほうにも双葉町的生活支援隊でしたっけ、そういった方とかいろいろそういうふうな物件を探していただいておりますが、なかなか思うような物件が見つからないということで、今まだそういうふうなものの物件と申しますかそういう場所も加須市のほうにもお願いしたり、町としてもいろいろなそういうふうな協力関係のあるところをお願いをしているところであります。

県内も当然そういう交流拠点になるところは町としても場所を借りていただいて、その部分町で支援するのか、それともそういうふうな集会、交流のたびに町としてそういうふうな経費を支援するのか、どちらがいいかも含めて今検討しているところです。

県外につきましては、そういったようなことで、各自治体によっては非常に好意的と申しますか無償でそういう場所を提供してくれる自治体もありますので、そういったものもさらに活用させていただき、また有償の場合は町としてもそういうふうな支援の対象としていきたい、そういうふう考えております。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） それでは、復興支援員、これ4人ふえるわけですね。いわきと埼玉3名、この4名というのは確保できているということですね。内定しているのかどうかわかりませんけれ

ども、埼玉の支所に配置される支援員がそれでは全国津々浦々避難されているところに赴くというような今町長のお答えでよろしいでしょうか。

それと、自治会の交流の場ですけれども、自治会の方が探すのではなくて、やっぱり行政のほうでもこれはやはり見つけてやらなければいけないと思うのです。そういった意味でも、それぞれ自治会がある行政との連携というのが大事だと思うのです。福島だったら福島市の担当の方とのやりとり、いろいろNPO活動をされている方なんかもありますから、そういう方の情報という、それがやっぱり大事ではないかというふうに思うのです。ですから、自治会任せにするのではなくて、行政でもやはりその辺を見ていただくというような対応でお願いしたいというふうに思います。

今回タブレット端末を導入するということでありますけれども、いろいろ広報紙とか通信機器などの媒体での情報提供も大変重要でありますけれども、先ほどから言っていますように、これで十分だということではないと思います。役場の方がそういう臨時の方でも復興支援の方でもやはり直接町民の方に赴いて、そして顔と顔の見える対応が行政と町民をつなぐ、信頼を築かれるのではないかというふうに思いますので、ぜひとも今後の対応をよろしくお願ひしたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前11時35分

再開 午後 1時00分

○議長（佐々木清一君） 会議を再開します。

通告順位5番、議席番号4番、菅野博紀君の一般質問を許可いたします。

4番、菅野博紀君。

（4番 菅野博紀君登壇）

○4番（菅野博紀君） 通告順位5番、議席番号4番、菅野博紀、ただいま議長の一般質問の許可が出ましたので、通告に従い一般質問させていただきたいと思います。

1番目に、震災以降の農業委員会について。震災以降、農業委員会として農業者に対し、どのような対応をしていたのか。また、これからの事業予定などがあればお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 農業委員会会長、谷 充君。

○農業委員会会長（谷 充君） 4番、菅野博紀議員の一般質問の通告にお答えいたします。

震災以降の農業委員会についてということですが、震災以降、農業委員会として農業者に対し、どのような対応をしているか。また、これからの事業予定などについてのおただしであります。農業委員会は農地法、農業経営基盤強化法などの法令に定められた事務を行う委員会としての役割と農政活動を展開する農業団体としての機能をあわせた組織となっております。このため、地域の農業振興を図ることや農業者の地位向上に関すること、さらに地域の農業者の身近な相談役としての

役割も担っており、広く農業者への支援すべき重要な役割を果たすべきものと認識しております。

具体的な内容につきましては、農地法第3条、第4条、第5条による農地の権利移動及び転用の許可、それから農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画に係る意見書、農地基本台帳に基づく記載事項の各種証明及び窓口相談、生前一括贈与による贈与税や不動産取得税等の納税猶予に関すること、農業者年金などであります。そのほか東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により、長期にわたる避難生活を強いられ、将来の見通しも立てられない中、浜通り地方の農業復旧、復興に向け、県選出国議員に対して、農業者を代表し、要望活動を実施しております。その主な要望内容といたしましては、農地農業の復旧、復興について、長期間耕作ができない状況にあるため、国の責任において将来の営農再開に向けた保全管理を行うこと。また、津波による農業用機械などの流失により、営農再開に困難を来していることから支援を行うこと。農地の除染について、国直轄の除染を早急に進めることとし、農業者の意見を十分に反映させたものとし、またため池の底土には山林などから流入した放射性物質が堆積しているため、安全、安心な農業用水として使用できるよう、山林、河川の除染をすること。農地、農業の損害賠償等について、放射能に汚染されたことで農地として価格が下がったことを踏まえ、賠償は全地区全損として賠償すること。また、農業用機械の賠償額は償却された後の金額であるため、賠償基準を見直すこと。震災、原発事故により被災した農地については、転用などに関する法規制を緩和すること。県外で営農するに当たり、下限面積の緩和など全国一律に支援を受けられる体制を整えることなどを行いました。

なお、田畑の賠償実施方法については、各地区を代表する農業委員の総意として、田畑の賠償内容が到底受け入れられないものであり、このため定例総会において全会一致で決議し、田畑の賠償、避難先での生活再建と営農再開に不可欠であるため、避難前所有農地と同等な代替農地の確保が可能となる賠償金額を求める意見書を東京電力に対し提出しているところであります。

また、今後の活動につきましても、国が新たな農業構造改革として打ち出した農地中間管理機構であります。政府の成長戦略として、農業の強化策として、農地の集約なくして生産性の向上はあり得ないとしており、農地の集約化のために新組織として立ち上げるものであります。この組織は、都道府県単位で設置し、市町村や農業委員会などが当該機構の実質的な業務推進役を担うこととなります。このため、農地政策の基盤となる情報システムの農地基本台帳の整備強化による農地利用電子マップなど地図情報の整備への取り組みが求められることとなります。

しかしながら、現段階におきましては、町内全域の96%が帰還困難区域に指定されており、帰還の見通しも全く立たない状況下にあります。さらには、農家の皆さんが全国へ避難している関係から、各地区から選出されております農業委員の方々も従前のような地元で詳しい相談役としての活動が極めて困難な状況となっておりますものの、来るべき帰還への期待と希望を持ちつつ、いずれ状況の変化によりましては、地域農業の復興再生に向けて、改めて農業者の代表としてその重責を果たすべく、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 私は、農業者に対してどのように対応したのかということをお聞きしています。今の答弁では全然わかりません。農地法等わかります。役割もわかります。その役割をどういうふうにしていますかというお話です。それで、相談役としてという、農業委員会の会長今おっしゃいました、自分で。それもできないということをおっしゃっていますね。やっていないということなのです。これからの事業も何もやっていないと。農業委員会の会長は、もちろん公人であることを自分で自覚していらっしゃると思いますけれども、これだけではなくて、農業委員会として震災以降何か問題なかったですか。農地台帳と賠償にかかわることですらいろいろと問題があったのではないのですか。あった中で、そういうことを聞いているのです。農業者に対して、普通であればいざこざ等のそういうのもちゃんときちっと仲裁に入ってやるよというようなことも全部書いてあるのではないのですか。それをやっていないのではないのですか。やっていらっしゃらないものではなくて、農地法とかそういうもの聞いていないです。通告書で何て書いてありますか。農業委員会として、農業者に対してどのような対応をしていたのか。自分たちの役割をおっしゃったら、それに対してやっていますかと。独立部局ですよ、農業委員会は。双葉町の第1次産業である中で、いろんないざこざ等ある中で、これをやっていたのかやっていないのかということを知っているのです。そのほかにも農地台帳のことで、農業委員会の会長として何か自分でわかっていらっしゃることがあるのではないのですか。それによって、賠償等に出すときに、農家の方々がなかなか出なくて問題になったこともあると思うのですけれども、そこら辺をわかって答弁していただきたいと思います。答弁のやり直しというわけにはいかないです、僕も再々質問までしかできないので。役割を農業委員会としてちゃんと皆さんで決めて、いろんな分担とか情報発信とかもしなくてはならないのではないのですか。騎西高校に、前話すれば、私たちもいました。そういうときに、そういうことをちゃんと会長として管理していればそういう問題が起きなかったのではないのですかということを僕ははっきり言います。公人であるということ自分で自覚しているのであれば、農業委員の方も皆さん選挙で選ばれています。公人ですよ。公人のことで谷会長、僕たちによく言いますが、自分たちのことをちゃんとやってから言わなくては。農業委員会の、農業者に対してどのような対応をとって、どういうことがまずかったのか。これからそれを踏まえて事業等で相談窓口なりなんなりとか電話とかそういうのをやるのも一つの方法ではないかと私は思うのですけれども、もう一度答弁をお願いします。

○議長（佐々木清一君） 谷農業委員会会長。

○農業委員会会長（谷 充君） 騎西高校にいるときには、騎西の支所というか、その方向から田畑のあっせん、あるいはそれに付随したものが相談にありました。その中で、大変な面積も、大きな面積もございます。なかなかそこまでいくには大変な問題がいっぱいありました。そういうようなことで、いろいろとやる人とやらない人、いろいろ区別あったのですけれども、やりたいという人には

あつせんをいたしております。今騎西のほうでやっている方は、ほとんどそういうような環境の中で恐らく従事していると、こういうふうに思います。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午後 1時15分

再開 午後 1時16分

○議長（佐々木清一君） 再開します。

谷農業委員会会長。

○農業委員会会長（谷 充君） 農地基本台帳は、災害の影響で農地基本台帳の整備につきましては、移動処理に必要な書類持ち出しなど、または台帳システムの処理方式の関係で、データ処理に時間を必要といたしたところ、各証明書などの発行の迅速な対応が困難な状況でありました。このため、台帳処理システムの再整備を行い、各証明書などの発行がスムーズに処理できるよう改善を図っております。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午後 1時17分

再開 午後 1時22分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

谷農業委員会会長。

○農業委員会会長（谷 充君） 大変失礼しました。

それでは、説明員のほうから説明をさせていただきます。

○議長（佐々木清一君） 大橋農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（大橋利一君） 菅野議員の再質問に対しましてご説明をいたします。

まず、最初の農地台帳の整備のことをごさいますけれども、これにつきましては震災によって急きょ避難したという関係から、なかなか再整備というかチェックが遅れた面もございまして、相談に来ました農家の方々にスムーズな対応ができなかったということで、それは大変ご迷惑をおかけしたということでございますので、おわびをしたいというふうに思います。

それから、その後の、さっき聞かれたのは合意解約の件だと思うのですが、その件につきまして、いろいろこれ賠償のほうに発展してくるというようなことも聞いておりますので、その件につきましては農業委員会としては、事務処理といたしましては合意解約の届け書ということで受理する立場という機関になってございますので、ただしそんな中におきましても相互間の誤解がないように、

これは関係課のほうとの連絡を密にとりながら、そういう問題の発生しないようにということで対応して今後まいっていききたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） この農地台帳に関しては、会長の最初の答弁で取り消ししていないので、はっきり言わせてもらえば速やかに、さっき速やかにというお話多分出たと思うのです。対応したと。平成25年、最近までかかっていたのです。今年度までかかっていたのです。震災からどのくらいたったのですかということなのです。会長がその内容をわかっていないというのが最もおかしいと思うのです。事務局がその事務に当たってやるのは当たり前ですけれども、それだけ会長ちゃんと見ていらっしやらないということなのではないですか、会長。これは重大な問題になってくると思いますよ。こういうのをちゃんときちっとやって、農業委員会の招集権は会長にあると思うのですけれども、そういう話し合いがちゃんとされていたのかというのが大問題になってくると思うのです。合意解約の件に関してもそうです。農業委員会としては、そういう紛争とかお互いのもめごととかを仲裁する役目もあるはずですよ。そういうときに、何で東電の説明とかを呼んで、ちゃんときちっとした中で皆さんにこういうふうになりますよとかそういうことができなかつたのか。何のために農業委員会があるのかなということになってしまうではないですか。さっき一番最初の答弁の中で、僕が聞いていないことで随分農業委員会のあり方ということでご答弁されましたけれども、その中にあることを全然やっていなかったって自分で認めていたのと私は変わらないと思います。これは、逆に言えば、農業者に会長、謝罪はしなくてはならないと思います。あと、この合意解約、まさしくそのとおりです。もっと本当はちゃんとした答弁をもらえればもっと中に突っ込みたかつたのですけれども、今回これ以上できないので、通告書をちゃんと次回も出すつもりなので、通告書に従った答弁を次の6月にはお願いしたいです。今聞いたことに関してお答えください。できれば農業者に対して迷惑をかけたことなどをちゃんと加味して、ご答弁を農業委員会の会長にお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 谷農業委員会会長。

○農業委員会会長（谷 充君） 菅野議員から指摘されたものに対しては、今後適切に処理しながら、農家の相談役として今後やっていきたいと、こんなふうに思います。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 2番目の復興公営住宅について質問します。

現在の復興住宅の進捗状況と県外に避難されている町民に対しての今後の対応についてお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2番目の復興公営住宅についてのおただしについてお答えいたします。

現在の復興公営住宅の進捗状況と県外に避難されている町民に対しての今後の対応についてのおた

だしですが、双葉町民を対象とした原子力災害被災者向けの復興公営住宅の整備は福島県営住宅として整備されることになっております。第二次福島県復興公営住宅整備計画によりますと、平成27年度までの入居を目指し、3,700戸を整備し、全体で4,890戸を整備する計画が示されております。町としては、平成25年10月に復興庁、福島県と共同で実施した双葉町住民意向調査の結果を踏まえて、いわき市、郡山市、南相馬市、白河市に復興公営住宅の整備を福島県に要請し、国、福島県、受け入れ自治体と協議を進めております。特に町としては、いわき市南部勿来地区に整備される復興公営住宅を双葉町外拠点の中心として、町民の意向も踏まえた多様な形態の住宅整備のほか、高齢者福祉、医療、商業などの施設、宿泊機能も備えた全国の町民が集まれる集会施設、町民全体を対象としたダルマ市などイベント開催が可能となる広場、ふれあい農園なども整備し、広く町民のコミュニティーの拠点となるような機能を持たせられるよう県などと協議を進めております。

平成26年4月からは、平成26年度完成予定である県全体で528戸の復興公営住宅の第1期募集が始まる予定です。町としては、第1期分につきましても一定の町民枠を設けるよう県と協議を進めているところであり、いわき市及び郡山市に整備される住棟につきましても町民の優先枠が設けられる見込みとなっております。さらに、1期分のみならず、いわき市勿来を初め第2期以降に整備される住宅についても早期に明らかにするよう県に求めてきたところでもあります。第1期分の募集にあわせて、近いうちに双葉町民が入居可能な復興公営住宅の全体像が示される見込みです。引き続き県に対しては復興公営住宅の早期整備を求めていくとともに、復興公営住宅の整備の進捗について、随時広報紙などを通じて町民の皆さんに情報提供を行ってまいります。

県外に避難されている町民に対する今後の対応についてですが、県外への復興公営住宅の整備については、福島県から県外での整備は困難であるとの回答が示されております。したがって、復興公営住宅が建設されない地域において、引き続き避難生活を送られる町民の皆さんの住宅を将来にわたって安定的に確保していくことは重要な課題と認識しております。そのため、町としても借上げ住宅制度の延長を求めるなど、町民の皆さんが将来にわたって安定した住居が確保できるよう、引き続き国及び福島県に強く要請してまいります。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 同僚議員もさきに質問しているので、余り私のほうからの質問というのはそんなにないのですが、ただ今週も復興住宅モデルルームの見学会等があったと思います。それで、大熊町民の方は、復興住宅に関して場所等、本当にうわさだけで出ていて、これが約半年ぐらい続いているので、白河、いわき、郡山、南相馬と4カ所、ある程度の場所、言えるところまで構いませんので、その近くに何かあるからいいなとかというような目安的なものを町民の方々もつけたいと思うので、一番進んでいるのはいわき勿来地区、南部ということなのですけれども、行政として言えるところまで構わないので、それを4カ所に対して大体ここら辺だよというのを目安をつけてあげるのも行政の仕事かなと思いますので、その4カ所についての大体の場所、住所、言えるところぐ

らいまでをご答弁お願いしたいのと、あと県外に対してなのですけれども、町長の行政報告の中にも3,054人が県外に今避難されているということで、騎西にもかなり多くの方々が避難しています。子供とかそういう部分もあるので、もうちょっと充実した役場機能を教育委員会も含めてやっていただきたいのと、借り上げの延長ももちろんですけれども、各自治体の例えば県営住宅等に入れてくれるような復興住宅のかわりというものもどんどん代替案を出していかななくてはならない時期に来ていると思うのです。これはもう国に入ってもらったり県に入ってもらったりしなくてはならないと思うのです。県は、もう県内の復興住宅にもたもたはしていますけれども、県が一生懸命やっていると言われればやっていると思うのですけれども、県外に関してはゼロの状況ですよ。ゼロの状況なので、汐留のように国家公務員住宅を今避難所に、あれもみなしになるのでしょうかけれども、あそこも逆に言えば復興住宅扱いにしていだけるようお願いしてみたりとか、あと国家公務員住宅もそういうようなあれにできないかとかという議論には、県外の避難者に対する対応をしていただきたいと。39都道府県の中に全部国家公務員住宅があると思うのです。全都市に。そういうことも踏まえた今後県外の方々の対応もやっていっていただきたいな。要望とかそういうのも入れていただきたいし、議論にも入っていただきたいなと思いますが、町長のお考えをお伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず1つ目は、双葉町民の皆さんが入居できる復興公営住宅の県内の復興公営住宅候補予定地の場所をできる限り明らかにしてほしいというおたがしでした。そのことにつきまして、双葉町民が入居できる復興公営住宅の場所につきましては、現在県、避難先町村との間で最終的な協議を進めているところでございますので、どの住宅に双葉町民の枠が何戸設けられるかまだ結論は出ていない状況でございます。間もなく県のほうから協議結果が示されますので、その結果がまとまり次第、速やかに議会にも報告をさせていただきたいと思っております。その協議に当たり、町としまして県が復興公営住宅の整備を予定している地区のうち、いわき市南部の場所につきましては、いわき市勿来酒井地区、小名浜地区、郡山市につきましては富久山町地区及び喜久田町地区、南相馬につきましては上町地区に整備される住宅に町民の枠を設けるよう要請しております。また、白河市については現在用地選定中となっておりますので、これにつきましては今ちょっと場所についての公表は控えさせていただきたいと思っております。

なお、具体的な地名につきましては、福島県による用地交渉の最中において具体的な地名が明らかになることで、地権者及び周囲に迷惑が及ぶことになっては早期の住宅整備の支障になりますので、県による用地交渉の結果がまとまるまでは公表できないことをご理解いただきたいと思います。

あと、県外のみなし仮設、みなしの借上げ住宅等に関する考えでございますが、国、県営の住宅につきましてもみなし仮設というふうな考えで対応してございますので、今後そういったものに対しての延長も当然考えていくべきだろうと思っておりますし、町としましては事故後6年間避難指示が解除

されないことが決まっておりますので、そういったことを勘案して、平成29年までの延長を今後も粘り強く要請していきたい、そういうふうを考えております。

借上げ住宅の住みかえ制度の緩和につきましてですが、回数の制限、住みかえの理由の制限等については、避難生活の長期化に伴い、それぞれいろいろな理由が多く出てきておりますし、そういったことに対しても柔軟な対応をするべきだろうということを思っております。そういったことから、県のほうからも国にそういうふうな要望をしておりますし、町としましても今後そういうふうなことに関して柔軟な対応をできるよう強く国に働きかけていきたいと、そういうふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございました。今、町長がよく懇談会やって、町民のお話を聞きながら、いろんな要望書に、町民の声に答えていただいていると私は思っています。そういうことから、避難生活まだまだ続くと思いますので、柔軟な対応で、言うことが二、三カ月でどんどん変わっていったりなんかはしますけれども、行政として町民のために、議会も、僕たちも一生懸命頑張りたいと思いますので、ぜひとも今後町民のために頑張れるように、復興住宅に関してもいろんな対応ができるようによろしく願いします。

これで一般質問を終わります。

○議長（佐々木清一君） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 1時39分）

3 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

平成26年第1回双葉町議会定例会議事日程（第3号）

平成26年3月17日（月曜日）午前9時開議

開 議

- 日程第1 議案第 1号 専決処分の承認について
専決第 1号 平成25年度双葉町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第2 議案第 2号 平成26年度東日本大震災等による被災者に対する町税の減免に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第 3号 双葉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第4 議案第 4号 双葉町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例の制定について
- 日程第5 議案第 5号 双葉町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第6 議案第 6号 双葉町暴力団排除条例の制定について
- 日程第7 議案第 7号 双葉町水防協議会条例の一部改正について
- 日程第8 議案第 8号 双葉町職員の修学部分休業に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第 9号 双葉町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第10号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第11号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第12号 職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第13号 双葉町行政財産使用料条例の一部改正について
- 日程第14 議案第14号 双葉町立小・中学校条例の一部改正について
- 日程第15 議案第15号 双葉町立幼稚園設置条例の一部改正について
- 日程第16 議案第16号 双葉町青少年問題協議会設置条例の一部改正について
- 日程第17 議案第17号 東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第18号 双葉町下水道条例の一部改正について
- 日程第19 議案第19号 双葉町消防団設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第20号 平成25年度双葉町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第21 議案第21号 平成25年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第22号 平成25年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第23 議案第23号 平成25年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第24 議案第24号 平成25年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○出席議員（8名）

1番	羽山君子君	2番	白岩寿夫君
3番	高萩文孝君	4番	菅野博紀君
5番	清川泰弘君	6番	谷津田光治君
7番	岩本久人君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	半澤浩司君
教育長	半谷淳君
参事兼総務課長	武内裕美君
参事兼復興推進課長	駒田義誌君
秘書広報課長	平岩邦弘君
税務課長	舶来丈夫君
産業建設課長兼 農業委員会 事務局長兼 コミュニティ センター所長	大橋利一君
住民生活課長	渡邊勇君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	大住宗重君
生活支援課長兼 埼玉支所長	志賀睦君
教育総務課長	今泉祐一君
会計管理者	半谷安子君
代表監査委員	五十嵐一雄君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	山下正夫
書記	大浦寿子

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第1、議案第1号 専決処分の承認についてを議題とします。
直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により歳入から行います。

第16款寄附金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第17款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第3款民生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款土木費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款教育費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第13款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第14款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第1号 専決第1号 平成25年度双葉町一般会計補正予算（第6号）を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第2、議案第2号 平成26年度東日本大震災等による被災者に対する町税の減免に関する条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第2号 平成26年度東日本大震災等による被災者に対する町税の減免に関する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第3、議案第3号 双葉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第3号 双葉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第4、議案第4号 双葉町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第4号 双葉町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第5、議案第5号 双葉町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第5号 双葉町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第6、議案第6号 双葉町暴力団排除条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第6号 双葉町暴力団排除条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第7、議案第7号 双葉町水防協議会条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第7号 双葉町水防協議会条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第8、議案第8号 双葉町職員の修学部分休業に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第8号 双葉町職員の修学部分休業に関する条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第9、議案第9号 双葉町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第9号 双葉町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第10、議案第10号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第10号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第11、議案第11号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第11号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第12、議案第12号 職員等の旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第12号 職員等の旅費に関する条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第13、議案第13号 双葉町行政財産使用料条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第13号 双葉町行政財産使用料条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第14、議案第14号 双葉町立小・中学校条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第14号 双葉町立小・中学校条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第15、議案第15号 双葉町立幼稚園設置条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第15号 双葉町立幼稚園設置条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第16、議案第16号 双葉町青少年問題協議会設置条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第16号 双葉町青少年問題協議会設置条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第17、議案第17号 東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第17号 東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第18、議案第18号 双葉町下水道条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第18号 双葉町下水道条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛

成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第19、議案第19号 双葉町消防団設置等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第19号 双葉町消防団設置等に関する条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第20、議案第20号 平成25年度双葉町一般会計補正予算(第7号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により歳入から行います。

第1款町税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款自動車取得税交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第12款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第13款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第14款県支出金。

6番、谷津田光治君。

○6番(谷津田光治君) 民生費県補助金なのですが、災害救助費県負担金、これは500万円、10人、250万円、20人って当初の予算で説明があったはずですけども、これだけ残る理由を教えてください。減額する理由。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 住民生活課長に説明をさせます。

○議長(佐々木清一君) 渡邊住民生活課長。

○住民生活課長(渡邊 勇君) ただいまのご質問につきましてご説明申し上げます。

今回の減額ですが、災害弔慰金のことしの精算分によります減額でございます。弔慰金の給付が2月でもって一旦精算という形をとりますので……県負担分、それから国庫負担分の弔慰金の支給というのが2月分の交付決定をもって決定されますので、それに伴うことしの精算という形で減額になります。

○議長(佐々木清一君) 6番、谷津田光治君。

○6番(谷津田光治君) そうすると、最初に予算案をつくる時に言った人数から、ではそれぞれ何人ずつ少なくなったのか教えてください。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 住民生活課長に説明をさせます。

○議長(佐々木清一君) 渡邊住民生活課長。

○住民生活課長(渡邊 勇君) 災害弔慰金につきましては、一応生計主の500万円と、あとそれとは別の250万円の給付がございまして、それぞれの明細につきましては現在ちょっと手元にございませぬので、後ほどお示ししたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(佐々木清一君) よろしいですか。

6番、谷津田光治君。

○6番(谷津田光治君) よろしいもよろしくないも、答えられないのは答えられないですから、しようがないです。

○議長(佐々木清一君) そのほかありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第15款財産収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 第16款寄附金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第17款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第19款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款議会費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款総務費。

6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） この説明書を見て、最初に思ったのですけれども、節3職員手当と、こうあるのですが、職員手当って、手当くれる項目は多いところで8つ、9つあるはずなのですよ。これだと何の手当が幾らなのか、もうまとめてあって、1つになっているのです。これはちょっと説明書にしたならば不親切きわまりないところだと思うのですが、職員手当減額はわかるのです。だから、何の手当がどのくらい減額するのかと、こうわかるともっと納得しやすくいいと思うのですけれども、どう思いますか、町長。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員のおっしゃることにつきまして、でき得る限りお答えをさせていただきます。

総務課長のほうから説明させます。

○議長（佐々木清一君） 武内総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 谷津田議員のご質問にご説明を申し上げたいと思います。

人件費、特に職員手当の内訳でございますが、当初予算、それから決算につきましてはそれぞれの手当ごとの額を詳細に記入しておりましたが、補正予算についてはこれまでも職員手当ということで1本で説明書を上げさせていただきました。事前の説明の中で、説明を今後もしていきたいと思しますので、補正予算に限ってはこの様式でやっていただければというふうに考えております。

なお、この額ですが、781万円の減額ということでございますが、これにつきましては災害派遣手当ということで、各市町村から支援をいただいていた方の予定が当初予算から若干数が、支援職員数が減じられたということもございまして、額が大きくなったというものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐々木清一君） そのほかありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款民生費、12ページ。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款衛生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款労働費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款農林水産業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款商工費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款土木費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款消防費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款教育費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第12款公債費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第13款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第14款予備費、質疑ありませんか。

6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） これは補正で整理予算ということなのですが、町長にお伺いしますが、この予算は予算書の原案に目を通しただけの予算であったはずなのですが。これは24年の3月の議会、町長選挙終了直後でしたけれどもね。「査定できましたか」というような質問に、町長は「原案に目を通しただけです」というような答弁でした。それで、この補正予算を見て、いかが町長は感じましたか。結局自分でちゃんと精査した予算ではなかったはず。当初の予算についてまた補正で増額したり、今回はまたその増額した分使い切らないで減額したというような予算も中にあります。ですから、どうでしたか、町長、この補正を見て、町長はこの補正予算を承認して、議案として提出したことについて、町長の思っていることをお聞かせください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員のご質問にお答えいたします。

この補正予算につきまして、昨年3月に就任以来1年間の補正ということで今ご指摘があったこと

につきまして、今後いろいろな局面もあるというふうを考えておりますし、今後いろいろな対応を皆さんにいろいろご指摘、注意を受けたくないような予算編成も含めて、補正も含めてやっていかななくてはならないと思っております。こういうふうな、昨年原案を目を通しただけというふうなご指摘ありましたが、今後そういうことに関してもうちょっと、もうちょっとといたしますか、執行者としてきちっとご理解いただけるような対応をしていきたい、そういうふうには思っております。

○議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第20号 平成25年度双葉町一般会計補正予算（第7号）を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第21、議案第21号 平成25年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により歳入から行います。

第1款国民健康保険税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款共同事業交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第11款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款保険給付費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款後期高齢者支援金等。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款老人保健拠出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款介護納付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款共同事業拠出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第11款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第21号 平成25年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第22、議案第22号 平成25年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により歳入から行います。

第3款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款公共下水道事業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款公債費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第22号 平成25年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第23、議案第23号 平成25年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第

3号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により歳入から行います。

第3款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款支払基金交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第8款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款保険給付費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第23号 平成25年度双葉町介護保険特別会計補正予算(第3号)を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第24、議案第24号 平成25年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予

算（第2号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により歳入から行います。

第3款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第24号 平成25年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前 9時40分）

3 月 定 例 町 議 会

(第 4 号)

平成26年第1回双葉町議会定例会議事日程（第4号）

平成26年3月18日（火曜日）午前9時開議

開 議

- 日程第1 議案第25号 平成26年度双葉町一般会計予算
- 日程第2 議案第26号 平成26年度双葉町国民健康保険特別会計予算
- 日程第3 議案第27号 平成26年度双葉町公有林整備事業特別会計予算
- 日程第4 議案第28号 平成26年度双葉町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第5 議案第29号 平成26年度双葉町工業団地造成事業特別会計予算
- 日程第6 議案第30号 平成26年度双葉町介護保険特別会計予算
- 日程第7 議案第31号 平成26年度双葉町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第8 請願の審査報告
- 請願第 1号 TPP交渉に関する請願書
- 請願第 2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について
- 日程第9 発議第 1号 TPP交渉に関する意見書案
- 日程第10 発議第 2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書案
- 日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

閉 会

○出席議員（8名）

1番	羽山君子君	2番	白岩寿夫君
3番	高萩文孝君	4番	菅野博紀君
5番	清川泰弘君	6番	谷津田光治君
7番	岩本久人君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	半澤浩司君
教育長	半谷淳君
参事兼総務課長	武内裕美君
参事兼復興推進課長	駒田義誌君
秘書広報課長	平岩邦弘君
税務課長	舶来丈夫君
産業建設課長兼 農業委員会 事務局長兼 コミュニティ センター所長	大橋利一君
住民生活課長	渡邊勇君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	大住宗重君
生活支援課長兼 埼玉支所長	志賀睦君
教育総務課長	今泉祐一君
会計管理者	半谷安子君
代表監査委員	五十嵐一雄君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	山下正夫
書記	大浦寿子

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第1、議案第25号 平成26年度双葉町一般会計予算を議題とします。直ちに質疑に入ります。質疑は予算説明書で、款ごとに行います。

歳入から行います。5ページ。

第1款町税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款地方譲与税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款利子割交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款配当割交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款株式等譲渡所得割交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款地方消費税交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款自動車取得税交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款地方特例交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款地方交付税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款交通安全対策特別交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第11款分担金及び負担金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第12款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第13款国庫支出金。

6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 民生費国庫委託金、福島原子力災害避難区域等帰還、ここで切って、再生加速事業委託金ということですが、この金額は前段と後段とどのぐらいの金額で委託金が来ているのかをお伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員のご質問にお答えいたします。

この福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金につきましては、区分けはございませんので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 区分けがないのがちょっと私は納得しかねるのです。では、なぜこれ一気に表題つからないのか。これ帰還に関してどのぐらいとか、それから再生加速事業って、ではどういう事業を言うのか。避難区域帰還と再生加速事業というのはどう整合性をとるのかをお伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員のご質問に、総務課長のほうから説明させます。

○議長（佐々木清一君） 武内総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 谷津田議員のご質問にご説明を申し上げたいと思います。

避難区域等帰還・再生加速事業ということで中に「・」はありますが、国の委託金の名称でございまして、特に谷津田議員のおっしゃる、その事業を区分けして申請しろというものはございません。国の、あくまでも補助金の名称ということでございます。

その内容であります、特に双葉町の場合ですと、帰還が困難な地域ということもございまして、帰還ができるまでの間、避難区域においていろいろな事業を行っていくということで、それらの事業を行うための支援ということで26年度は各種事業に充当しているという状況でございます。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 今、議場で総務課長に説明されるのはちょっと、私は何のために2日間かけて議会の勉強会やったのか、何か意味がないような。菅野委員長は、特にというような説明を求めたはずですから、特に大きく変わったのか、ここは説明しておかなければだめだというようなところをやってくださいという、勉強会の初めに言っていたはずだと思っているのですよ。だって、聞かれるのも悪いかというと、聞かないほうも悪いと言われれば悪いのかもしれませんが、別に町

で課長さんが説明しないものを一々聞くのもあれだけれども、やっぱりこれだけの高額が国から委託金として来ているわけですから、そしたら、町でどんな事業をしたいとかというのは……だから、そういうところは当然町では考えていると思うのだよね。だから、これだけの11億9,000万円の委託金が、あくまでも委託だから、預かりでしょう。だから、仕事やらなかったら返す。仕事やらなかったら返すのだったら、最初から金は預かる必要もないと。だったら、これくらいこれは、ことしの原子力災害の区域の帰還とか再生加速事業、こういうのを計画しているからということでこれだけの委託金が国から来ると思うのだよね。ですから、預かっていて仕事やらなかったら、これはまた返さなければならぬ金だと思うのですよ。もう少し事業計画をしっかりと立てながら事業に、この金が減額補正にならないようにしっかりと町で仕事をしてほしいと思います。町長、いかがですか。やりますか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員のご質問にお答えいたします。

福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業につきましては、その中身につきましては、こちらのほうで大体の内訳についてはお配りをしているということですが、改めまして、その事業名についてご説明させていただきます。

大字総会参加助成につきましては750万円、ICTきずな支援システム構築・運用業務委託に関しましては2億9,028万6,000円、ICTきずな支援システム通信料につきましては8,758万円、情報端末借上料5,314万円、双葉町防犯・防災パトロール事業業務委託、これにつきましては1億1,006万9,000円、そのほか金額につきましては総計でこちらに書いてあるとおりでございますが、項目につきまして、一時立ち入りのしおり作成業務委託、仮設トイレ賃借料、仮設トイレ維持管理業務委託、個人積算線量計校正業務委託、町民交流施設運営事業、電子掲示板賃借料、防犯・防災総合システム賃借料、町道等除草、ため池管理用通路草刈り、個人線量計校正事業委託、尿による内部被曝検査、甲状腺検査等々、以上で、こちらに書いてあるものの事業の中身となっております。そのものに関して執行できるようにやっていきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） そのほか質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第14款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第15款財産収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第16款寄附金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第17款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第18款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第19款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第20款町債。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 19ページ、歳出に入ります。

第1款議会費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款総務費。

6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 企画費で質問します。

立派なこれはまちづくり計画ができました。丁寧に実施計画とまで書いてあるのですが、計画を立てる時には設計でも計画でも一緒だと思うのですが、とりあえず基本計画というものができて、次が実施計画ということに、そういう運びになろうと思うのですが、これ実施計画をつくっておきながら、長期ビジョンという仕事がかこれ委託料でまた出てくる。復興計画策定業務という、またここも同じようなものが出てくる。まちづくりが終わったと思ったら今度は推進委員会、これがどう違うのか。これだけの予算、今町長が長々と答弁いただきましたけれども、私は、あれだけのものの中で減額補正しないでしょうねって言いたかったのですが、ここまたこれだけの予算をとって同じような仕事をして、どこがどう違うのか、少し教えてください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員のご質問にお答えいたします。

事業計画及び実施計画につきましては、今回作成したものは平成26年度に重点的に取り組む事業を盛り込んだものでありまして、来年度は平成26年度の事業を検証しながら、平成27年度に重点的に実施すべき事業として取りまとめたものであります。事業計画の意義などにつきましては、平成25年6月に策定しました双葉町復興まちづくり計画は、町民の生活再建と町の復興に向けた取り組みの方向性を明らかにしたものでございます。

具体的な取り組みは書かれてございませんが、そのため、双葉町復興推進委員会において、町民の皆さんの意見を聞きながら、当面強化していくべき具体的な取り組みを議論いただき、その提言を受けて、町執行部として、平成26年度を中心に実施していくべき具体的な事業を検討し、予算を伴うものは予算措置を図り、取りまとめたものが3月5日に策定した事業計画でございます。町民の皆さんの直近のニーズを踏まえながら、この計画を策定することで復興計画に基づいて町が重点的に取り組んでいく事業が明らかとなり、また、町民のニーズに根差した町の取り組みを町民の皆さんに明らか

にすることができる意義は大きいものと考えてございます。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） これ、さらっと見ましたけれども、ことしだけではなくて、来年、27、28年まで書かれているようです。ですから、27、28年はこうやっていくのですよと、まず指針だと言われれば指針、だけれども、これ実施計画と書かれている、わざわざ丁寧に。実施計画立てて、それからまた何を計画するのか、私にはわからないけれども、これやりますよと、こういうやっていくのですよという計画だと思うのだ、実施計画。基本計画というものがしっかりしていれば、それに基づいて実施計画って、今度はやり方、やる方法とか、全部考えて書き込んでいくのが私は実施計画だと思っているのですが、まだまだこれが、だから、これに基づいてまた長期ビジョンというやつがつくられるのですか。それもまた委託で。これだけのものがあるなら、復興支援課でできるような気がするのですね。まして、今大きな問題を抱えている。それを、では、どう見越しているのか。やるかやらないかでまた大きく変わらと思うのですよ。ここ、今日の前にその大きな問題がぶら下がっているわけですね。これをどう扱うとか、どうそこをうまく計画を、当然これは修正しなければならない。だから、ちゃんともうそこに問題があるのならやっぱりその問題も考えてやらないと、またやり直しということになるような気がしているのです。ですから、これはよくよく考えて委託してください。

あと、議長、いいですね、同じこの款のこと。

○議長（佐々木清一君） 許可します。

○6番（谷津田光治君） 太陽光発電。これつくって電気起こしてどうするのか。これ、復興拠点をつくると言っ、そこでとりあえず使うべき太陽光でやるべというのだったらまだ私も納得できるのだけれども、太陽光発電やって東北電力に売って、その東北電力に売った電気が東京電力に売電される。こんなことを考えているのだったら、こんなのやらないほうがいいぞ。だから、帰還準備区域があるわけですから、だからそこをどう拠点づくりとして、そこで賄う、使うのだというのだったらまだ話はわかるのですけれども、これ委託かけて、また次には建設ということに入っていくと思うのですけれども。だから、幾ら国から復興資金が出るといっても、まだこういうの……よその自治体でやっているから双葉もやらなければならないというような考えでやるのだったら、私はやめたほうがいいと思う。とりあえず、町の復興に役立たせるという考えがあるのかどうかお伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員のご質問にお答えいたします。

太陽光発電の計画につきましてであります。このことにつきましては、当然4%の解除準備区域の地区に関してのことだとおたじだと思っておりますが、その地区が解除準備区域ということで線量が低いと。まず、1番初めに双葉町の除染計画をして、帰還するための拠点づくりということでございますが、ご存じのように、その両竹・浜野地区に関しましては津波被害が甚大な状況でありまして、流出した家屋、そして直接的な被害を受けた方が数多くおられます。そういった中で、国の計

画であります防潮堤の計画、6.2メートルを7.2メートルにすることによってどの程度津波被害の対応ができるかということも、現在町の中でも検討してございます。そういった中で、津波被災地の部分に関しまして、防潮堤のかさ上げによって、前回の津波の約半分程度までは減少させることができるという報告をいただいております。そういったことで、浜街道から西の部分もやはり津波の被害が、津波があった場合に仮定しての話でございまして、そういうふうな被害の可能性があるということも考えた時に、どういうふうな復興拠点ということで考えた中身でこの太陽光という考えも出てきたわけでございます。当然、両竹・浜野の住民の皆さんの意向も伺いながらその判断はしていかななくてはなりません、現在、太陽光に関して一番今喫緊に対応していかななくてはならないのは、枠があるわけです、太陽光の。その枠に関しても非常に早急性のものを求められておるといふことと、売電に関しましての料金的なものも今後安価に推移していくということが想像されるということで、まず検討している状況でございます。当然住民の皆さんのご理解をいただく状況でなければ無理なことになろうとは思いますが、町としましては、そこをまずそういうふうな構想として、できるものならば目指していきたい。しかし、絶対的にそれをやるという考えではありません。そういったものの柔軟な対応を、もし太陽光だけでなく、それ以外のものでもっと町にとって有効な活用をするものがあれば、それは当然対応を検討していかななくてはならない、そういうふう考えております。

また一方、そこを復興拠点ということで議員おたがしでしたが、今申し上げましたように、津波被災の現状を考えた時に、将来的に非常に難しい地域だろうと。ただ単純に放射線量が低いということは間違いなことでありますが、それだけで本当に復興拠点になるのか、そういったことも総合的に判断しながら、取り組んでいくべきだろうと思っております。

一方では、帰還困難区域の中でも、自然減衰、そういったものの報告も受けておりますし、かなり線量が下がってきている地域もございまして、そういったところも含めて、総合的に判断していくべきだろうと考えております。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 同じく企画費の13委託費なのですけれども、復興まちづくり委員会、これ一番最初にやる時、町長から答申を受けて議会と話し合っという話でこれは最初にスタートしたものののですけれども、話し合えないうちにこれができてしまうというのは、これ、全くもっておかしいなど。これはもともとのお話では、これをつくる前にちゃんと議会との話し合いがあったかなかったかという、これはなかったですよ。それで、この中に書いてある内容、先日全協で復興推進課長にいろいろ多々説明、途中で終わりましたが、受けました。これ、みんなほかのところのやつまで全部入れて、私たちが話し合いましたよというような報告書なのです。それで、去年もおとしもやって、去年はある程度の結果を出していただきたいと。何も結果出ないで、これあり合わせのようなこのものを持ってこられて、町長、これで本当にいいのですか。これ6,000万円も、何か6,000万円以上

ですよ、これ。全部これ1億760万円、太陽光も含めてこれの話し合いですよ。

それと、太陽光の話に入らせていただければ、町長、復興拠点にならない津波被害を考えた時に、これ太陽光って20年ぐらいのやつやるのですよ。そしたら、津波来たらどうするのですか。地権者の方々にはやっぱり土地の借り上げ等のことやらなくてはならない。これ、物が壊れれば売電できなくなれば、今度はまた町に補正……補正ではなく、これ町でまた賠償とかそういうことを考えれば、最後になったら町自体が賠償しなくてはならなくなるのですよ。20年契約とかそういうふうになってくれば。復興拠点にもならなければ、そういうものをしてたら津波被害のもの、町長、今、津波被害を考えた時に復興拠点にならないというご答弁がありましたけれども、これはちょっとおかしいと思うのですよ。それで、この前の勉強会の中にも、被災者側の委員から出た話ではないと。津波被害の部会のほうで出た話ではなくて、結局は課長のほうから、例えば太陽光発電ってありますよとなれば、これは誘導したのと変わらないのですよ。それで、ここで4,000万円の予算をとって、そしたらあれではないですか、帰還困難区域でも太陽光できるところあるのではないですか。みんな考えれば、土地の有効活用といえどここだけではないのですよ、双葉町全体なのですよ。ましてやこれ、町長、これ町有地でやるわけではないですよ、民地でやるわけですよ。町民平等のところからちょっと外れると思うのですけれども、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員のご質問にお答えいたします。

復興まちづくり計画につきましては、議会との話し合いということではご報告をさせていただいていると、私はちょっと思っているのですが、その辺、ちょっと誤解があったのではないかなというふうに思っております。

あと、太陽光発電につきましては、今津波被害の問題で難しいのではないかというおたじだっただと思いますが、そういったことにつきましても、津波被害の想定したシミュレーションというか、そういったものを一応考えておまして、そういったものにも対応できるようなもの、もしくは保険で対応して、費用対効果も含めて可能であるかどうかということも検討はさせていただいております。そういうことで、まず地権者というか、その土地の持ち主の皆さんにご迷惑をかけないような取り組みをしなくてはならないと。一方、町民平等というお話でございましたが、そういったことも踏まえて検討していかなくてはならないと思っておりますし、先ほどから申し上げておりますように、決定しているということではなくて、もっといい方法、もっといい利活用の考えがあれば、それは柔軟に考えていきたいと考えているところでございます。

ただ、太陽光発電が帰還困難区域の中でも可能な土地があるのではないかとということも、一方、今お話しありましたが、現在帰還困難区域に関しては、まず除染対応がきちっとできている状況でなければ非常に難しいということで、今現在、そういったような可能性のある場所は解除準備区域だけなのかなというふうに考えております。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） これ誤解があったかどうかというのは、予算書にもう書いてあって持ってきても、これは説明ではなくて決定事項なのですよ。違いますか、町長。これ予算書とこれとどれだけ、相談ありますか、予算書に載つける前に。ないではないですか。それはやっぱり、ちょっと違うのではないかなと。それで、この計画の中にいろいろ読んでもらった中で、いろんな他の団体がやっているようなことも全部入れてやっていくというのは、これ、では、逆に言えば、町長がそういうふうに言うのであれば、私はこれは評価しませんとなってくるのです。できませんと。何の結果も出していないではないですか。これ、逆に言えば、こういうものがあるのであれば、私たちいらないのではないですかと。これもう決定機関ではないですか、これ復興まちづくり委員会というのは。決定機関ですよ、これね。これ出てきたものは精査してやるって、同じようなこといっぱい書いてあります。決定機関になっているというものは前の話とはまた違うので、それであれば、私はこれは納得できないということになってしまいます。

それと太陽光、太陽光に関しても、では、除染した場合は民地全部太陽光にできるかという調査費用を充てるということですよ、今、町長おっしゃっていることは。今の復興というか、そういうふうには除染しなくても結局低いところに対してはやったということなので、町民平等というのは、他の地域が除染してきれいになった時は、町の予算で太陽光等の調査費用を出していただけるということに、私はなってくると思います。ほかの地域もね。ここの地域だけというのが町民平等ではないのではないですかというお話をしています。他のこともと言いますけれども、町長、それは言いわけですよ、逆に。ちゃんと自分のほうで言ったことは言ったってもう説明は受けているので、議員8人聞いておりますから、これ。聞いていますから、そこに関しては柔軟な対応をしていきたいというお話であればまた納得できるのですけれども、そこまで言うのであれば、逆に言えばどうなのですか。みんなあれな時、町の予算で全部そういう太陽光がふさわしいかどうかということも全部できるということになりますし、民地であれば。町として、株式会社双葉町ではないのですよね。今は町として何をやらなくてはならないかということは、町長ちょっと、復興元年とお言葉使いましたけれども、復興するには町民がいなくてはなりません。今、町民の避難生活をどのようにしてもらおうかということが先に立たなくてはならないと私は思いますけれども、町長のお考えをお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員のご質問にお答えいたします。

この計画等々につきましては、決して決定してやっていくということではございませんし、その中身に関しましても、具体的な中身等々につきましては議会の皆様のご理解を得る努力をしながら、相談をしながらやっていきたいと、そういうふうを考えております。当然、いろいろなものに関しまして議会に相談をしてやっていかななくてはならないということは、町長就任当初から申し上げておりますし、そういう考えであるということに変わりはありません。そういったことで、全て決定して

決めていくということではなくて、その中でも、当然柔軟な対応をしていかななくてはならないものに関して、そういうふうな考えであります。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） では、もうこれ決定していくというのは、もう当初予算になったら決定だと私は思っているのですけれども、今後この予算に関しては、柔軟に対応するというよりも、今後議会等と相談しながら執行していくというような答弁だと思ってよろしいですか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 再々質問にお答えいたします。

この計画等々につきまして、柔軟に相談をしながらやっていきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（佐々木清一君） 質疑ありますか。

1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） この太陽光発電なのですけれども、それにかかわることということなのですけれども、この前、町長、町政懇談会やってきて、今の町民が避難生活している中で今何が必要かということと言われた時に、太陽光発電が出たのでしょうか。私、やっぱり今避難している皆さんはそういうことではないと思うのですよね。やっぱり今何が必要かということをお話されたと思うのですよ、町政懇談会で。この太陽光発電は入っていたのかということと、あと、もし、これ企画課で一般財源八千幾ら出ているのですけれども、この中で、これはずっと、もし太陽光発電やった場合に一般財源なんて使わないのでしょうか。前の事例もありますので、双葉町も。その辺、これからやっていくに当たって考えなくてはならないことかなと思っていますけれども、お答えをお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山議員のご質問にお答えいたします。

町民の皆さんとの意見交換会ということで懇談会も含めてやっておりますが、そういった中で、町政全般の皆さんのお考え、ご意見を伺ってまいったところでもあります。そういった中で、そういうふうな話もありましたし、全般的に全部が全部そうだったということではなかったというふうに、今現在、11カ所でやってきた中では思っております。

あと、一般財源につきましてですが、これは全額交付金等々で充当できると思っております。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） これから、これ、今のところこれは委託料ということなのですけれども、これからつくるに当たって全て国から来る財源でできるということですか。例えばこれ、何かにやっぱり、例えば一般財源が入るということは必ずないということの太陽光発電なののでしょうか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 再質問にお答えいたします。

今現在では充当できておりますが、今後中身によっていろいろ多岐にわたるものに関して、当然交付金等をそういうふうに取り込んでいきたいと思っておりますが、全てができるかどうかというのは、今後のいろいろな状況によって変わってくる可能性はあると思っております。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） やはり、そこまで勉強されてこの太陽光発電を設置するなら、していただきたいと思えます。やはりこれから財源も減っていくとこれほど騒がれている一般財源の中で、自主財源が少なくなる少なくなるって皆さん心配している中で、これ始めるのはいいですよ、確かに売電したらまたその利益が返ってくるかもしれませんが、でも、そこにまたリスクがどれだけあるかということも再度、皆さん優秀な方ですので考えていただいていると思っておりますが、その辺もよろしく願いして終わります。

○議長（佐々木清一君） 今のところ、リスクとかそういうことについて。

町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 太陽光発電等のおただしでございますが、そういったものに関して、当然費用対効果も考えながらやっていかななくてはなりませんし、いろいろ慎重な上にも慎重に検討をして、そういうリスクを回避しながらやっていくということは、当然考えていかななくてはならないと思っております。

○議長（佐々木清一君） ほかに質疑ありますか。

（何事か言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 款ごとの。

（何事か言う人あり）

○議長（佐々木清一君） ちょっと休議します。

休憩 午前 9時36分

再開 午前 9時37分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

5番、清川泰弘君。

○5番（清川泰弘君） 先ほどからこれ太陽光、太陽光、出ていますけれども、私の隣にもでっかい太陽光あるのですけれども、あれはどのくらい採算あるのだかということは、もちろんこれコンサルかける前にも、福島空港にもでかいのつくりましたね、今度ね。だから、それも踏まえて、私は、これは土地を持っている地主さんの救済のためにやるものだから、地代を払うためにやるものだから。太陽光というのは稼働率何ぼだというと、この前もやっていましたね。だから、太陽光、太陽光っていうけれども、42円で売るというけれども、これただでもらってやる分にはあれだけれども、地代払って

やったらこれ採算なんか合うわけないと思うのですよね。福島空港も、私はあれ、来年だか再来年だかに決算出たらどのくらいになるかわかりませんが、だからね、町長、よその町が今何々やったから双葉は何やっているのだと言われても、うちの場合はよその町とは違うのだからそんなに焦る必要は私ないと思っている。あそこでもやっているから、大熊で400町歩……大熊って言葉に出したらだめだな、南の町ではそうやっている。北の町ではどこどこに拠点何ぼやっているなんていうと、うちとは全然違う条件なのだから、町長、そんなに急がないでじっくりやって。これはこれからコンサルタントにかけてという、委託かけてということだから、それはそれでわかりますけれども、とにかく町長、急がないで慌てないでやってください、こういうことだ。地主のためにやるのだからそうでないのだから、ちょっとそれだけ。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 清川議員のご質問にお答えいたします。

町のモデル事業でありますから、単に地権者に利益をもたらすのではなく、固定資産税収入や売電収入の還元など、全町的にメリットをもたらすような仕組みとすることを考えておりますし、太陽光そのものを決定するという考えでございません。先ほどから申し上げておりますし、もっと効果的なものがあれば当然そちらに柔軟にシフトしていくことも必要だろうと思っておりますし、当然議員おっしゃったように費用対効果というのは十分考えていかななくてはなりませんし、先ほど来、各議員の皆さんから安全性の問題、いわゆる津波のことも想定した対応もしなくてはなりませんので、そういったもろもろのリスク管理をしながら対応していく、そういうふうに考えております。

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款民生費。

4番、菅野博紀君。40ページです。

○4番（菅野博紀君） 49ページ……これは委託費、避難者名簿作成業務委託料なのですけれども、避難先住所録作成ということで説明を受けましたが、町長の懇談会等でそういうものが欲しいという話がありましたが、これ、神戸、中越地震等で、こういうものが犯罪の手助けになってしまうということは町長もご存じだと思います。それでなくても、うちの町の仮設には、ちょっと不審者が入っているというお話が二、三度私にも耳に入っています。警察の方がいろいろと手を回していただいて、そういう方が入れないような状況を今一生懸命つくっていただいている中で、わざわざそれを抑制するような方向性のもの、ましてや借上げの方……抑制ではなくて増強ですね、それ、手助けするような方向になっているものだと私は思います。私の知っている方で、福島県内に住んでいる方で、双葉町民だということを隠していますよ。いろいろと言われるのが嫌でという方も、結局そこで名前が出たり何かすれば特定、郡山地区何々、菅野博紀という名前があれば、ああ、あそこも避難の方だったのかなということを、どんな形であれ、わかってくるような気がします。平成23年震災以降、6月

ぐらいに、町民同士の連絡の取り合いということで、町に電話を、連絡とりたい人がいた場合は町に、私が隣の高萩議員に連絡とりたい時は、町に私の電話番号を言えば町から高萩議員のところへ電話がいて、電話番号を教えて、電話が来るというシステムは、双葉町はもうできているはずです。それはほかの町村よりも早かったと思います。他町村がいろいろな面で先陣であるからそういうことをやらなくてはならないとか、電話帳とかそういうことでやらなくてはならないのではなくて、あくまでも行政は町民の生命、財産を守るという大義名分があるので、そういうものに関して結局これがどうい影響を与えてくるのか。また、このことによって行政が訴えられるような可能性が高いものに対して、こういう予算が上がってくるのは、最初に相談をしなくてはならなかったのかなと思いますけれども、町長の考えをお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員のご質問にお答えいたします。

避難者名簿作成業務委託料についてのおたがでございませうが、今現在やっております懇談会等でも、町民の皆さんから電話帳の作成は希望として出ております。しかし、議員がおっしゃいましたように、電話帳をつくってしまうと、個人情報保護法、そして今随分犯罪が頻発しておりますオレオレ詐欺等々の被害が起きる可能性があるのでは、電話帳については決して町としましては積極的に動いているわけではございませうし、そういったことはどちらかという個人情報保護法の問題、そして犯罪を助長することになってしまうので、それは考えているというわけではございませう。ただ、今回の避難者名簿の作成につきましては、各地区いろいろな自治体にお世話になっている町民の皆さんが、どこに誰がいるのか、その住んでいる地区でわからないと。そういった人たちが、例えばいわき市でしたらいわき市に誰々さんがいるよという程度のものでありまして、そういったものをお知らせすることによって、先ほど議員がおっしゃいました、町のほうに誰々さんというふうなことがあれば、町として仲介して連絡をとれると。そういうふうな、ある程度いる場所の大ざっぱな話ですね、そういったもの名簿を作成するという考えであります。決して個人情報保護法に抵触するとか、皆さんがオレオレ詐欺とか、そういった被害に遭うようなものを助長するような取り組みではなく、執行部内でもこういうふうな犯罪の抑制、抑止力になるような取り組みとして考えながら、どういうふうにしたらいいかということで考えるもので、構想として出てきたものです。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 例えば、守秘義務がある方にね、その住所は役場職員等見られると思います。自治会長、各自治会があつて、その中でいろんな面で交流等をすれば、そういう名簿までつくらなくても、先ほど言いましたけれども、結局、例えば親と同居して、親がそこに名簿に出すと、若夫婦は出したくないといった状況等にもなる可能性がかなり高い。それで、そういうところ、自治会に入らない人は入らない人で、やっぱり連絡をとりたくないというような気持ちの方もいらっしゃると思います。何のために町に、これ避難の場所とか届けているのかわからない。そういうことによって、

今度届けてもらえなくなる可能性があると思います。そうすると、行政のほうが多分困ると思うのですよ。ある一部の人たちがそういうふうになってね。わかりますよ、本当、連絡とりたいというのは。だけれども、被災3年以降、本当に大体の方は僕たちは、僕たちはというか、僕の周りの人たちは、連絡とりたい人はもう大体とれている中で、今になってなぜこの名簿なのかなと。大ざっぱと言いますが、先ほど言いましたよね。知られたくないのに招かざる客が来てしまうような、隣近所には言っていないけれども、いや、それによってばれてしまったとか何とかとなれば、またそこで引っ越ししなくてはならない人も出てくるのではないですか。個人個人の事情等考えれば、個人情報保護法というものもある中でいろいろ言っていますけれども、先ほどの招かざる客が来るのを避けている方々がいるのに、それを抑制するような方向性のものを、一方の言うことだけ聞いて行政が動いていいものなのかということをお僕は言っているのですけれども、これに関してもかなり慎重に考えなければならない予算だと思います。予算の額よりも、その個人個人のことをちゃんと考えた予算書なのかなというのは、すごく僕はこういう面から見えてくるのですけれども、町長、どういうふうにお考えか。今後この予算はどういうふうになり、本当にやってしまうのかどうなのかも含めてお聞きします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員のいろいろ心配されることは重々わかっております。そんな中で、名簿の作成に当たりましては、作成の趣旨をご理解いただくという努力をしなければなりません。そして、氏名等掲載希望の有無、そういったものに関しても、避難先市町村名の表記も含めて、本人のまず意思確認をしなければならぬだろうと思っております。表記方法についても、町民一人一人の意向を確認しながら対応していきたい。当然、意向確認の成果や名簿の様式については、議会や行政区長会などにもご報告を申し上げながらやっていきたい、そういうふうを考えております。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 町長、申しわけありませんが、今の質問の答えにはなっていません。同居等の方々もいらっしゃいますよと言っています。万が一これによって犯罪等、本人へのもう嫌がらせも含めて町は全部責任を持つのだったら、僕はやるべきだと思います。責任が持てないのだったら、僕はこれはやらないほうがいいと思っています。責任をとれるならとれるとはっきり言ってください。それによって私は考えますので、よろしく申し上げます。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） まず、町民一人一人のご意向を伺うと。そういったことで対応していくべきだろうと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

（「休議」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前 9時50分

再開 午前10時01分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員のおただしに対してお答えいたします。

意向確認の前に、議会と相談しながら、いろいろなご意見を参考にして判断をさせていただきたいと、そのように考えております。

○議長（佐々木清一君） そのほか質疑ありますか。民生費の質疑です。

1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 49ページから50ページにかけて、今度假設トイレをふやしましたけれども、6カ所分かな、ふえたの。それで、線量の低いところと聞いておりますが、やはり女性の方ですと、これ両竹に2つありますし、女性の方ですと仮設トイレが2つ、両竹と双葉駅、今度6カ所ふえるのですけれども、確かにこの帰宅困難区域で男性ばかり帰るとは限らない。石熊、山田、確かに線量も高いですけれども、やはりこの辺に1つあってもいいのではないかと思いますけれども、その辺お答えをお願いしたいのです。よろしく願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山議員のご質問にお答えいたします。

線量の高い山田、石熊のほうにも仮設トイレを置いてもいいのではないかとということでございましたが、線量の高いところに置くことによる健康被害とか、そういったメリット、デメリットも含めて考えをしながら、判断をしていかななくてはならないと思っております。

また、それ以外のことにつきましての補足は、住民生活課長のほうに説明させます。

○議長（佐々木清一君） 渡邊住民生活課長。

○住民生活課長（渡邊 勇君） ただいまの羽山議員のご質問についてご説明申し上げます。

確かに、山田、石熊地区にも必要ではないかというふうなことは以前から住民生活課内でも検討材料にはなっております。仮設トイレを設置した場合の保守点検、ペーパーの交換、それからくみ取りなども一応考慮しますと、高線量地区での維持・点検・保守というのがなかなか事業者的にも難しいというふうな意見をいろいろ伺っております。したがって、今後の線量の状況などを見ながら、対処していきたいというふう考えております。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） トイレが線量の高いところと言いますが、皆さん何時間トイレにいるのですか。それと、あと、申しわけないのですけれども、置いて、掃除して、例えば掃除もこれ1週間に1回とか、どのくらいなのか知らないのですけれども、やはり2日、3日に1回掃除していただけるよ

うな予算もとってありますよね。やはり、これ男性はいいとしても、女性の方はやはり、皆さん帰宅困難区域だから女性は帰るなというわけにいかない、双葉町ではほとんど帰宅困難区域ですので。そういう場合に、この両竹とかそういうところに、これちょっと私のほうで2カ所となっているのですけれども、やはりこれを考えたときに、ぜひそちらのほうにも1カ所ぐらいは置いても、例えばくみ取りとか何かと言ったって、そんな3時間も5時間もかかるわけではないでしょう。機械をぱっと持って行って取ってくるわけですから。それをやはり町民の利便性ということも、確かに利便性だから帰宅困難区域に帰らないかという、そうではないです、皆さんお墓参りだ何だかんだってやっぱりいろいろあると思うのですよ、ふるさとに。そういうときに、その高線量だから帰らないわけではないのです。やっぱり帰るのですから、ぜひこの山田とか石熊地区にもぜひ置いていただきたいというのが私のお願いです。

○議長（佐々木清一君） 答弁はいいの。

○1番（羽山君子君） その件に関して、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山議員のご質問にお答えいたします。

今先ほど申し上げましたとおり、健康被害、いわゆる被曝の管理に関しましても、きちっと対応していかななくてはならないということ踏まえて、検討をさせていただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 今、除染というのがはやっていますよね。被曝といますけれども、やっぱり除染したところに、それ環境省とか何かにそういうところを頼んでいただいて、やはり避難している町民の利便性を本当に考えていただけるなら、そこを除染していただいたらいかがなものでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山議員の再々質問にお答えいたします。

そういったことも踏まえて、検討させていただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 1点は、防犯パトロールと

（「何ページ」と言う人あり）

○6番（谷津田光治君） 民生費だ。だから、ページで49。これと、次のページの防犯総合システムというのは何を指すのか。これ賃借料ですね。

それから、水道料も、システムというのがあるみたいで、これ今度の臨時福祉給付金も、給付金システム構築委託料というのがないとこの給付金くれないのかどうか。これは45ページですよ。それと、水道料も全く同じ方法だと思うのです。これと防犯パトロールに使う金と、システムってどんなものを借りるのか。

それから、きのうも聞きました扶助費をもう一度、3,500万円と1億円、これの中身。いっぱい、去年と同じ予算で減額補正していて、また同じ金額が計上されてくるということですから、これはどういう内容になっているのかをお伺いしたいと思います。わかりましたか……わかった、はい。お願いします。

○議長（佐々木清一君） では、答弁のほうが少し時間かかるようですので、休議させていただきます。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時20分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員のご質問にお答えいたします。

防犯パトロール、防犯総合システムについては、住民生活課のほうに説明させます。

水道料は生活支援課、給付金システムは健康福祉課、扶助費は産業建設課、弔慰金につきましては住民生活課で説明をさせます。

○議長（佐々木清一君） 渡邊住民生活課長。

○住民生活課長（渡邊 勇君） ただいま谷津田議員のほうからご質問のごございました住民生活関連3点についてご説明申し上げます。

まず、最初の双葉町内防犯・防災パトロール事業業務委託料ですが、こちらにつきましては、民間の警備会社に委託しておりまして、午前8時から午後6時まで町内を365日パトロール行っているものであります。

一方、双葉町内防犯・防災総合システム賃借料ということで、使用料及び賃借料のほうに計上しておりますシステムですが、こちらについては、車両ナンバーの認識システム、通常Nシステムと呼ばれるカメラを含めて、防犯のためのカメラをスピーカーとともに設置するものであります。こちらにつきましては、完成したシステムの賃借という形でリースによって行われるもので、予算的には使用料及び賃借料として計上させていただいております。こちらの防犯システムでの画像につきましては、データセンターのほうに蓄積いたします。警察等の照会依頼があった場合には情報を提供する予定であります。防災に使用可能なスピーカーも同時に設置いたしまして、現在使用の役に立っていないとか、従来の防災広報無線の一部限定的な代替措置としての防災広報として使用したいと思っております。

その次に、災害弔慰金なのですが、平成25年度と同額の1億円を計上させていただいております。内訳としましては、250万円のものについては20件、あと500万円につきましては10件を当初予算として見ております。前年と同額とした理由でございますが、平成24年度は1億7,500万円ほど支出して

おります。今年度も現在審査中のものを含めるとおよそ5,000万円程度にはなる見込みであります
が、実際請求等審査に提出してみないと実際の支出額というのが決定しないものですから、こちらに
つきましては、前年同額という形で計上させていただきます。

○議長（佐々木清一君） 志賀生活支援課長。

○生活支援課長（志賀 睦君） 谷津田議員からご質問のありました応急住宅水道料金使用料システ
ム業務委託料につきましては、南台応急仮設住宅の水道料金の納付書発行及び料金の消し込み等に関
する委託でございます。

以上でございます。

○議長（佐々木清一君） 大住健康福祉課長。

○健康福祉課長（大住宗重君） 谷津田議員の質問にご説明を申し上げます。

臨時福祉給付金システム構築委託料がないとできないのかとの質問であります。これは26年度新
たに出た給付金事業でございます。給付の対象者を洗い出すために住民基本台帳、それから税の申
告情報、それから加算金に伴う年金情報、児童手当情報、そういったものを取り込みまして対象者を
確実に洗い出すということで、それから支払いについても確実な金額を打ち出すということで、必要
なシステムと考えております。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 大橋産業建設課長。

○産業建設課長（大橋利一君） 谷津田議員のご質問にご説明したいと思います。

20扶助費の中の災害扶助費ということで3,500万円の内容でございますけれども、昨年、一昨年、
その前からと例年実施しておりますけれども、これは年末におきます避難先に輸送する生活支援物資
ということで3,500万円ということで、一応3,500戸分ということで計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） きのうも補正の時に話しましたがけれども、結局減額補正をするというこ
とになれば、災害弔慰金でも、けさほどこのプリントもらいましたけれども、これから出てくる可能性
を含んでということだと思っておりますよね。だけれども、大体前年の実績から、こんなにいっぱい予算
をとっておかなくても間に合うだろうなということにはならないのかどうかだよな。いっぱい計上し
ておいて減額すればいいというような予算のとり方は、私は、余りいい予算のとり方ではないという
ふうに思っております。

それから、臨時福祉給付金のシステム、漏れないように一生懸命名簿つくるのだ、システムつくる
のだという考え方はわかるのですけれども、これ何人対象者がいて、4,200万円余くれる給付金、こ
の金額に500万円かけてつくるのですよ。すると、4,200万円くれるのに500万円元手使わなければく
れられなかったらば、もっと何か考える方法がないのかどうか。余りにもこれかけ過ぎではないです

か。4,280万円給付する金があると。この金をくれるのに、505万5,000円を使わないとくれないということ、私は余り納得できないところであります。

それから、防犯パトロール、それは人がやるのはわかっています。これは委託、人を頼んでパトロールするのはわかっています。でも、なぜこのシステムを借りないといけないのか、これが何をくっつけてやるとかと、どんなことするのか全く理解できない。今の町内に入る方法で何が不便があってだめだって町民皆さんから言われているのかどうかわかりませんが、何か変でないですか。防犯パトロールやっていけば、双葉町51平方キロしかないところでパトロール費用これだけかけているのだから、何組かで巡回して、今もしているようですけども、することができるはずですよ。そのほかに何が必要なのか。これ、もう少しこの事業の中身、説明してください。警察通報だの何だのというのは、別に町でそういう機材取りつけたりなんかしたりしてやらなければならないのかというようなことは、余りそんな義務はないような気がするのです。だから、知り得た人が通報すればいいわけですから。これだけ中身がよくわかるように説明してください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員のご質問にお答えいたします。

このシステム整備事業につきましては、町民の一時帰宅の際、事故情報や警報等を迅速に知らせるためのシステムを整備するためのものでございます。

補足説明につきましては、住民生活課長のほうに説明させます。

○議長（佐々木清一君） 渡邊住民生活課長。

○住民生活課長（渡邊 勇君） 谷津田議員のご質問にご説明申し上げます。

まず、パトロールの委託についての予算についてであります。

（何事か言う人あり）

○議長（佐々木清一君） いや、いいですよ、質問された部分だけ答弁してください。

○住民生活課長（渡邊 勇君） はい。

まず、それでは、双葉町内防犯・防災総合システムの内容についてご説明申し上げます。こちらのシステムについては、先ほどご説明申し上げましたとおり、ナンバー認識可能なNシステム用のカメラを含めた防犯カメラを設置いたします。これによりまして、一時帰宅された皆様方から最近窃盗犯が町内でかなり多いといった苦情も聞かれることから、目的としては、その防犯の抑止効果も含め、実際にその被害に遭った場合にはその不審者の洗い出しにも使えるということで、設置するものであります。犯罪の抑止効果だけではなくて、同時に併設しますスピーカーも設置しますが、こちらについては、有事というか、新たな被害、地震、それから原子力情報などの情報を速やかに、立ち入られている皆様方に迅速に伝達するためにつけるものであります。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 今、ことし、双葉町でどれぐらいの犯罪、空き巣等、自動車事故でも、一

時帰宅の際にどれぐらいの、では、事故や犯罪を役場として情報持っているのか。これを犯人の盗んだ人なんかの洗い出しに町が金使ってやるようなことなのだろうか、どうも余り警察権のほうまで食い込んでいるような気もするのだけれども。これはスピーカーをくっつけたって、どんなことするのかわからない。これに5億4,000万円を使って、パトロールにも1億円以上の金を使って、だから、これ犯人割り出し、町でやる気ですか。今現在、私らも一時帰宅はします。持ち出すようなものは、もう汚れているというような認識から余りしません。まだまだ大事なものはあります。皆さんも多分あると思います。だから、それを持っていかれてしまうとがっかりしたり、悔しくて泣いたりはします。だけれども、皆さん一生懸命パトロールしてくれて、にもかかわらず、今度その合い間に誰かが家宅侵入して持っていったものを、その犯人を洗い出しするような仕事は、町でもやらなければならないのかって。持っていかれた人は通報しても戻ってくるものって余りないと思うのだよね、今。だけれども、これ本当にこれだけ5億4,000万円かけてこの事業がうまくいくのだべか、町長。これ、どうしてもやらなければならない事業なのかい、お伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員のご質問にお答えいたします。

まず一番は、犯罪の抑止力効果ということで、町民の皆さんの財産を守る、保全するというのが一番大切ではなかろうかと思っております。そういった意味で、町内の防犯体制整備のために、防犯カメラを7カ所24台設置する計画であります。なお、防災用緊急放送スピーカーが8カ所16基、これはいわき事務所内に放送卓を設置し、遠隔操作による防災放送システム等をするようになってあります。そういったことに対して、さまざまな有事の際に、立ち入り者に緊急情報を伝達するシステムとして考えてございますので、必要なものだと判断しております。よろしくお願いたします。

○議長（佐々木清一君） 質疑ありますか。

（「はい」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 何……、3款で先ほど質問していますので。

質疑ありますか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款衛生費。51ページからです。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款労働費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款農林水産業費。

6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 1つは、ため池の草刈りなのですが、これ68カ所ぐらいため池があるようですが、そのうち20カ所、だが、これはどの辺まで草刈りするのか。これは結構ため池というのは沢

の奥にあって、そこまで行く道のり、それから堤台等々、結構手間隙のかかる仕事であって、この20カ所ぐらいというのですけれども、そんなにきれいにやるということではできないのかと思いますけれども、今現在除草もやっていないところで、まだ、この事業をうまくやっていくのかどうかと、来年は予算等は、ちょっと予算書にはないのですけれども、来年双葉町は米つくれるよというようなそういう発表あったのですけれども、それ、これから先考えていくのかどうか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員のご質問にお答えいたします。

産業建設課のほうに草刈り業務委託に関する説明をさせます。

あと、米の生産が可能だというふうな政府発表は私も当然知っておりますが、双葉町の現状で今現在可能かどうかも含めて、今後検討していかなくてはならないと思っております。

○議長（佐々木清一君） 大橋産業建設課長。

○産業建設課長（大橋利一君） 谷津田議員の委託料でため池管理草刈り業務委託料ということで、今回100万円計上させてもらっております。中身につきましては、全体68カ所あるのですが、そのうちの主たるため池ということで、おおむね20カ所を予定してございます。このため池の管理につきましては、避難した当初から定期的に行きまして、要するに水位の管理ですね、二次災害を、堤台等にひびが入っていたりするものですから、そういう防止をするために巡回していました。しかし、ここ3年間はほとんど除草等やっていなかったものですから、改めて出入り、管理する部分に草が高く伸びましてなかなか見通しがきかないというようなことで危険な状態になっておりますので、改めて1メートルから2メートルのところの出入り可能なように、現場を見ながら除草しまして、管理を容易にしようということで計上させてもらったものです。

以上でございます。

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款商工費、58ページです。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款土木費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款消防費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款教育費。

3番、高萩文孝君。

○3番（高萩文孝君） 教育費の73ページなのですが、報償費、学習支援講師謝礼、これ南台の対応だということでお伺いしておりますが、要はこういうこと、いい取り組みをされているので、ほかの

地区とか、学校これから再開されますが、そういう後にやりたいとか、そういうふうには考えがあるのかどうか。要は、ほかの地区に避難されている子供さんの対応をどのように考えていらっしゃるのか、教育長にお伺いします。

○議長（佐々木清一君） いや、町長のほうで振ってください。

（「ああ」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員のご質問にお答えいたします。

学習支援講師謝礼の件でございますが、この件で、南台仮設だけではなくて、ほかの地域での希望、要望があったらば対応するののかということでございますが、町としましても、いろいろ多くの場所に避難をされている子供さんたちが大勢おられますので、可能な限り対応できるような考えは持っております。

細部につきましては、教育総務課長のほうに説明させます……失礼しました。教育長に説明させます。

○議長（佐々木清一君） 半谷教育長。

○教育長（半谷 淳君） ただいまの高萩議員の質問にお答えします。

今町長からもお話しありましたが、前回の議会の時にも同様の質問がなされましたので、アンケートを県内の子供たちに実施しまして、その内容によって検討するということをお答え申し上げましたが、いわき市の南台の子供たちは引き続き新年度10名前後学習会に参加したいという意向で、南台以外のいわき市の子供たちも20名前後いましたので、まず南台については26年度も引き続き実施したい。南台以外のいわき市につきましても、新校舎建設以後、この場所を使って検討していきたい。他地区については、アンケートについてはほぼ希望する生徒は1名、あるいはゼロという地域もありました。こういった状況を見て、学習会を設定するという状況は難しいかなという判断をしておりますが、それ以外での、例えば通信教育、そういった手段もありますので、町長の方針に基づいて検討していきたいと考えています。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 第11款災害復旧費、76ページ。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第12款公債費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第13款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第14款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（何事か言う人あり）

○議長（佐々木清一君） それでは、総括の質疑を許可します。

6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 1点は、勉強会の時に聞かなかったのも悪いのでしょうけれども、63ページの消防費の給料、職員何人かを教えてください。

あとは、町長にお願いします。お願いでない、質問。これは委託料いっぱい計上されて柔軟にとかという答弁ありましたけれども、一応これ、しっかりと検討した中で委託事業として予算化して委託かけるわけですから、余り方針変えないほうが私はいいと思うのですね。考えているのだったら、もっとさきから考えて、委託かけてください。

あとは、これ初めて町長査定した予算ですから、しっかりと減額補正かけないように、事業計画を立てたものについてはしっかりと取り組むように職員にもお願いして、いい仕事を、予算書に基づいたいい仕事をするようにしていただきたいですけれども、町長の決意のほどをまたお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の質問にお答えいたします。

今当初予算での委託費の部分も含めまして、なるべく執行できるように、議会の皆様のご理解を得られるように努力しながらやっていきたい、そのように考えております。

また、消防費のほうにつきましては、住民生活課の課長に説明させます。

○議長（佐々木清一君） 渡邊住民生活課長。

○住民生活課長（渡邊 勇君） 消防費の給料については、何名かというふうなおただし……

（「給料くれる職員何人ぐらい」と言う人あり）

○住民生活課長（渡邊 勇君） 職員数でございますが、現在3名……

（何事か言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 説明こっちでしていますから。いいですか。

○住民生活課長（渡邊 勇君） 来年度予算につきましては、当初予算では4名予算化しております。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 消防関係で4人の職員を配置して給料1,455万3,000円をくれるということですが、意外と予算書からは仕事量が見つからないのですね、4人でやる仕事。これほどの仕事がかここにはないのだな。どこにそんなに仕事があるのかな、消防。これ自治体消防だから、何そんなに仕事あるの、町長。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員のご質問に総務課長から説明させます。

○議長（佐々木清一君） 武内総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 谷津田議員のご質問にご説明いたします。

住民課の人件費については、消防費以外にも各目でございますが、消防費については、現在災害対策本部も設置しております。それで、通常の業務以外の、皆様ご存じのとおり、一時立ち入りとか、除染とかということもございますので、そういった関係の職員についてはこの消防費のほうから支出させていただいているということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） もっとうまい予算のとり方はないですか。これ消防費に……こういうのが一番とりやすいですか。消防費でとって、いっぱい、仕事量が余りあるとは思えないですが、まあ、それが武内総務課長の一番とりやすい予算の決定だと思いますので、では最後に、悔し紛れに、減額補正しないように頑張ってください。

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 先ほどの総務費の企画費、27ページ、委託。いろんな予算を国から持ってくるのは私は賛成できないかなと。今、職員が通常業務、災害業務等いっぱい業務を持っています。その中で、こういうふうにちゃんと計画が出ないような方向性のもの、今やるべきことを行政として考えなくてはならない時期だと私は思っています。復興のことよりも、今一番やらなくてはならないのは、避難町民の手当てだと私は思っております。その中で、結果というよりも、ちゃんと最後まで説明できないというようなものに関しては、ちょっと、今後行政執行の中で僕は考えていかなくてはならないことかなと、私は思っていますので、町長のお考えをお伺いいたします。

あと、民生費の仮設トイレの件です。仮設トイレを置くのは結構なのですよ、いっぱい。置いても管理をちゃんとしているのかなと。この前の勉強会でも言わせていただきました。2週間に1回とか1週間に1回の掃除だと。では、メインに使うのは女性の方ですよね。女性の方からの批判が出ないように、できれば町、毎日町で見回りしている職員の方とかそういう方もいらっしゃるの、そのこの箇所を毎日掃除ちょっとかけてもらうとか、そういうふうにしないと、また、やりました、やっつけ仕事というようなことにならないように、どういうふうにお考えか。毎日か2日に一遍はお掃除をしないと、トイレトーパー等の管理もあると思いますので、そこら辺どういうふうにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員のご質問にお答えいたします。

先ほど来からいろいろ、各議員の皆さんにはご質問等やいろいろなご指摘をいただいております。そういったことも踏まえまして、今後いろいろ議会の皆さんに相談をしながら、柔軟な対応や判断をしていきたいと、そういうふう考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

また、トイレにつきまして、仮設トイレにつきましては、立ち入りの際十分チェックをしながら、汚れ等々の対応もしていかなくてはならないと思っておりますし、また補足の説明を住民生活課長のほうにさせます。

○議長（佐々木清一君） 渡邊住民生活課長。

○住民生活課長（渡邊 勇君） 仮設トイレ、新設を含めて、これまでの既設のトイレの保守管理につきましては、ご指摘のとおり、かなり汚れるような状況も見受けられます。今後町での委託につきましては、町で臨時職員等でのパトロールを含めて、丁寧に点検して歩きまして、もし汚れ等発見いたしましたら早目に対応したいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 今のご答弁の中で、汚れ等見つけたら早目に対応ではなくて、それが2日に一遍とか毎日行ったなれば、結局は後からやったら完璧にやってほしいですよ、やるのだったら。簡単に言うと、置いたって、さっき言いましたね、置いたからいいだろうではないですよ。それ、やっつけ仕事というのですよ。置いたらその管理までできるような方向性のことを考えていかないと、また町民の方から批判を受けるのですよ。一生懸命やったつもりで私たちはやっていますというのは伝わらないので、ある程度やっぱり思いつきでやるのではなくて、やっつけ仕事をするのではなくて、そこをやったらそういうふうに行っていくようなシステムづくりをしないと、結局は「何だ、あそここのトイレ汚かった、あんなんじゃ入れねえだろう」ということが、役場の職員の方も執行部もそうかもしれないですけども、議員もかなり言われることになるので、私は先ほども言いましたけれども、2日に一遍とか毎日とかできるようなシステムづくりをお願いいたしますということでお話ししたので、それができますかという質問なので、もう一度お願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） ただいまご指摘ありましたことに対しまして、まずどこまでできるか、どういうふうな対応をしないか含めて、検討していきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 先ほど谷津田議員さんが言っておられました双葉町内防犯・防災総合システムについて、5億4,000万円取られていますけれども、これ新規で取られていますけれども、この事業ってもう遅い、既に、いや、遅いということはないかもしれませんが、避難して3年たってからこの防犯システムとかすると言われても、もう皆さんそれぞれ重要な書類とかいろいろなものを持ってこられていると思うのですよね。これ確かに国、県からの支出金か何かで出るからいいとは言いますが、こういうあれがもっと早く出せなかったのかなと。新規って出た、今3年過ぎて今度4年目に入りますけれども、予算ってもっと早くとれなかったものでしょうかと思ひまして、お尋ねいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山議員のご質問にお答えいたします。

従前からパトロール等はしておりましたし、そういったことの対応はしていたわけなのですが、それだけでも防犯に対してのきちっとした対応がなされていなかったということで、今回そういうふうなものをまださらに含めているわけでごさいます。双葉町だけが遅いということではありませんし、当然今後防犯に対する抑止力も含めて検討して、こういうふうな予算の提示になったわけでありまして、今後まだまだ防犯の意味も含めて対応しなくてはならないと思っておりますし、被害の報告も受けておりますので、そういうふうなことで、もっと早くできなかったのかというご指摘でございましたが、今現在としましては町としてできる対応として考えた対策でございますので、ご理解していただきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第25号 平成26年度双葉町一般会計予算を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

（「休議」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時15分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第2、議案第26号 平成26年度双葉町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は予算説明書で、款ごとに行います。

歳入から行います。

第1款国民健康保険税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款療養給付費交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款前期高齢者交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款共同事業交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款財産収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第11款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。9ページ。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款保険給付費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款後期高齢者支援金等。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款前期高齢者納付金等。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款老人保健拠出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款介護納付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款共同事業拠出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款保健事業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款基金積立金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第11款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第26号 平成26年度双葉町国民健康保険特別会計予算を原案のとおり決すること
に賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第3、議案第27号 平成26年度双葉町公有林整備事業特別会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は予算説明書で、款ごとに行います。

歳入から行います。3ページ。

第1款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款農林水産業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款公債費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第27号 平成26年度双葉町公有林整備事業特別会計予算を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第4、議案第28号 平成26年度双葉町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は予算説明書で、款ごとに行います。

歳入から行います。

第1款分担金及び負担金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第1款公共下水道事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款公債費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

6番、谷津田光治君。

○6番(谷津田光治君) 下水道施設、どのぐらい管理といいますか、現状がどのようになっているかというような状況確認はどの辺までしているか。やっぱりいずれ……いずれでなくて、会計予算まで計上しているのですから、どうなっているのか把握はしているのかどうか。現状どういうふうになっているかお知らせください。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 谷津田議員のご質問にお答えいたします。

産業建設課長のほうから説明させます。

○議長(佐々木清一君) 大橋産業建設課長。

○産業建設課長(大橋利一君) 谷津田議員からのご質問にご説明いたします。

公共下水道施設関係の現状はどうなっておりますかというおたがしでございますけれども、これにつきましては、本年の秋に一応施設関係の下調査、簡易調査ということで、一応予算計上させていただきました。しかし、これ加速のほうの国のほうの交付金を充当しようということで計上したのですが、結果的にちょっと該当しなかったということなので、それで、簡易の調査もちょっとやっていない状況です。なお、帰還困難区域がほとんどなので、その辺につきましては、一応道路の巡回パトロールの中でマンホール等のふたの状況とか、それから飛び出しとか、沈下とか、いろいろござ

いますので、その辺は道路管理のほうを含めて安全対策ということが大事でございますので、そういう観点から簡易な整備、補修とか、道路の管理とあわせて行っておるような状態でございます。

以上です。

○議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第28号 平成26年度双葉町公共下水道事業特別会計予算を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第5、議案第29号 平成26年度双葉町工業団地造成事業特別会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は予算説明書で、款ごとに行います。

（「休議」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時26分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

大変申しわけありませんでした。

歳入から行います。3ページ。

第1款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第29号 平成26年度双葉町工業団地造成事業特別会計予算を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第6、議案第30号 平成26年度双葉町介護保険特別会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は予算説明書で、款ごとに行います。

歳入から行います。

第1款保険料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款支払基金交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款財産収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款寄附金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第8款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第9款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第10款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款保険給付費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款財政安定化基金拠出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款地域支援事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款基金積立金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第30号 平成26年度双葉町介護保険特別会計予算を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第7、議案第31号 平成26年度双葉町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は予算説明書で、款ごとに行います。

歳入から行います。

第1款後期高齢者医療保険料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) ちょっと休議します。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時31分

○議長(佐々木清一君) 会議に戻します。

歳出に入ります。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款後期高齢者医療広域連合納付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款保健事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第31号 平成26年度双葉町後期高齢者医療特別会計予算を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号及び請願第2号の審査報告、質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第8、請願の審査報告を行います。

付託した請願について、所管の委員長から報告願います。

請願第1号 TPP交渉に関する請願書、請願第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について、以上の2件を一括して報告願います。

産業厚生常任委員長、谷津田光治君。

(6番 谷津田光治君登壇)

○6番(谷津田光治君) 産業厚生常任委員会からの報告をいたします。

本定例会初日、当委員会に付託されました2件の請願について3月14日委員会を開催いたしましたので、一括して報告いたします。

初めに、TPP交渉に関する請願書であります。請願趣旨にあるように、昨年未までの妥結を目指し交渉が進められていましたが、交渉において各国間の隔たりが埋まらず、年内妥結を断念し、引き続き協議を続けていくこととなっています。

政府は、国会及び自民党による決議を守るとの交渉姿勢を堅持しており、国益をかけた極めて厳しい交渉が続くと予想されるが、いかなる状況においても現在の姿勢を揺るがすことなく交渉しなければなりません。交渉が大詰めを迎えた今も、交渉内容についての十分な情報が開示されない状況となっています。

TPPは、農林水産業のみならず、食の安全、医療、保険など国民生活に直結する問題であり、広く国民に対し交渉内容の情報を開示すべきとの委員の一致した意見から、請願の願意は妥当と認められるため、皆様のお手元に配付した請願審査報告書のとおり、委員会として採択すべきものとなりました。

次に、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についてであります。請願趣旨にあるように、現在の福島県最低賃金は、政労使が合意し目標として掲げた最低額と大きく乖離しているとともに、全国第31位と極めて低い水準にあります。

4月に予定されている消費税率の引き上げが非正規労働者に与える影響を考えた場合、最低賃金が持つセーフティネット機能を維持するためには、物価上昇と消費税率の引き上げ分を考慮した最低賃金の引き上げが必要となります。

福島県の復興を促進させる上でも、一定水準の賃金が確保されることは、労働人口の県外流出に歯どめをかける上で非常に重要なことであり、一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、最低賃金の改定諮問を早期に行い、発効日を早めるべきとの委員の一致した意見でありました。

このことから、請願の願意は妥当と認められるため、皆様のお手元に配付した請願審査報告書のとおり、委員会として採択すべきものとなりました。

よろしく願いいたします。

○議長(佐々木清一君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより請願第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。請願第1号 TPP交渉に関する請願書を委員長報告のとおり採択と決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、請願第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。請願第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について委員長報告のとおり採択と決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、請願第2号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎発議第1号及び発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第9、発議第1号 TPP交渉に関する意見書案、日程第10、発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書案、以上2件を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせますが、かがみのみの朗読といたします。

事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(佐々木清一君) 提出者より提案理由の説明を求めます。

提出者、谷津田光治君。

(6番 谷津田光治君登壇)

○6番(谷津田光治君) 提案理由の説明をいたします。

本日、本会議において請願が採択されましたので、発議第1号から第2号までの意見書2件について一括で提案理由を申し上げます。

初めに、発議第1号 TPP交渉に関する意見書についての提案理由を申し上げます。

先ほども報告したとおり、政府は国会及び自民党による議決を守るとの交渉姿勢を堅持していますが、TPP交渉が大詰めを迎えた今も交渉内容について十分な情報の開示もされず、農林水産業のみ

ならず国民生活に直結する重要な問題となっております。

よって政府においては、いかなる場合においても決議を守り、交渉姿勢を断固として貫き、T P P交渉において実現すること、また交渉に関する国民への情報開示に徹底することを強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものでありますが、意見書については、皆様のお手元に配付した案のとおりですので、朗読は省かせていただきます。

なお、意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済再生担当大臣、これはT P P担当大臣であります。外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、内閣官房長官であります。

次に、発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書についての提案理由を申し上げます。

先ほども報告したとおり、福島県最低賃金は、全国第31位と極めて低い水準となっております。4月に予定されている消費税率の引き上げが非正規労働者に及ぼす影響を考えた場合、さらに福島県の復興を促進させる上でも、一定水準の賃金が確保されることは大変重要なことでもあります。

また、一般労働者の賃金引き上げは4月であることから、最低賃金の改定諮問を早期に行い、発効日を早めることを強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものでありますが、意見書については、皆様のお手元に配付した案のとおりですので、朗読は省かせていただきます。

なお、意見書の提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、福島県労働局長であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第1号について採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。発議第1号 T P P交渉に関する意見書案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されましたので、関係機関へ意見書を提出します。

次に、発議第2号について採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されましたので、関係機関へ意見書を提出します。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（佐々木清一君） 日程第11、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成26年第1回双葉町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前11時48分）

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 佐々木 清 一

署名議員 菅 野 博 紀

署名議員 清 川 泰 弘